

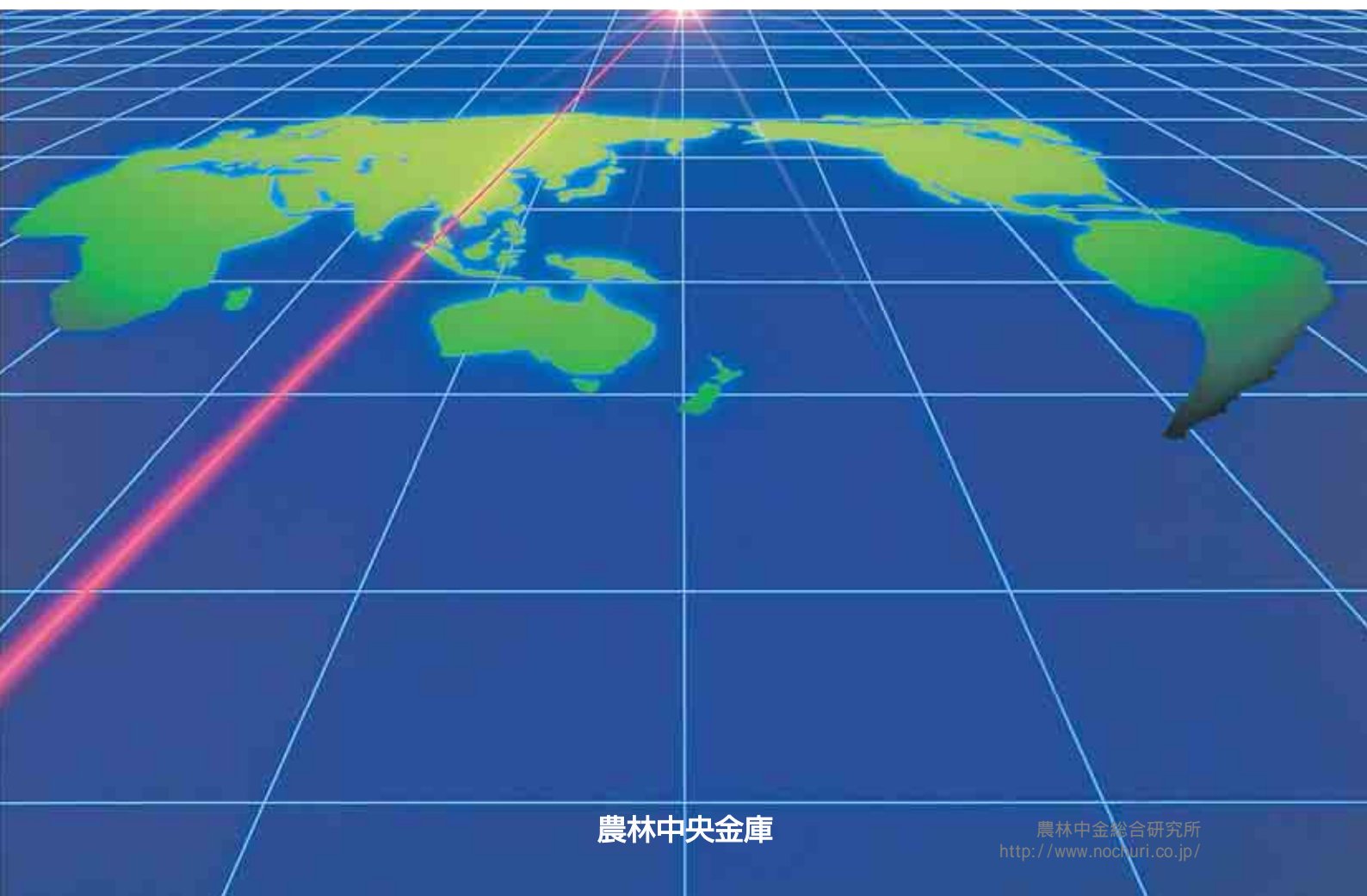
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 **8** AUGUST

食料安全保障 EUの農業と農協

- 日本における食料安全保障政策の形成
- EU加盟6か国における農業所得構造の比較
- イタリアの青果部門における農協間ネットワークの構造と特徴
- 〈講演録〉アジアにおける食料安全保障の決定要因



「岩盤」を崩す？

諮問機関（法令によって設置される「審議会等」と法令に基づかない「私的諮問機関」がある）は、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関である。

諮問機関については、かねてより所管官庁が自らの政策を実現するための「行政の隠れ蓑」ではないかとの批判があった。特に委員選定の段階で偏りがみられる場合においては、偏った内容の結論を導くことへの懸念があり、公平性を担保する仕組みが求められてきた。

今次国会では、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議が衆参両院においてなされた。その主な内容は、規制改革事項等の「決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること」と、民間議員等が「会議に付議される事項について直接の利害関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことができるものとする」とである。附帯決議が必要なほど、透明性や公正性について疑わしいとみられる現実があるということだ（他の審議会においても議論されていないことが唐突に結論としてまとめられるなど、透明性にほど遠いものもある）。

獣医学部新設の問題で耳目を集めた国家戦略特区諮問会議は、法令によって設置される「審議会等」であり、その有識者議員は「経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者」とされ、竹中平蔵議員、八田達夫議員など5名が首相から任命されている。八田議員はその下部組織であるワーキンググループの座長を兼務しており、獣医学部新設にかかるワーキンググループでの審議においては同グループの本間正義委員、八代尚宏委員、原英史委員などとともに議論を主導した。

彼らは「岩盤に穴をあける」と言っているが、そもそも「岩盤規制」とは何なのか。議事録等から読み取れることは、永年継続してきた仕組みであること（例えば、獣医学部については「52年間新設がなかった」）、規制の背後に既得権者がおり新規参入等を阻んでいること、と理解されているようである。獣医学部新設にかかるワーキンググループでの議論では、「無制限にたとえ獣医師が増えたとしても、それはそれだけの知識と技術を持っている人たちが増えるというだけであって、何ら国民にとって害のある話ではない」との意見もあった（残念ながら学生に対するあたたかい眼差しは全く感じられない）。

本当にそうだろうか？ 規制に保護される利益は特定の産業や団体のためのものではない。広く国民の利益につながるからこそ岩盤のように強固にしなくてはならないものがある。確かに不合理と思われる規制を再検討・改革することは重要だが、その実体と影響について専門的見地および研究蓄積等から慎重に審議されてしかるべきである。

「岩盤規制」「既得権益」「抵抗勢力」の三つの言葉で片付けようとするつるりとした鉄板のような姿勢（それは無思考性を助長する）がどうしても理解できない。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

食料安全保障
EUの農業と農協

今月の窓

「岩盤」を崩す？

(株)農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫

食料情勢および農政の展開との関わり

日本における食料安全保障政策の形成

平澤明彦 — 2

EU加盟6か国における農業所得構造の比較

亀岡鉦平・平澤明彦 — 25

エミリヤ・ロマーニャ地域におけるケース・スタディ

イタリアの青果部門における
農協間ネットワークの構造と特徴

鹿児島大学農学部 准教授 李 哉沚 (LEE, Jaehyeon) — 46

〈講演録〉アジアにおける食料安全保障の決定要因
— 制度の重要性 —

講演者 豪州ジェームス・クック大学 教授
周 章躍 (ZHOU, Zhang-yue)
編集・解題 平澤明彦

— 65

談話室

ポスト新自由主義の家族農業経営の発展方向

京都大学大学院農学研究科 教授 辻村英之 — 44

統計資料 — 76

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

日本における食料安全保障政策の形成

—食料情勢および農政の展開との関わり—

主席研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

日本は農地の不足から食料輸入により現在の消費水準を実現し、その結果として輸入依存のリスクを抱えている。食料自給率はその指標とみることができる。20世紀半ば以降の食料危機はいずれも輸入の途絶や制限が関わっている。終戦前後は国内の不作も相まって配給の継続が危うくなるほどの食料不足が生じ、各種の統制措置がとられた。1973年の大豆危機は平時の禁輸措置によるものであり、国内市場の安定化措置や輸入の安定確保のための施策がとられ、大規模な国際農業協力や世界食料需給モデルも導入された。食料・農業・農村基本法では食料の安定供給の確保が第一の基本理念となり、かつて用いられた緊急施策が平素から不測時の程度に応じて整備され、また頻度のより高い様々な不安定性や不確実性を軽減する方向へと施策が拡充された。日本は輸入依存の一方で最低限必要な食料については主権の及ぶ国内生産による供給力を維持してきたが、近年その基盤が脆弱化しており、貿易自由化と人口減少に対応した再編が必要となっている。

目 次

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| はじめに | 4 現行基本法の下での食料安全保障政策の
体系化と拡大 |
| 1 日本の問題：農地の希少さと人口の大きさ | (1) 1999年の基本法と食料安全保障 |
| 2 太平洋戦争前後の食料不足と統制 | (2) 基本計画による体系化と施策の展開 |
| (1) 戦中の食料難 | 5 考察 |
| (2) 終戦直後の食料危機 | (1) 日本の経験 |
| 3 戦後の輸入依存とそのリスク | (2) これまでの政策の拡充方向 |
| (1) 輸入依存と選択的拡大政策 | (3) 今後の課題 |
| (2) 1973年の米国大豆禁輸 | |
| (3) 日本農業の競争力喪失と輸入自由化 | |

はじめに

本稿は、わが国の食料安全保障について、太平洋戦争以降における関連情勢の推移をたどり、現在の食料安全保障政策がどのよう^(注1)にして作り上げられたのかを概観する。

食料安全保障は、土地資源に恵まれないわが国にとって、農業政策の根本的な要素である。そのことは、食料の安定供給の確保が食料・農業・農村基本法の第一の基本理念であることにも反映されている。こうした食料安全保障の重視は、過去における食料危機の経験に由来しており、現行の食料安全保障政策はそうした経験を踏まえて形成されてきた。また、食料供給の変化や輸入依存などの基本的な動向およびそれに関わる農政の変化は、食料安全保障に直結している。それらの経緯を整理することは、食料安全保障政策の意義や機能を理解するうえで有用であろう。

以下では、日本の置かれた基本的な状況について確認したうえで、太平洋戦争以降の主要な食料危機や、食料供給と農業政策関連のおもな変化について時系列順にたどりながら、それに対応した食料安全保障政策の概要についてみていく。

(注1) おもに、第二次世界大戦後の食料安全保障政策についてアジア数か国の研究者と2014-15年に実施した国際共同研究の成果のうち、日本についてまとめたHirasawa (2015) を基礎としている。Hirasawa (2015) にはより詳しい記述とデータが掲載されている。Hirasawa (2015) を含む共同研究の成果全体についてはZhou and Wan (2017 forthcoming) を参照。対象国間の国際比較については本号に掲載した周教授の

講演録も参照。

1 日本の問題：農地の希少さと人口の大きさ

アジアは人口密度が高く、また大きな人口を抱える国が多いことから巨大な食料不足地域となっている。その中でも、日本は人口が多くかつ（人口）一人当たり耕地が少ない国の一つである。世界的にみても、人口1億人を上回る国のうちで一人当たり耕地面積は最も小さい。

その結果、日本の国内農地は現在消費している食料を生産するには大幅に不足^(注2)しており、必要な面積の数分の一にすぎない。農地の希少さと山がちな地形、所得水準の高さが相まって農業の国際競争力は低く、輸入品との競合から国内生産は縮小傾向にある。

したがって現在の食生活を維持するには輸入が不可欠である。輸入によって豊かな食生活を享受できる一方、大幅な輸入依存のため、輸入が滞れば深刻な食料不足となることから、輸入の安定確保は大きな課題である。

とはいえ、輸入は国内生産と異なり、日本の主権が及ばないため調達先としての確実性は劣後する。すなわち、国内農業は緊急時には統制の対象となり、作付転換や農産物の供出、配給が可能であるのに対して、輸入にはそうした措置が取れない。そして、後述するとおり20世紀半ば以降の大きな食料危機はいずれも輸入の途絶や制限にかか

るものであった。日本において食料安全保障に関する議論が、輸入依存と結びついた国レベルの食料供給確保に集中している(大賀(2014), 小山(2007))のはそのためである。

また、輸入量が多いため、輸入先の変更は少なくとも即座には困難である。通常の輸入先に何らかの支障が生じた場合、人口の少ない都市国家であれば国際市場でのスポット買いも可能であるが、1億人の人口を擁する日本では不測時に十分な輸入の維持が困難となるおそれがある。品質に関する日本の要求度が高いことも、輸入先の変更を難しくする要因の一つである。

加えて、欧米と対照的にアジアの近隣諸国は食料輸入国がほとんどであり、日本との間にEU諸国のような緊密な連携もない。

そのため、少なくとも最低限必要な食料を賄うだけの国内生産量は維持することが望ましい。しかしながら、農産物輸入の自由化等につれて国内の生産基盤は脆弱化が進んでおり、次第に不測時における食料供給能力も十分ではなくなりつつある。

(注2) 農林水産省(2007)によれば、日本の農産物需要を賄うために国内外あわせて日本の農地面積の約3.5倍の農地が使われている。一方、藤本(2009)によれば、輸入している農産物をすべて日本国内で生産しようとするれば、輸入先国よりも日本の単収が低いことを反映して、日本の農地面積の約4.8倍の農地が必要になる。

2 太平洋戦争前後の食料不足と統制

太平洋戦争前後の食料不足は非常に深刻

であった。当時の「食糧政策」は、食料事情の悪化とともに緊急の度合いが高まり、各種の食料統制策が実施された。その経験は、わが国の食料安全保障に対する考え方に多大な影響を及ぼしている。

(1) 戦中の食料難

日本は太平洋戦争以前から、1939年に発生した朝鮮の大干ばつを受けて、東南アジアからの米輸入を拡大するとともに国内における食料の統制を強化し、政府による直接統制へと向かっていた(玉(2013))。米の輸入への依存は2割程度、小麦や豆類、砂糖はさらに輸入依存度が高かった(農林省大臣官房調査課編(1976))。食料統制の諸施策は、戦時統制の一環として42年の食糧管理法により統合・完成された。主要な施策は農産物の政府への出荷義務(供出)、消費者への配給、価格統制であった。農家からの集荷は農業の統制機関である農業団体(農業会)が担い、卸・小売業界は半官半民の配給機関(食糧営団)へと再編された(田邊(1948))。

太平洋戦争(1941~45年)に至る過程では、食料の国内増産と輸入維持(船舶と航路の確保)に関し、楽観的な見通しに基づいて開戦が決定され、戦争となった場合の食料需給について十分な検討がなされなかったという(以下、おもに海野(2016)による)。

やがて、国内生産の低迷と輸入の途絶により食料供給は減少した。国内生産は、労働力や肥料の不足に加えて、43年からは悪天候に見舞われて低迷した。東南アジアか

らの輸入は43年に急減し、44年から途絶した。理由は船舶の予想を上回る喪失と軍による徴用、そして米軍の攻勢による海上輸送路の喪失であった。戦前にこうした事態を予見した総力戦研究所や満鉄調査部、そして陸海軍の内部からも懸念が示されていたが、十分に生かされなかった。

政府は米の不足に対して、代替食糧（麦・雑穀・芋など）、在庫の取り崩し、新米の前倒し消費で対処し、配給水準の切下げは厭戦気分を避けるためできる限り先延ばしされた。

食料情勢に関する情報は戦時中にほとんど公表されず、為政者やオピニオンリーダーの間にも行き渡らなかったため、危機意識の共有は遅れた。小磯内閣の発足直後（44年8月）には、ひっ迫する事態を知った首相以下の閣僚たちが驚愕する有様であった。

やがて、配給基準量は安静時の所要熱量を下回る水準となった。そのため家計レベルでは自家生産など配給以外の食料調達が必要であった。敗戦直前には、もし戦争を継続すれば「飢餓状態を随所に惹起すべし」（海野（2016、400頁））と農商相が閣議で発言するに至った。

こうした開戦から戦中の推移は、適切な情報とその利用がきわめて重要であることを示している。

（注3） 食料需給表は40年から45年が欠落している。米の収穫高は翌年春になってから公表されていた。

（注4） 45年7月以降、一般成人向けの配給基準量（精米換算の総合配給基準量、男女共通）は1割引下げられて一人一日297gとなった（食糧庁（1951））。これは973kcalに相当する（田邊（1948、

365～366頁）による数値を元に換算した）。一方、厚生労働省（2014）によれば、安静時の所要熱量である基礎代謝は成人の男性で1,500kcal強、女性で1,100kcal強である。50年から12年の間に20歳男性の体重が16%増加したことを勘案しても、男性の配給基準量は45年の引下げ以前から基礎代謝を下回っていたと考えられる。

（2）終戦直後の食料危機

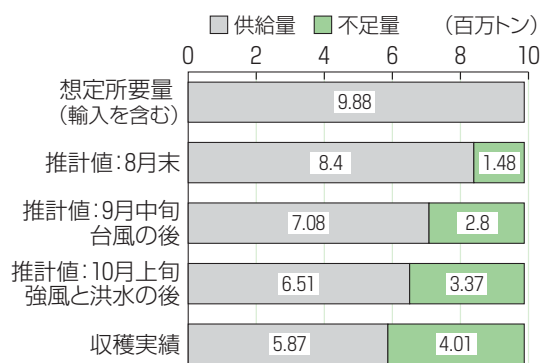
45年の終戦直後から、状況はさらに悪化して翌年には配給の継続すら危ぶまれる事態となった。直接的な原因は米の凶作と供出の不振であり、輸入の制約から対応は容易ではなかった。日本政府による早期の輸入要請と各種の機動的な対策によって危機への対処が可能となったが、そのためには迅速な情報が役立ったことがみてとれる。

a 大規模な食料不足の発生

45年は米の単収が平年の3分の2に落ち込み、40年ぶりの凶作となった。米の供給量は、8月末の時点で既に、輸入の途絶や東北の冷害から、所要量988万トンに対して148万トンの不足が見込まれていた。しかし、9月中旬の西日本における台風被害と10月上旬の太平洋岸における強風と洪水被害により収穫見込みは大幅に低下し、最終的な不足量は401万トンと当初見込みの2倍以上に膨らんだ（第1図）。ただし、収穫量には過少報告との指摘もあった（小田（2012））。

さらに、米の供出が低調となった。凶作にもかかわらず、食料事情の悪化から（生産量に対する）供出率は前年より高めに設定された。しかし、供出がはじまるとその進

第1図 1945年における米の生産量推計値と供給不足量の推移



資料 小田(2012)および食糧庁(1960)の掲載数値より算出

捗はきわめて遅く、後述する様々な対策を講じても最終的な進捗率は過去最低の77.5%にとどまった。例年はほぼ100%であったのと比べて2割の落ち込みであった(統計研究会(1969))。

供出が不振であった理由は、農家が供出に応じた場合に手元に残る飯米がそれまでより大幅に少なくなること(田邊(1948))や、戦時中の供出により農家の備蓄が乏しくなっていたこと(松田(1951))、敗戦により政府機関の権威が失墜したこと(農林省大臣官房総務課(1972))、そして物価の高騰などであった。

闇市の米価は政府の公定価格より高かったうえ、農家は農業資材を闇市で購入したため、生産費は政府の公定米価を上回っていた(田邊(1948))。物資全般の不足からハイパーインフレーションが発生し、東京における消費者物価は45年を基準として46年までに6倍、48年までに50倍弱(櫻井(1989))となった。46年6月時点で、主要都市における米の闇市価格は公定価格の23.6倍であった(統計研究会(1969))。そのため、違法

な経路による米の販売が増加した。

闇市で売られた米の量には諸説あり、1年当たり30万トンから150万トンまで幅がある。いずれにせよ米の不足を相殺するには程遠い規模であり、国民は各種の代用食に頼らざるを得なかった。また、消費者の経済的負担は重く、戦前(35-41年平均)に40%であったエンゲル係数は46年後半に73%に達し、非配給食料への支出は配給食料の5倍近くであった(松田(1951))。

b 政府の対策と事態の進行

食料の大幅な不足に直面した占領下の日本政府は、占領軍であるGHQ(連合国軍総司令部)に輸入を要請したが実現は容易でなく、やがて強権的な措置を含む様々な手段で配給の維持を目指すことになった。

45年秋の米収穫前における台風被害(前述)の直後、日本政府は、300万トンの食料輸入が必要であると推計し、9月29日にはGHQに輸入を要請した。GHQは、当初こそ要請を却下したものの、11月に独自の調査報告書を出し、成人一人当たり1,800kcalの食料(配給以外を含む)を確保するには300万トンの輸入が必要であると認めた。GHQはさらに12月下旬からアジア各地で日本への食料輸出の可能性を探り、不作などによりそうした余剰はないことが判明すると、1月から2月にかけて方針を転換し、米国政府に日本への食料輸出を要請するようになった。しかし、米国政府の反応は否定的であった。当時は欧州など世界各地で食料が不足しており、敗戦国に回す余裕はない

とみなされたためである（小田（2012）、統計研究会（1970））。

国内では、供出の遅れから都市と北部の地域で食料不足が深刻化していった。東京では早くも45年9月から配給の遅れ（遅配）が発生し、12月末の在庫は3日分——運用上の所要量は15日分であるのでその5分の1——まで落ち込んだ。さらに、疎開者の帰京により、東京の人口は45年7月から46年10月の間に3割以上増加した（田邊（1948）、東京都食糧営団史刊行会（1950）、小田（2012））。

45年11月に日本政府は十分な供出量を確保するための措置として、生産者米価の50%引上げや、供出割当方法の見直し、米以外の食料による代替供出を無制限に認める、供出達成農家に対する農業資材の特別配給などを打ち出したが、十分な効果は得られなかった（統計研究会（1970））。

GHQのマッカーサー最高司令官は米国政府に対して、食料輸入が実現しなければ配給は46年5月に途絶えるであろうと述べ、深刻な飢餓と栄養失調、伝染病と社会不安の広がりによって必要となる追加の派兵よりも、食料の方が安上がりであるとして日本の食料輸入を認めるよう求めた（小田（2012））。

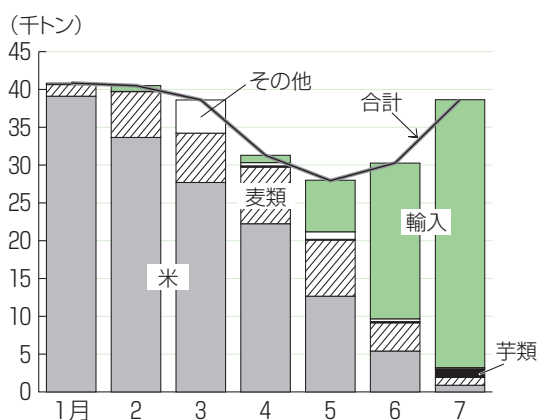
こうしたなかで、日本政府は46年2月に食糧緊急措置令を発して米の強制収容を導入した。強制収容はおもに3月から4月にかけて実施された。対象とならなかった農家も自発的に供出に応じるようになる効果が期待されていた。供出実績は、2月下旬

に52%（例年は85%ないし95%）であったものが、6月の供出終了時には77.5%と、この間に25.5ポイント、百万トンの進捗をみた（統計研究会（1969, 1970）、田邊（1948）、小田（2012））。供出以外には、軍からの返還食料や、戦争末期の中国からの移送食料も追加的な補給源となった。46年春には配給の遅れが続くようになり、また各地に拡大した。4月と5月には東京を含む複数の都市で配給が所定量の8割に減少した。多くの配給所や役場でデモが発生し、東京では5月19日の「食糧メーデー」に25万人が参加した（小田（2012））。6月には札幌（50日間）や青森（32日間）で遅配が顕著に長引いた（統計研究会（1970））。

この時期に、政府は本来の供出とは別に、生産地域から消費地への食料移送（いわゆる赤字供出）を行った。これは生産地域の在庫のうち、夏までの地元の所要量を除きそれ以外を提供させるもので、輸入の実現後に現物で補償されることとなっていた。前例もなく地方行政当局の抵抗にあいながら、5月半ばまでに計画量の半分にあたる6万トン強を移送し、これが5月から6月にかけての最悪期を支えた（統計研究会（1970）、農林省大臣官房総務課（1972））。

やがて配給は途絶寸前となった。東京では、46年3月から配給に回せる国内産食料が急減し、6月中にはほぼ底をついた（第2図）。5月には東京において一人一日当たり摂取熱量は1,352kcal（うち配給775kcal）まで低下した。大阪でも6月には配給量が前月より4割減少した。

第2図 東京都の配給実績(1946年1~7月)



資料 統計研究会(1970)を基に作成

この窮地を救ったのは、5月から拡大した輸入であった。7月には輸入が東京の配給量の9割以上、6大都市の7割以上を賄った。輸入は端境期の7月から9月に集中的に行われ、その後は早場米と早どりのサツマイモが供給をつないだ(統計研究会(1970))。当時日本は輸入に必要な外貨を欠いており、米国の占領地域救済政府資金(ガリオア資金)による緊急現物援助が用いられた。45年から46年までの日本向け同資金のうち、9割は食料であった。

こうして配給の継続が実現したとはいえ、1946米穀年度(45年11月から46年10月まで)の食料輸入は70万トン(食糧庁(1951))と当初要請の4分の1に満たず、また早場米の「先食い」は翌年度の供給を減らすこととなった(農林省大臣官房総務課(1972))。そのため、厳しい食料事情は続き、46年の摂取熱量は1,316kcal/人・日に低下した(食糧庁(1952))。都市住民はしばしば農村部へ食料の買い出しに出かけ、労働者の欠勤が増加して各種産業の生産性を著しく低下さ

せたほどであった(食糧庁(1960))。

食料不足期には、栄養不良などから生ずる結核などの病気による死者が多数にのぼった。結核による年間死亡者数は、42年と47年から50年については10万人を上回り、調査の中断した43年から46年にはさらに多かつたとの見方もある(ダワー(注5)(2004))。

46年以降、米の生産が回復し、食料輸入も増えたことで次第に需給は緩和していった。46年の米生産量は、天候に恵まれ労働力と資材の投入が回復したため、前年より3百万トン増加した。食料輸入は46年の70万トンから47年には190万トン、そして49年には270万トンとなった。

49年には食料需給の緩和を受けて、芋類の統制が解除された。51年には雑穀の統制も解除され、また、配給組織が民営化されて食料統制が間接統制へと移行した。米の統制撤廃も検討されたが、GHQの反対により実現しなかった(櫻井(1989))。

なお、過小報告が指摘されていた農業生産量の統計調査は、地方から国へ移管された。従来、地方の利害を反映して不正確となる傾向があり、生産量の実態を把握し適切な供出の割当てを決定するうえで障害となっていたためである(小田(2012))。ここでも、緊急時における正しい情報の重要性が示されている。

(注5) 例えば45年10月には厚生省の調査結果として、栄養不良や抵抗力の低下によって結核などの伝染病による死亡が急増していると報じられた(田邊(1948))。

3 戦後の輸入依存とそのリスク

(1) 輸入依存と選択的拡大政策

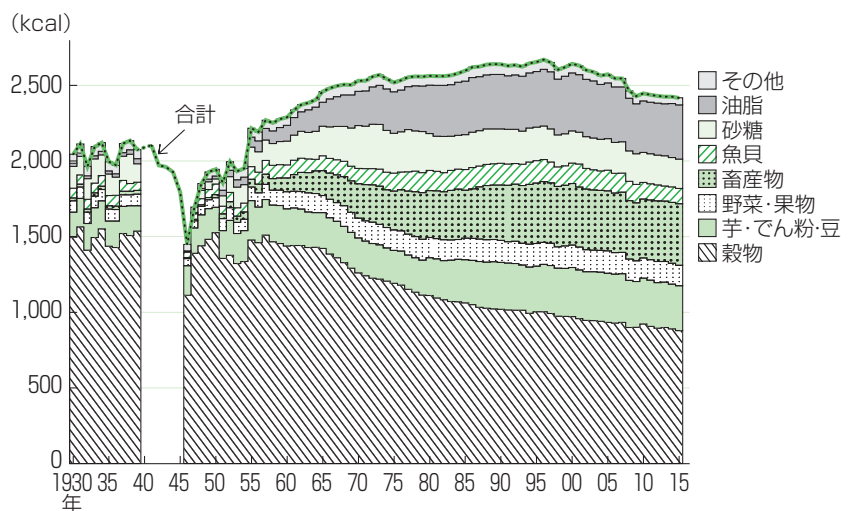
日本が敗戦によりそれまで食料調達先であった植民地を失った一方、米国では欧州など輸出先の生産回復により48年には農産物の余剰が発生していた(岸(1996))。しかも、米国は既に戦前の日米交渉で日本への食料輸出を提案していた(海野(2016))。前述のガリオア資金の後も、50年代には米国の相互安全保障法(MSA)や、農産物貿易促進援助法(PL480)に基づく協定を用いて、米国からの援助の形をとった食料輸入が続き、日本の小麦、大豆、トウモロコシなどの輸入は急速に拡大していった。

61年の農業基本法で国の施策の第一に挙げられた「農業生産の選択的拡大」(以下「選択的拡大」という)は、こうした輸入依存を追認する内容であった。選択的拡大とは、「需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化」(農業基本法2条1項一)である。その実際的に意味するところは、おもに畜産物および野菜・果実の生産振興と、米を除く土地利用型作物の輸入依存、そして稲作

の経営規模拡大による生産性の向上であった。主食である米の生産を維持しながら、それ以外については土地節約的な品目へと生産を集中させ、畜産も輸入濃厚飼料に依存する形で多くの土地を要せずに拡大が可能となった。その方向は、希少な土地資源の節約という点において合理的であった。こうして現在も続く日本農業の品目構成が形成された。

(注6)
一人一日当たりの供給熱量は、統計上は50年代に戦前の水準を回復した後、その後も輸入への依存が拡大するとともに70年代半ばまで速やかに拡大した。また、穀物中心であった食料の内容は多様化が進んだ(第3図)。日本は農地が不足しており、食生活を向上させるうえでも、また安価な食料の供給により賃金水準を抑制するうえでも、米国からの輸入は有効であった。ただし次項でみるとおり、輸入依存のリスクは

第3図 熱量供給と内訳の長期推移(一人一日当たり)



資料 農林水産省大臣官房政策課編(2017)、農林省大臣官房調査課編(1976)のデータに基づき作成

(注) ただし41年から45年の総熱量は松田(1951)による。

やがて顕在化することになる。

農業基本法の選択的拡大政策は、当時の国際的な政策の方向性とも合致していた。国連食糧農業機関（FAO）は、53年の総会で農業基本法の選択的拡大とよく似た構想^(注7)を提唱した。総会で農業・食料関連政策の最初の議題として取り上げられたのは「生産の選択的拡大（selective expansion of production）」であり、その意味は、「生産の増大は最も必要のある地域で、そして需要の拡大を要する、あるいは有効需要の開拓が可能な品目についてなされなければならない」とされた（FAO（1953: item 23））。これを受けた第6号決議は「農業生産の選択的拡大（selective expansion of agricultural production）」であり、名称は英日の言語の相違を別にすれば農業基本法の選択的拡大と同じである。決議の目的は「新たな過剰が発生する危険を減ずること」（FAO（1953: item 16））であった。このときまでに「多品目の農産物の余剰が一部の地域、とりわけ北米で発生していた」（FAO（1955: item 12））。この決議に基づき、次の55年の総会までの間に極東などの地域で「結果として貿易の拡大につながるような、各国農業の相補的な発展がどの程度可能かを探る」（FAO（1955: item 20））ための地域協議が開催された。

(注6) この前後の時期は食料需給表の様式が繰り返し変更されており、データの連続性には疑問もある。

(注7) この類似を最初に本間（2003）で指摘したのは梶井功である。Hirasawa（2013）はFAO総会の報告書中で、農業基本法の用語と完全に一致する名称が用いられていたことを確認した。なお、53年総会では既に豊富にある食料を消費者が買えるようにする必要性も強調された。55

年総会では、各国における選択的拡大政策の進捗を確認した。日本は51年にFAOに加盟し、53年と55年の総会にはいずれも農林省職員やその元高官が出席した。

(2) 1973年の米国大豆禁輸

米国は73年の夏に、国内のインフレを抑制するため、大豆の輸出を全面的に禁止し、トウモロコシの輸出についても統制の可能性を示唆した。輸出統制は幸い3か月で終わったものの、この「大豆ショック」により輸入依存のリスクが改めて認識され、日本ではこのときから「食料安全保障」という用語が使われるようになった（大賀（2014））。この事態に対処するため、今日まで続く新たな施策（後述）が導入された。

73年における世界の小麦とトウモロコシの貿易量は、2年前の71年よりも5割増え、米国の輸出量は同じ期間中に2.5倍に拡大した。ソ連が突然2年続けて大量の小麦を輸入したこともあるが、日本なども輸入を拡大し、また主要輸出国であった米国の側でも、それまでは生産過剰のため輸出の拡大を促進していた。

そこにペルーのアンチョビー^(注8)の不漁などが重なり、米国における大豆・トウモロコシ・小麦の価格は同時に高騰し、73年6月の大豆価格は前年11月の3倍に達した。73年当時、米国はインフレの鎮静化を目指しており、3月に牛肉や豚肉に上限価格を課していたため、大豆など飼料価格の値上がりは畜産農家の経営収支を悪化させた。日本国内でも大豆の値上がりは食品業界や飼料業界、畜産部門にとって大きな問題とな

った。

ニクソン米国大統領は、73年6月13日の国民に向けた演説で消費財価格の60日間即時凍結を発表するとともに、食料の輸出統制を行うと述べた。

物価上昇の最大の要因は食料であったが、農産物の農場価格は、価格を抑制すれば生産・出荷意欲がそがれて需給ひっ迫の悪化につながる懸念があるため、物価凍結の対象外であった。既に1,600万haの農地で生産が再開されていたが、成果はまだ不明であり、秋の収穫次第であった。

大統領は「長期的に食料輸出の拡大は、農業所得を引上げ、対外収支を改善し、世界における米国の主導的地位を支えるうえで不可欠な要素」であるものの、前例のない輸出需要が大きな要因となって国内の食料価格が急上昇しており、不足する農産物の配分においては「米国の消費者を第一にせねばならない」と説明した。またそれと同時に、既になされた輸出の約束は国として守り、世界的な食料価格の値上がりを解決するため他の諸国と協議する方針を示した(Nixon (1973))。

米国政府が輸出業者に対し輸出注文の通知を求めた結果、7月15日から8月30日までに輸出される予定の大豆は180万トンにのぼることが判明した。この量は輸出に回せる国内余剰見込み量の2倍であった(Oki (2008), Destler (1978))。

これを受けて米国は6月28日に大豆と綿実の全輸出を60日間禁止した。しかも、商務長官はトウモロコシの輸出需要に大きな

増加があればトウモロコシ輸出の統制も必要になる可能性がある」と述べた。輸出禁止は7月2日に解除されたものの、新たに認可制が導入され、既存の大豆輸出契約を50%削減し、秋の収穫次第でさらなる統制も検討することとされた。

日本は選択的拡大政策の下で大豆など米を除く土地利用型作物の生産量がわずかとなっており、かつ輸入に占める米国の割合が大豆(88%)、トウモロコシ(84%)ともに高かったため、多大な調達難が予想された。

日本政府と産業界は当初、日本に対する優遇措置を期待して楽観的であった。なぜなら日本は米国にとって最大の買い手であり、米国は日本に輸入を促した際に安定的な供給を約束していたからである。そのため、大統領の演説に反して事前の協議なしに既存の契約が反故とされたことは、日本にとって衝撃的であった(山田(2012), Oki^(注9)(2008))。

ところが、Destler(1978)によれば、こうした輸出規制は本来不要なものであった。輸出需要とされた契約の多くは投機的な注文であり、実際には輸出認可の申請がなされないものが多くあったためである。

米国は7月1日に日本向け、8月1日にはすべての大豆の既存契約について、全量の輸出を認可すると発表した。10月1日にはすべての輸出制限が解除された。

こうして輸出規制は比較的短期間で終息したが、日本側の認識に与えた影響は長く残った。米国からの輸入への依存度の高さ

からくるリスクについて何かすべきであるとの見解は広く共有されていたもの^(注10)の、日本はソ連と並ぶ主要な輸入国で農地が不足しており、米国は最大かつ安定した輸出国であったため、対処は容易ではなかった。

そうした制約の中で、2つの顕著な取り組みが現れた。海外農業開発支援と、世界食料需給モデルの開発である。

海外農業開発支援については、74年に国際協力事業団（現在の国際協力機構）が設立され、開発輸入と輸出国の多様化を図った。とりわけ、ブラジルのセラード地域開発（1979-2011年）は大規模であり、同国が大豆の主要輸出国となるうえで大きく貢献した。ブラジルはその後中国に大豆を供給するようになり、世界の需給緩和については日本の大豆調達に貢献している。

一方、農林省は新たに開発した世界食料需給モデルによる80年および85年の予測結果を公表した（農林省編（1975））。このモデルにより米国農務省やFAOとは異なる日本独自のシナリオ分析が可能となった。モデルの開発はその後も続いており、日本やアジア各国の食料需給実態を反映し、かつ食料輸入国の立場に立った分析を提供している。また90年代前半にはFAOやIFPRI（国際食料政策研究所）に受け継がれて国際的にも多大な貢献があった（農林水産省（2009））。

そのほかに、緊急措置としては政府在庫の放出、飼料価格安定化基金への支援、買占め・売惜しみの規制といった対策がとられた。より中長期的な対策としては、まず輸入への対処として、政府は民間部門に長

期の輸入契約を促し、また75年には米国との間で3年間で飼料穀物・小麦・大豆各8百万トンを入力することを合意した。同じ年に配合飼料価格安定特別基金（現在の配合飼料供給安定機構）が設立され、飼料価格の大幅な高騰時に異常補てんを行う仕組みができた。また、国内生産による対処として、麦や飼料作物の増産が図られたが戦前の水準は回復せず、自給率の引上げ目標を設定したものの達成されなかった。さらに、備蓄についても積み増しが図られた（日本農業年鑑刊行会（1974, 1975））。

その後、80年にソ連がアフガニスタンに侵攻すると、米国は制裁措置としてソ連に対する穀物の輸出を禁止し、タイム誌は「食料は武器になった」と報じた（Time, January 21, 1980）。当時の国際需給は緩和しており、ソ連は他の国から穀物を輸入したため、この禁輸措置の効果は薄かったうえ、米国は輸出市場シェアを減らす結果となり、以後は輸出規制に慎重となった。しかし、この出来事により日本では輸入依存のリスクがさらに意識されるようになった。

(注8) カタクチイワシ科に属するイワシの一種。魚粉は飼料などに用いられる。

(注9) Oki (2008) は、こうした事例を参照して、食料輸出国における消費者の不満やそれに対する政治的配慮は、外交上の利害よりも優先される場合があると指摘している。

(注10) 例えば国際化に対応した農業問題懇談会（1974）を参照。

(3) 日本農業の競争力喪失と輸入自由化

輸入依存によるリスクの顕在化以外にも、選択的拡大政策には需給面で2つの綻びが生じた。米の過剰と、農産物輸入の自由化

である。いずれも輸入依存と関わり、発生には日本の経済成長が大きな役割を果たし、そして今日も解決されていない。

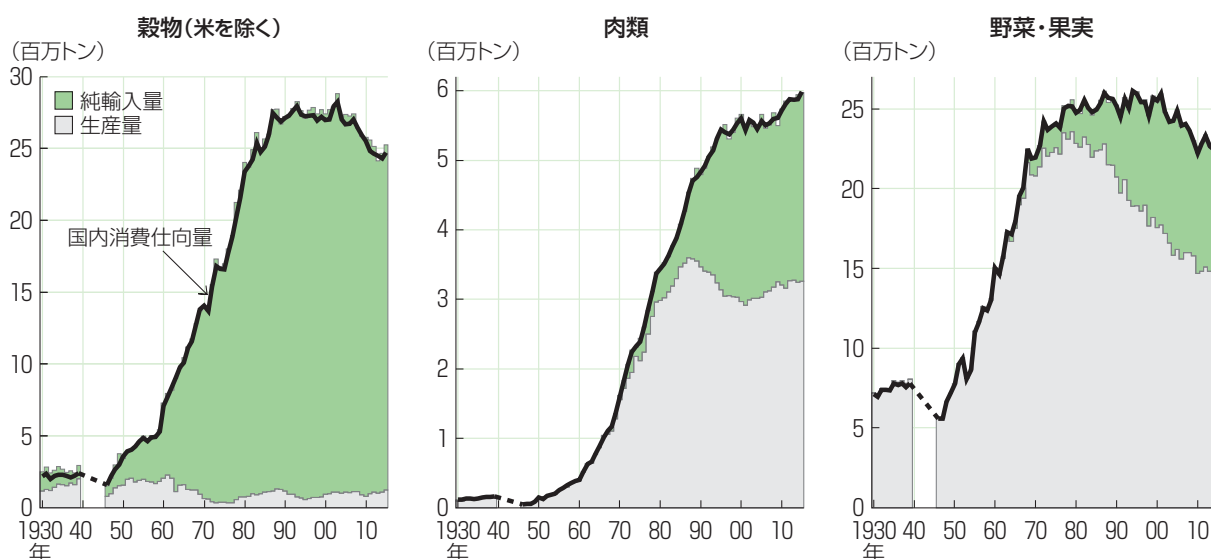
米の消費が所得水準の向上とともに減少に転ずる一方で米の単収は伸び続け、70年代から米の余剰が発生した。しかし選択的拡大政策の下では、輸入に依存する他の土地利用型作物への誘導は困難であり、生産調整（減反）が長引くこととなった。

そして、選択的拡大政策により振興された畜産と野菜・果実はいずれも貿易自由化によって打撃を被り、これらの品目でも輸入への依存が進むようになった。日本農業は高度成長期に比較劣位化し、その後の円高でさらに国際競争力を低下させた。GATTや日米間の交渉を受けた輸入自由化により、それまで保護されていた畜産・園芸製品の輸入が拡大し、国内生産量は停滞ないし縮

小へ向かった。^(注11) 畜産物の場合、おおむね80年代のうちに国内生産量の拡大傾向が止まり、人口と経済の成長による国内市場の拡大部分は、増大する輸入農産物が獲得した（第4図）。国内畜産は成長の機会を逸し、輸入品が品目により3割ないし6割の国内シェアを押さえるようになった。

73年の食料危機直後は、経済界にも国内生産の拡大を指向する動きがあった。しかし80年代以降は、農産物貿易自由化と国内農業の合理化へと姿勢を転換した。自動車等工業製品の「集中豪雨的輸出」への見返りとして、諸外国から農産物の輸入自由化が求められていた。国政レベルでは、80年に大平首相の私的政策研究会（政策研究会・総合安全保障研究グループ）提言により、国際貿易との共存、妥当な自給率の国民合意、潜在生産力の維持、備蓄、国際需給情報収

第4図 主要な農産物の需給推移



資料 第3図に同じ

(注) 1 1940年から45年のデータは欠落。

2 「穀物(米を除く)」は小麦・大豆・トウモロコシの合計、「肉類」は鶏肉・豚肉・牛肉の合計。

集の強化といった今日に至る方向性が提示され、同年農政審議会答申「80年代の農政の基本方向」にも安定輸入、備蓄、自給力の維持という形で反映された（株田（2012））。

（注11）こうした状況下で高品質化や高付加価値化が目指された。

4 現行基本法の下での食料安全保障政策の体系化と拡大

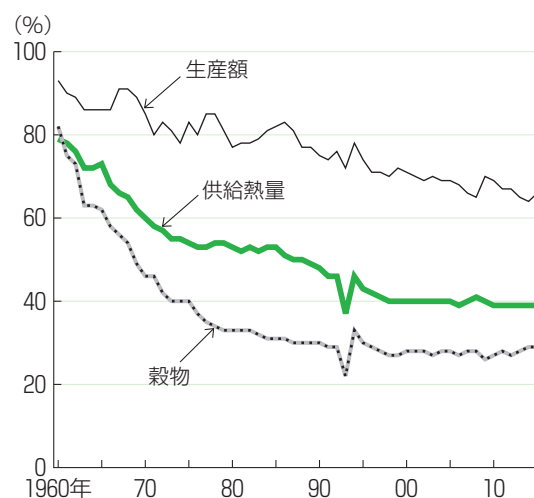
現行の食料・農業・農村基本法は食料安全保障を重視した内容となり、食料自給率目標が導入された。5年ごとの基本計画により、明示的な食料安全保障対策が段階的に整備された。それまでの各種施策は不測時に備えて体系化され、また政策の範囲は様々なりスクや予防的な措置へと拡大した。

（1）1999年の基本法と食料安全保障

99年に、それまでの農業基本法に代えて食料・農業・農村基本法が制定された。農業政策には、GATTを引き継いだWTO体制に対応しながら、次第に脆弱化する国内農業に対処するために、新たな枠組みが求められた。

当時は将来における中国の大量輸入を予想したレスター・ブラウンの著作『だれが中国を養うのか？』（1995年）が国内外で議論となり、96年に穀物の国際価格が高騰するなど国際食料需給の安定性に対する懸念が高まっており、また日本の食料自給率が低下して（第5図）先進国中で最低の水準にあることも問題視されていた。93年の米

第5図 各種食料自給率の推移



資料 農林水産省大臣官房政策課編(2017)のデータを基に作成

の凶作も食料の安定供給に対する国民の意識を高めた。

その結果、食料・農業・農村基本法は、食料安全保障（食料の安定供給の確保）をはじめとして、農業の多面的機能、持続的発展、農村振興といった多角的な理念を掲げ、国内農業生産を支えていく内容となった。

食料・農業・農村基本法はその基本理念（7条）の第一として食料の安定供給の確保（2条）を掲げている。すなわち、食料は生命の維持に不可欠であり健康で充実した生活に重要であるので、将来にわたり良質、合理的な価格、安定的な供給が求められる。安定的な供給については、世界の需給と貿易の不安定性にかんがみて国内生産の増大を基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせる（2条2項）。また、食料供給は高度化・多様化する国民の需要に即して行う（2条3項）。最低限度必要な食料は、需給の著しいひっ迫時にも「国民生活の安定及び国民

経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保」を図る（2条4項）。これらの規定は平時から不測時までの食料安全保障実現の基本的な枠組みを示していると考えられる。

さらに具体的な施策として、安定的な輸入の確保（18条）、不測時における食料安全保障（食料の増産、流通の制限その他必要な施策）（19条）、世界の需給の将来にわたる安定に資する技術協力などの国際協力の推進（20条）も定めた。これらのなかには、前節までに述べた太平洋戦争前後や73年の食料危機で講じられた施策が確認できよう。

また、おおむね5年ごとに策定される食料・農業・農村基本計画において食料自給率の目標を定める（15条2項）こととした。2000年およびその後の基本計画では、「供給熱量ベースの総合食料自給率」の目標が設定された。^(注13) この自給率は物理的な食料の供給量と栄養価に基づいており、食料安全保障の指標として適切である。^(注14)

食料安全保障の観点からみれば、日本にとって輸入依存の高さは大きなリスクであり、食料自給率はその指標として重要である。食料自給率は、輸入の不安定性にかんがみて国内生産で食料の安定供給を実現しようとする基本法の基本理念にも合致している。

新基本法の準備を担った食料・農業・農村基本問題調査会における検討過程で、自給率目標の導入を支持したのは食料安全保障と国内農業生産の維持拡大を重視した農業界と消費者団体であり、自給率目標が農

業保護につながるとして反対したのは貿易自由化と競争力の強化を重視した経済界であったが、最終的に前者の意見が通る形で決着した。また、自給率よりもむしろ不測時の国内潜在生産力を重視すべきとの議論もあり、そうした視点は15年の基本計画で導入された食料自給力指標（後述）につながっている。

基本計画では自給率を引上げる目標が設定されたが、国内農業が弱体化するなかで達成は困難であった。新基本法の制定以降、供給熱量ベースの総合自給率は下げ止まっている（第5図）が、これは高齢化などから消費熱量が減ったためである。

(注12) 中国はこれを契機に本格的な食料増産へ向かった。

(注13) そのほか、穀物自給率などについても目標が設定された。

(注14) 05年以降の基本計画では生産額ベースの総合食料自給率についても目標が設定された。これは、比較的低カロリーであるものの健康の維持増進に重要な野菜・果実などの国内生産がより適切に反映される利点がある。しかし経済的価値に着目した指標であって食料安全保障を直接的に表すものではなく、しかも国内農産物の高価格によってかさ上げされている。土地節約的な品目を中心に付加価値を高める農業の振興は、熱量ベースの自給率にあまり貢献しないため、評価されにくいのは事実である。しかし、そもそも自給率はそうした実績を評価する適切な手段なのであろうか。自給率目標を国内農業生産全般の指針とした（食料・農業・農村基本法15条3項）ところに無理が生じたようにもみえる。

(2) 基本計画による体系化と施策の展開

最初の基本計画（2000年）に基づいて、02年^(注15)に「不測時の食料安全保障マニュアル」が策定された。「対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示したもの」（1頁）で

あり、その内容は平素からの取組み、不測時のレベル区分、不測時の体制整備、不測時のレベルごとの対策からなる。この文書によって、不測時のレベルに応じて各種の施策が整理された。

平素からの取組みは、国内農業・漁業による食料供給力の確保・向上、備蓄の適切かつ効率的な運営、安定的な輸入の確保、国内外の情報収集・分析・提供、国民各層の理解促進である。

不測時のレベルは程度に応じてレベル0からレベル2まで3段階に区分されており、それぞれについて対策が整理されている(第1表)。

レベル0は、国内外で凶作が予見されるなど、レベル1に発展するおそれのある場合である。おもに初動的・予防的対策が実施される。

レベル1は、米の凶作や、主要輸出国による輸出規制などにより、特定の品目の需給がひっ迫し食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合である。市場機構を基本

としつつ、必要最小限の規制を行う。

レベル2は穀物や大豆の輸入が大幅に減少するなどして、最低限必要な熱量(2,000kcal/人・日)の供給が困難となるおそれのある場合である。生産・流通・消費を広範に規制し、最低限必要な食料の確保と配給を行う。

05年の基本計画は、安定輸入の確保策として、情報収集や、EPAの締結による輸出規制・輸出税の除去などを挙げた。

やがて06年秋からはじまった国際価格高騰を受けて、食料安全保障政策の展開は加速した。農林水産省は有識者による「国際食料問題研究会」を開催(07年)して対応を検討したうえ、07年度下期から世界の主要食料生産地域を対象とする継続的な監視を開始し、さらに08年には食料安全保障課^(注16)を設置した。

そして10年の基本計画は、「総合的な食料安全保障の確立」を打ち出し、「不測時のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアク

第1表 不測時のレベルに応じた対策

レベル0	レベル1	レベル2
<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給の見直しに関する情報の収集・分析・提供 ・備蓄の活用と輸入の確保 ・廃棄の抑制と規格外品の流通 ・価格・流通の監視と指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急増産 ・生産資材の確保にかかる要請と割当・配給[1] ・輸入の指示[1] ・地域間の需給不均衡や買占め・売惜しみを是正する売渡・輸送・保管の指示[1][2][3] ・標準価格[1] 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産転換(熱量効率の高い作物) ・既存農地以外の土地の利用 ・割当・配給の実施[3][1] ・価格統制[4] ・石油の優先的確保[5]、農法の転換

資料 農林水産省「不測時の食料安全保障マニュアル」(2002年)を基に作成

(注) 表中の[]は以下の根拠法令を示す。

[1] 国民生活安定緊急措置法(1973年)

[2] 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(買占め等防止法)(1973年)

[3] 食糧法(1994年)

[4] 物価統制令(1946年)

[5] 石油需給適正化法(1973年)

セス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である」(20頁)とした。具体的な施策は以下に挙げるとおりである。

- ・生産資材の確保
- ・輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化
- ・大規模な流通の混乱等に備えた方策(民間事業者の能力を活用)
- ・米・麦の備蓄のあり方を検討、適切・効率的に運営
- ・国際食料需給の中長期的シナリオ予測
- ・各国と連携して市場を監視・規制
- ・アフリカ諸国等開発途上国への国際協力の推進
- ・アセアン+3(日中韓)の緊急米備蓄体制の実現
- ・海外農業投資の支援、国際的な行動原則の策定

これらの特色として挙げられるのは、中長期的あるいは予防的な対策が多いことであろう。緊急時に備えた従来型の対策は、流通の混乱への対処や備蓄に関するものに限られている。また、「平素から」の言葉のとおり、深刻な供給の不足だけでなく、より頻度の高い市場や流通のかく乱要因への対策も特色であろう。こうした発生頻度の高い問題への対処や民間による円滑な市場流通の維持を目指した食料安全保障政策の範囲拡大は、英国でも同様の動きがある。

なお、国際協力の分野ではこの時期に、

ブラジルとともにモザンビークのサバンナ地域における農業開発プログラムを開始した。サバンナ地域は広大で土壌と気候がブラジルに似通っており、セラード開発の経験を生かして開発すれば農業生産の大きな可能性があると考えられた^(注17)。また、民間部門では総合商社による南米や豪州への直接投資も多く見られた。

さらに、11年の東日本大震災と福島原子力発電所事故の経験から、12年には緊急事態食料安全保障指針に「局地的・短期的事態編」が追加された。

直近の15年の基本計画は、様々なリスクへの対応を進めるとともに、新たな「食料自給力指標」を導入した。

まず、基本計画では「様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立」と題して、各種の施策が提示された。追加されたおもな施策は以下のとおりである。

- ・食料供給にかかる様々なリスクについてそれぞれ毎年分析・評価し結果を公表する
- ・緊急事態食料安全保障指針に基づく具体的な対応手順の周知と、想定演習の実施
- ・気候変動の影響評価等を踏まえた長期食料需給予測
- ・国産飼料の生産拡大、国内の未利用資源活用(飼料・肥料)
- ・途上国支援の一環として、民間投資と連携してフードバリューチェーンを構築
- ・不測時に食品流通を維持するため、食品産業事業者の事業継続計画策定、事業者

と地方公共団体等の連携・協力体制構築、流通拠点の耐震化、家庭における食料備蓄を推進

これらのうち、定期的なリスク評価や、長期食料需給予測はこれまでの情報収集・分析を高度化するものである。そして緊急事態食料安全保障指針に基づく対応手順の周知や想定演習は、同指針の使いこなしである。いずれも既存の取組みを深化するものといつてよいであろう。また、国産飼料の取組みは国際価格高騰の影響を踏まえて輸入依存の抑制を目指すものであり、不測時の食品流通維持は東日本大震災の経験を踏まえたものである。

これらの諸施策とは別に、従来からの食料自給率目標に添える形で食料自給力指標が導入され、毎年直近年度の値が公表されることとなった。食料自給力指標は、農地などを最大限活用して国内農林水産業生産による食料の熱量効率を最大化した場合の、一人一日当たりの供給可能熱量である。食料輸入が途絶した場合の国内増産能力ないし潜在生産力とみることができる。同指

標が導入された背景には、国内農業の生産基盤が脆弱化し、食料供給能力が低下していることに対する懸念がある。

食料自給力指標にはパターンAからDまでの4種類があり、主要穀物（米、小麦、大豆）を中心とする場合と芋類を中心とする場合、またそれぞれについて栄養バランスを考慮する場合としない場合を想定している（第2表）。推計結果によれば、主要穀物中心（パターンAとB）の場合は、現状の国内生産に比べて熱量供給が1.6倍ないし2倍に拡大するものの、輸入を含む現状の総供給量と比べると2割ないし4割の縮小となり、推定エネルギー必要量と比べても1割ないし3割の不足となる。それに対して、イモ類中心（パターンCとD）の場合は、現状の国内生産に比べて熱量供給が2.6倍ないし2.9倍に拡大し、栄養バランスを考慮した生産品目構成（パターンC）でも現状並みの熱量供給が可能であり、推定エネルギー必要量を上回る。結論としては、国内生産で国民の食料を賄うにはかなりの程度芋類に依存せざるを得ないことになる。

その一方、過去20年以上にわたり食料自

第2表 食料自給力指標(2013年度試算値)

		(単位 kcal, %)			
		供給熱量	供給実績 対比	国産実績 対比	必要量 対比
食料自給力 指標	パターンA 主要穀物中心(栄養バランス考慮)	1,496	61.7	159.3	69.7
	パターンB 主要穀物中心	1,855	76.5	197.6	86.4
	パターンC 芋類中心(栄養バランス考慮)	2,462	101.6	262.2	114.7
	パターンD 芋類中心	2,754	113.6	293.3	128.3
実績値	供給ベース	2,424	100.0	258.1	112.9
	うち国産	939	38.7	100.0	43.7
推定エネルギー必要量(摂取ベース)		2,147	88.6	228.6	100.0

資料 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月)により算出、作成
(注) 食料自給力指標は、再生利用可能な荒廃農地でも作付けを想定した場合の値。

給力指標は低下傾向にある。仮にこのすう勢が続けば、これから20年後には、栄養バランスを考慮せずに芋類を中心として熱量のみを追求する場合（パターンD）によりやうく推定エネルギー必要量に達する程度となる。国内農業生産による最低限度の食料供給は、ぎりぎりのところまで来ているといえよう。

さらに、食料自給力指標はいくつかの楽観的な想定に基づいている。すなわち、生産転換に要する期間は考慮せず、労働力や農業資材、生産基盤は十分に確保されることを前提としている。しかし実際には、例えば作期や連作との関係で作付けと収量は影響を受けるはずであり、また芋類中心の作付けを効果的に行うには、病害虫に汚染されていない種芋の確保や、植付機・作付機の増産を適時に実現することが課題となりそうに思われる。また、生産した芋類の貯蔵についても別途の検討が必要となりそうであるが、基本計画では言及されていない。戦時中の経験からみても、楽観的な数字が確かなものと受け取られる場合の危険は大きいので、現実に即した保守的な推計を行うなど、十分な配慮が必要ではないか。

なお、食料自給力指標は、食料自給率と補完的な関係にあり、競合するものではない。食料自給率は、輸入が途絶した場合に失われる供給の大きさ、つまり平時の輸入依存により抱えているリスクの大きさを示すのに対して、食料自給力指標は、リスクが実現して輸入に依存できなくなった場合の事態の深刻さを示すと考えられる。ただし、

かつては戦後の単収の向上によって最低限必要な食料生産は国内で可能となり、それが食料安全保障政策の暗黙の前提となっていたが、現在はその前提が危うくなっており、それとともに食料自給力指標の重要性が高まっているといえよう。

(注15) 12年に「緊急事態食料安全保障指針」に改称され、当該文書中の「不測時」の表現は「緊急時」に改められた。

(注16) 後に食料安全保障室に改組された。

(注17) ただし、現地の農村社会との関係や土地所有制度、農業資材、輸送インフラなど多くの課題がある。

5 考察

(1) 日本の経験

農地と食料の不足は日本の長年の課題であった。太平洋戦争前後の食料不足を経て、戦後は米国が潤沢で安定した輸入先となった。米国の農産物余剰と冷戦構造の下で、日本は急速に輸入を拡大して食生活を向上させたが、大幅な輸入依存のリスクを抱えるようになった。国際穀物需給は安定していることが多かったが、ほぼ10年ごとに価格の高騰があり、73年の大豆禁輸や07年の世界各地のデモのように深刻な問題も生じた。それに対して日本は、戦争前後の食料不足の経験も踏まえて、最低限度の国内農業生産を維持しようと努めてきた。これまでのところ、国民への最終的な食料供給はおおむね安定しており、今後も安定的な確保が望まれる。

市場機構は平時には食料需給を効率的に調節するが、緊急時には適切に機能しなく

なり、食料安全保障上の問題を生じる場合がある。そのため政府の介入が必要であり、日本における食料安全保障政策のおもな意義はそこにあるといえよう。戦争はその最たるものであり、国際市場が円滑に機能するには平和が前提である。また、終戦直後の闇市価格の高騰や、73年の大豆禁輸のように極端な供給不足の場合も問題が生じる。供給不足の下で自由な取引に任せれば価格が高騰して消費者には食料の購入が困難になってしまう。また、主要輸出国は供給量が不足する際に輸入諸国への割当て（Oki (2008)）を余儀なくされ、各輸入国にとっては十分な量を確保できなくなる可能性がある。他方、平時やそれほど深刻でない事態の場合には、商社による対外直接投資や、不測時における食品・流通企業の事業継続など、食料安全保障を確保ないし改善するうえで市場における民間企業の活動が大きな役割を果たす余地がある。

また、適切な情報とその利用の重要性は改めて強調しておきたい。太平洋戦争中の食糧政策は食料統制など様々な施策が用意されていたにもかかわらず、実態からかい離した楽観的な見通しに基づく計画が安定供給の破たんを招いた（海野（2016））。一方、終戦直後の食料不足に際しては、速やかな実情把握に基づく米国への輸入要請と、情勢の悪化に応じた機動的な対策が配給の途絶を免れるうえで大きく貢献したと考えられる。このことと関連して、食料自給力指標が楽観的な前提に基づいている点は一気になるところである。

(2) これまでの政策の拡充方向

これまで食料安全保障政策の対象範囲や施策の内容は次第に拡充され、また食料・農業・農村基本計画の下で、ある程度の体系化がなされた。総じて様々な不測事態への備えや未然に防ぐ取組みが平素からなされるようになったといえるが、やや詳しく検討すればこの間における政策の拡充には以下に述べる三つの方向性が見いだせる。

一つは、過去の不測時の経験を反映した施策の充実である。第一に、かつて不測時のただ中で直面する事態に対処するため導入された緊急施策が、その後も何らかの形で残り、不測時に発動できるよう平素から整備されている。また第二に、不測事態を経て導入された予防的あるいは中長期的な方策への取組みが、平素から継続されている。これらが不測時のレベルに応じた施策の整理と相まって、食料安全保障政策の体系化につながっている。その背景には、食料危機の再来や、大幅な輸入依存によるリスクへの懸念があるとみてよいであろう。

もう一つの方向は、深刻度や頻度の異なる様々な不測事態への対応である。終戦前後に発生したような深刻な食料難においては最低限の食料確保が課題であったが、次第にそれほど深刻でなくとも頻度のより高い様々な不安定性や不確実性を軽減する方向へと施策が拡充されている^(注18)。追求される食料安全保障の水準と安定性がともに高まっているといってもよい。この動きは上記の予防的あるいは早期警戒的な施策の充実とも関連している。その背景にあるのは、

食料供給に対する国民や企業の期待水準の高まりであろう。現在の日本のような先進国経済においては、高度化した食生活と産業の両面において、必要最低限の食料だけでなく、十分な熱量と栄養バランス、嗜好などを満たし、さらに品質や安全性を兼ね備えた食料の安定的な供給が求められている。

そして最後に、これらに共通して、情報とその分析・利用が重要であり、政策全体の拡大とともに高度化が進んでいる。

(注18) 逆に、さらに深刻度の高い事態への対応策は欠けているようである。現状の指針は輸入の途絶が最悪のシナリオであり、国内生産の転換で最低限の食料を賄うことが想定されている。しかし、可能性は低いとしても、もし45年のように国内の凶作が同時に発生すれば、対処はきわめて困難であろう。仮にそうした事態に備えようとするなら、かつてのスイスのような大量の備蓄が一つの方策となる。

(3) 今後の課題

a 国内生産力の維持と輸入の安定確保

日本の食料安全保障政策において、国内生産はいわば最後の砦として位置づけられている。最大のリスクである輸入途絶の際には国内で最低限必要な食料を生産する必要があるが、今やその基盤が危うくなりつつある。十分な農地資源を有さない日本は、これ以上の農地潰廃を防ぐとともに、今ある農地を有効活用していく必要がある。

逆に、農地を保全できるなら、これから長期にわたって生じる人口の大幅な減少は、食料の自給度を高めて食料安全保障上のリスクを低減できるであろう。これまで日本で歴史的に農地が不足してきたことを考え

れば、これはまれな機会である。国立社会保障・人口問題研究所のメインシナリオでは今世紀末までに6割の人口減少が予測されており、膨大な数の移民を受け入れない限り数割規模の人口減少は避けられないとみられる。^(注20)人口が減少すれば、それに対応した作目の転換が必要となる。あらゆる作目の国内需要が縮小するなかで、農地を有効利用するには輸入依存品目、とくに飼料など土地利用型作目の国内生産拡大が求められる。労働力と生産費の低減につながる放牧などの粗放的な農地利用も含めて様々な可能性を検討すべきであろう。

今日の国内農業の品目部門別構成を形成したかつての選択的拡大政策は、日本の農地不足と米国の農産物過剰という当時の情勢に適合するよう作られた。しかし今や日本の人口は減少しており、米国の事情も、バイオ燃料による需要の創出や、中国など新興国向けの輸出拡大で大きく変わった。新しい時代における国内需要の変化に適合した品目構成へと移行することが長期的に日本農業の大きな課題であり、食料安全保障にも資すると考える。

他方、輸入の面でも、かつて日本が輸入依存を拡大した頃と比べて、穀物を中心とする世界の農産物貿易の構図は大きく変化した。輸入国の側では、今や最大の食料輸入国となった中国をはじめ、日本以外の大規模輸入国が台頭して日本の相対的地位は低下し、輸入国間の競合が発生している。その半面、輸出国の側でもブラジル、アルゼンチン、ウクライナ、ロシアなどが台頭

し、国際市場の厚みと多様性が増している一方、生産や政情の安定性の面では課題も見受けられる。

このように国際農産物市場は主要な参加国が増加し、また気候変動の影響など新たな不確実要因も生じている。安定的な輸入を確保していくために情報の収集・分析や、貿易に携わる民間企業の果たす役割は大きなものがあると考えられる。

(注19) 輸入依存度が高いため、国内生産が凶作となっても輸入途絶ほどは供給量に影響しない。

(注20) 出生率が大幅に上昇するきわめて楽観的な前提を置いた場合でも3割の人口減少が見込まれる。平澤(2016)を参照。

b 国際的な議論の変化と日本

最後に、日本国内における食料安全保障の議論と、国際的な議論との間にある距離と、近年における接近について述べておきたい。

FAOの定義によれば「食料安全保障は、すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される」。この内容はおおむね食料・農業・農村基本法における食料の安定供給の確保に関する規定で網羅されているが、明確な相違点の一つある。FAOの定義にある「すべての人」という概念は日本の規定に欠けている。この違いは、食料安全保障に関する従来の国際的な議論と日本国内の議論の違いをよく表している。

日本では平時において飢餓の問題はほとんどない一方、歴史的な経験から輸入依存

ないし国レベルの食料供給の確保が食料安全保障の主要な問題として認識されてきた。実際、食料安保に関わる世論調査では常に輸入依存等に対する不安と国内生産指向が強く示されている。

それに対して従来、食料安全保障に関する国際的な議論は、国際援助等による飢餓救済・解消の文脈でなされてきたため、個人・家計・地域レベルがおもな対象であった。また、かつて国レベルの供給確保を重視した政策を有していた欧州諸国は、輸出地域への転換とEUの役割拡大、それに冷戦終結を受けて危機感が薄れ、北欧諸国やドイツはおおむね撤退し、スイスも備蓄を段階的に縮小してきた。そのため、国レベルの安定供給確保を重視する日本の立場は理解され難かった。

しかし近年、07年から顕著となった国際価格高騰や中国の食料需要拡大を受けて、国レベルの食料安全保障が再び注目されるようになった。

食料の値上がりにより多数の国でデモが発生し、また輸出国がインフレ懸念などから輸出に規制や禁止を課した。欧州の先進諸国でも食料安全保障に対する関心は高まった。EUでは輸出税をかけて穀物の流出を防いのほか、13年に決定した共通農業政策(CAP)の改革においては、食料安全保障への強い関心が農業予算の維持につながった。スイスでは、食料安全保障のために国内生産を確保する「供給保障支払い」を直接支払い制度の主要な柱として14年からの中期農業政策に導入したほか、憲法に農地の保

全など食料安全保障に関する規定を追加するよう求める国民発議が提出され、この秋に国民投票が予定されている。

中国は、その人口の巨大さから、無制限な輸入依存は危険だとみなし、経済成長により拡大する食料需要をどのように満たすか腐心しており、食料の安定確保のため、慎重に飼料等の輸入を拡大しながら主食は国内生産を維持し、海外投資など様々な手を打っている。

結局のところ、食料供給にリスクを感じる事態となれば各国とも国レベルの食料安全保障対策をとっているのである。日本と問題意識が接近しているとみることもできる。このような情勢を生かし、輸入国間の協調を図る形で日本の立場に対する理解を得よう国際世論を形成できれば望ましいであろう。

<引用文献>

- ・海野洋 (2016) 『食糧も大丈夫也—開戦・終戦の決断と食糧—』農林統計出版
- ・大賀圭治 (2014) 「食料安全保障とは何か—日本と世界の食料安全保障問題—」『システム農学』Vol.30 No.1, 19~25頁
- ・小田義幸 (2012) 『戦後食糧行政の起源—戦中・戦後の食糧危機をめぐる政治と行政—』慶應義塾大学出版会
- ・株田文博 (2012) 「食料の量的リスクと課題—国内外の食料安全保障概念と対応策の系譜を踏まえて—」『農業経済研究』第84巻第2号, 80~94頁
- ・岸康彦 (1996) 『食と農の戦後史』日本経済新聞社
- ・厚生労働省 (2014) 『平成24年 国民健康・栄養調査報告』
- ・国際化に対応した農業問題懇談会 編 (1974) 『日本農業の基本構想: 食料危機にそなえて 農業・農村整備近代化に関する提言』全国農業会議所
- ・小山修 (2007) 「日本の食料安全保障政策について」『農業と経済』(臨時増刊号) 第73巻第8号, 75~83頁

- ・櫻井誠 (1989) 『米 その政策と運動 中』農山漁村文化協会
- ・食糧庁 (1951) 『食糧管理統計年報 昭和25年 1950』
- ・食糧庁 (1952) 『食糧管理統計年報 昭和26年 1951』
- ・食糧庁 (1960) 『食糧管理統計年報 昭和34年 1959』
- ・田邊勝正 (1948) 『現代食糧政策史』日本週報社
- ・玉真之介 (2013) 『近現代日本の米穀市場と食糧政策—食糧管理制度の歴史的な性格—』筑波書房
- ・ダワー, ジョン (2004) 『増補版 敗北を抱きしめて (上) —第二次大戦後の日本人—』岩波書店
- ・東京都食糧営団史刊行会 (1950) 『東京都食糧営団史』
- ・統計研究会 (1969) 『食糧管理史 総論II』食糧庁
- ・統計研究会 (1970) 『食糧管理史 各論II』食糧庁
- ・日本農業年鑑刊行会 (1974) 『日本農業年鑑1975年版』家の光協会
- ・日本農業年鑑刊行会 (1975) 『日本農業年鑑1976年版』家の光協会
- ・農林水産省 (2007) 「今, 我が国の食料事情はどうなっているのか」
- ・農林水産省 (2009) 『「世界食料需給モデル (農林水産省)」の国際的な位置づけ, 「2018年における世界の食料需給見通しのポイント」参考資料, 1月16日
- ・農林水産省 (2012) 「緊急事態食料安全保障指針」
- ・農林水産省大臣官房政策課編 (2017) 『平成27年度食料需給表』農林統計協会
- ・農林省編 (1975) 『昭和48年度 農林省年報』農林弘済会
- ・農林省大臣官房総務課 (1972) 『農林行政史 第8巻』
- ・農林省大臣官房調査課編 (1976) 『食料需要に関する基礎統計』農林統計協会
- ・平澤明彦 (2016) 「人口減少時代の農業政策に向けて」『日本農業年報62: 基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか—日本農業・農政の大転換—』農林統計協会, 3月, 27~46頁
- ・藤本高志 (2009) 「日本人の食を支える現実耕地投入量と仮想耕地投入量—産業連関分析による評価」『大阪経大論集』第60巻第2号, 79~91頁
- ・本間正義 (2003) 「食料の安全保障を考える [含 討議]」『食料政策研究』No.117, 68~133頁
- ・松田延一 (1951) 『日本食糧政策史の研究 第三巻』食糧庁
- ・山田優 (2012) 「1973・6・13 ニクソン大豆禁輸ショックが日本を襲った」『ARDEC』第47号, 12月
- ・Destler, I. M. (1978) "United States Food Policy 1972-1976: Reconciling Domestic and International Objectives," *International Organization*, 32(3), pp.617-653.
- ・Food and Agricultural Organization (FAO)

- (1953) Report of the Conference of FAO Seventh Session, 23 November–11 December.
- Food and Agricultural Organization (FAO) (1955) Report of the Conference of FAO Eighth Session, 4–25 November.
 - Hirasawa, Akihiko (2013) "Agricultural Imports, Trade Liberalization and Farm Income Supports in Japan," Country paper for the FFTC-NACF International Seminar on Threats and Opportunities of the Free Trade Agreements in the Asian Region, Seoul, 29 September–3 October.
 - Hirasawa, Akihiko (2015) "Food Security Measures in Japan since World War II", manuscript.

- Nixon, Richard (1973) Address to the Nation Announcing Price Control Measures, 13 June.
- Oki, Kazuhisa (2008) U.S. Food Export Controls Policy: Three Cases from 1973 to 1981, USJP Occasional Paper 08-13, Program on U.S.-Japan Relations, Harvard University.
- Zhou, Zhang-Yue and Wan, Guanghua (ed.) (2017 forthcoming) *Food Security in Asia: Why Institutions Matter*, Asian Development Bank Institute.

(ひらさわ あきひこ)



EU加盟6か国における農業所得構造の比較

研究員 亀岡鉦平
主席研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

本稿では、英国・ドイツ・フランス・オランダ・スペイン・ポーランドのEU加盟6か国について、共通性の高い営農類型として畑作物と酪農を取り出し、農業経営の所得構造の比較分析を試みた。データとしては欧州委員会が提供するFADNを主に用いた。

各国の農業経営の特徴として、①限られた面積において集約的で多投入多産出な農業生産を行い、高所得で補助金依存度も低いが利益率は高くなく、多額の負債を伴うオランダ、②面積規模とともに、労働力量、投入量、産出量いずれも小さく、所得額も低い、産出に対する純所得の割合が大きく、負債が少ないスペイン・ポーランド、③これら2者の中間的な位置にある英国・ドイツ・フランス、といった点が挙げられる。

そのほかに得られた知見として、1 ha当たりで見た場合、スペインやポーランドの純所得は他国の水準に近くなり、単位面積当たりの収益性で劣っているわけではないことが挙げられる。また、フランスの農業経営においては、自作地率や地価が低いという特徴も明らかとなった。

これらの国ごとの特徴は畑作物と酪農いずれにおいても保持されていることから、農業所得の構造においては営農類型より各国固有の特徴の方がより規定的であると考えられる。さらに各国の特徴を規定する要素の一つとして、土地資産額が挙げられる。自作地率、自作地単価、経営面積が合わさって土地資産額を形成するが、どれがより規定的であるかは国によって異なる。

目 次

- 1 問題意識と分析の方法
 - (1) 問題意識
 - (2) 分析の方法
 - (3) 対象と方法の限定
 - (4) 国内の先行研究動向
 - (3) 各国の特徴をもたらすものは何か②
—「利用農地1ha当たり」からの検討—
 - (4) 経営比率
 - (5) 各国の特徴は共通の営農類型でも保持される
- 2 各国の主要営農類型
 - (1) 品目別生産額
 - (2) FADNの営農類型区分
 - (3) 営農類型別の農業経営体数
 - (4) 各国の主要営農類型
 - 4 各国農業の特徴を規定する土地資源
—自作地率と土地単価の比較—
 - (1) 資産としての土地への注目
 - (2) 資産に占める土地の地位、各国の特徴
 - (3) 自作地率と土地単価の比較
 - (4) 土地と人口密度
- 3 各国の農業所得構造とその特徴
 - (1) 1経営体当たりとして見た各国の特徴
 - (2) 各国の特徴をもたらすものは何か①
—経営規模—
 - 5 分析の結果と残された研究課題
 - (1) 分析結果の要点
 - (2) 今後の研究の課題

1 問題意識と分析の方法

(1) 問題意識

最近のわが国農政の動向として、自由民主党「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」(2013年)、農林水産業・地域の活力創造本部「農林水産業・地域の活力創造プラン」(13年)、農林水産省「第4次食料・農業・農村基本計画」(15年)といった現在の農業政策の基本方針を示す文書において、農業所得の増大が政策目標として掲げられている点が注目される。これに対応して、農業所得政策としては①各種経営所得安定対策の継続的实施、②収入保険制度導入が進められており、農業構造政策としては法人化による規模拡大と経営の多角化が目指されている。

以上のような政策状況のなかで、特に農業所得政策に関しては、EUにおける直接支払いの所得形成への作用に関心が向けられる場合がある。^(注1)また、わが国の農業のあり方として、小国ながら強い競争力を有し、高所得を実現しているオランダ農業を参考にすべきであるという議論がなされる場合もある。^(注2)このように、わが国の農業所得政策の構想において、EUは常に参照対象として重要な地位を占めている。

そこで本稿は、^(注3)EU加盟6か国(英国・ドイツ・フランス・オランダ・スペイン・ポーランド)の農業所得構造を比較し、各国の差異を明らかにすることで、わが国の政策論上の関心対象であるEU諸国の農業所得に

ついて理解を深めることを目的とする。なお本稿で言う農業所得構造とは、個別農業経営体における所得の成り立ちを示す農業経営の収支構造のことである。

(注1) 農林水産省国際部が継続的に実施している調査事業である「海外農業・貿易事情調査分析事業」においては、例年直接支払制度のEU主要国における国内適用状況が調査課題の一つとなっている。なお調査報告書は農林水産省ホームページ内の以下のURLにおいて閲覧できる。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/index.html#77

(注2) 例えば、大泉(2014)。

(注3) 亀岡が分析と執筆を担当し、平澤は分析方法を担当した。

(2) 分析の方法

本稿で中心的に用いるデータはFADN(Farm Accountancy Data Network: 農業会計データネットワーク)である。FADNは、EUの農業経営体の会計データを1農業経営体当たりの平均値として取りまとめた年次統計である。データはおよそ8万経営体を対象とした標本調査であり、調査対象となる農業経営体は、地域、経営規模、営農類型の3つの観点から、EUにおける利用農用地および農業生産高の90%を占めるおよそ500万の農業経営体を代表するものとなるよう抽出されている。

FADNの特徴として、フローとストックの両方を含んでいるため、資産や負債の側面から農業所得構造に関する情報を得ることができる。また、営農類型ごとの数値を利用することも可能である。さらに、労働力や農地など投入要素の量も把握できるため、例えば年間労働単位当たりの総所得を算出するといったことが可能である。なお

FADNのデータは欧州委員会のホームページを通じて誰でも利用可能である。^(注4)

今回比較の対象とする6か国の選択においては、①主要国（英国、ドイツ、フランス）、②1経営体当たりの農業所得（総所得）の大きい国（オランダ）、③南欧国（スペイン）、④中東欧の新規加盟国（ポーランド）をそれぞれ取り上げることで、EU農業の多様性が包括されるよう留意した。対象期間は2010年から12年とし、同期間の平均値を用いた。

(注4) <http://ec.europa.eu/agriculture/rca/index.cfm>

(3) 対象と方法の限定

本稿は農業所得構造の分析を試みたものであるが、分析の対象と方法を限定したうえでの論稿となっていることをあらかじめ断らなければならない。

第一に、兼業所得等を含めた農家経済全体の分析は行っていない。これは、FADNが提供するデータの制約に起因するものである。FADNは、農業者が行うツーリズム、林業、再生可能エネルギーといった農業生産に関連する事業のデータを一部含んでいるが、基本的には農業生産以外の経済活動はデータ収集の対象とはなっていない。

第二に、経営規模階層別の分析は行っていない。FADNにおいては6段階の経済規模階層（Economic Size Class）別に見たデータが提供されている。しかし、国別と営農類型別に加えてさらに経営規模階層別の分析を行うとなると、分析の対象とするデータの組み合わせが膨大なものとなってしま

う。詳細な分析を行うためには、規模別の検討は当然に有効なものであるが、本稿では各国別と営農類型別という観点からの分析に集中することとした。

(4) 国内の先行研究動向

EU農業・農政に関する国内の先行研究は例年一定数見られるが、所得に言及するものは、その時々CAP改革における直接支払い政策の検討・適用状況をテーマとした時事的なものがほとんどである。これらにおいては、EU全体として見るか国ごとに見るかという方法論上の二分化とそれに対応した研究者の分業化が進んでおり、複数国を比較するという観点が前面に出ることはまれである。また、所得政策手法としての直接支払いが関心の中心となることが多く、経営収支、資産、負債等も加味した農業経営全体の分析を目的とした研究はほとんど存在しない。

その中で石井（2009）は本稿の関心に最も近い論稿となっている。石井は、EUの財政全体における支出項目としての直接支払いの地位を確認するうえで、FADNを用いて当時のEU加盟27か国について総産出額と純所得の数値を提示し、農業経営規模の相異等を明らかにしている。しかし、所得構造の分析それ自体を目的とした分析にはなっておらず、視線はあくまで各国の農業所得における直接支払いの比重の如何や財政面から見た直接支払い政策の持続性に向けられている。

本稿は、①農業所得構造そのものの分析

を目的とし、②方法として複数国間比較を行った点に特色がある。

2 各国の主要営農類型

本論の前に、分析の前提として、各国の主要な営農類型を確認したうえで国際比較に用いる営農類型を選択する。これは、同じ類型同士で国際比較を行うことで、営農類型によらない国による農業所得構造の違いを調べるためである。そこで、各国において共通して重きをなす営農類型を用いることが妥当であると考えられることから、ここでは①品目別生産額、②営農類型別農業経営体数の2点から、各国の主要な営農類型を析出したうえで、比較に用いる営農類型を選択決定する。

結論をあらかじめ示しておく、畑作物と酪農を比較に用いる営農類型として選択する。その理由は、①畑作物と酪農は、今回取り上げる各国においてそれぞれ一定の厚みをもって共通して存在する営農類型であること、②他の営農類型の中にこれら以上に妥当なものが見いだされないこと、の2点である。

(1) 品目別生産額

まず、生産額の面から、各国において主に生産されている農畜産物を確認する。データは農業経済計算 (Economic Accounts for Agriculture) を用いた (第1表)。なお後述のFADNにおける営農類型と対応させるために、穀物、産業用作物、芋類の合計額

を便宜的に「畑作物」の生産額とした。本来は野菜も一部含まれるが、FADNと異なり農業経済計算では野菜と園芸作物が一つのカテゴリーにまとめられてしまっているため、野菜は第1表の「畑作物合計」には含まないこととした。

生産額の点から見た場合、英国では耕種作物のうち穀物が14.1%と最も生産額が多い。畑作物の合計は23.7%である。畜産物では牛乳が17.3%と最も多い。

ドイツ、フランス、ポーランドも同様に耕種作物で最も多いのは穀物でそれぞれ15.7%、19.2%、20.8%である。畑作物の合計は、24.6%、29.1%、32.7%となる。畜産物で最も多いのは牛乳で、それぞれ19.9%、12.5%、15.3%である。

オランダの耕種作物で最も生産額が多いのは野菜・園芸作物であり38.1%ある。その多くは植物・花きで27.5%を占める。穀物はわずかに1.8%しかなく、畑作物の合計としても9.1%に過ぎない。畜産物で最も多いのは牛乳で18.7%である。

スペインでは、耕種作物で最も多いのは野菜・園芸作物で18.3%である。次に多いのは果物の16.5%で、畑作物合計は14.1%にとどまる。畜産物に関しては、豚肉が13.8%と最も多く、牛乳は豚肉に次ぎ6.3%ほどである。

以上のように、品目別生産額の大小は国により差異がある。しかし、英国・ドイツ・フランス・ポーランドの4か国においては、耕種作物では穀物を中心とした畑作物が最も生産額が多く、畜産物では牛乳の生産額

第1表 品目別生産額

(単位 百万ユーロ, %)

	英国		ドイツ		フランス		オランダ		スペイン		ポーランド	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農産物	24,365	100.0	49,558	100.0	66,581	100.0	22,625	100.0	39,473	100.0	21,289	100.0
耕種作物	10,049	41.2	26,209	52.9	41,761	62.7	12,611	55.7	24,405	61.8	11,396	53.5
畑作物合計	5,769	23.7	12,194	24.6	19,375	29.1	2,062	9.1	5,561	14.1	6,957	32.7
穀物	3,437	14.1	7,771	15.7	12,801	19.2	410	1.8	4,047	10.3	4,430	20.8
うち小麦	2,433	10.0	4,181	8.4	7,477	11.2	323	1.4	1,265	3.2	1,673	7.9
産業用作物	1,555	6.4	2,975	6.0	4,869	7.3	317	1.4	972	2.5	1,610	7.6
芋類	776	3.2	1,448	2.9	1,705	2.6	1,335	5.9	543	1.4	917	4.3
野菜・園芸作物	2,763	11.3	4,760	9.6	5,292	7.9	8,631	38.1	7,223	18.3	1,930	9.1
うち植物・花き	1,285	5.3	2,737	5.5	2,417	3.6	6,231	27.5	1,997	5.1	162	0.8
ワイン	0	0.0	1,112	2.2	8,680	13.0	0	0.0	1,072	2.7	0	0.0
果物	695	2.9	598	1.2	2,875	4.3	612	2.7	6,522	16.5	1,174	5.5
オリーブオイル	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,918	4.9	0	0.0
飼料	205	0.8	7,415	15.0	5,419	8.1	732	3.2	1,941	4.9	1,316	6.2
その他	617	2.5	129	0.3	120	0.2	574	2.5	168	0.4	19	0.1
畜産物	14,316	58.8	23,350	47.1	24,820	37.3	10,013	44.3	15,067	38.2	9,893	46.5
うち牛乳	4,222	17.3	9,869	19.9	8,355	12.5	4,237	18.7	2,485	6.3	3,248	15.3
牛肉	3,875	15.9	3,960	8.0	7,554	11.3	1,396	6.2	2,488	6.3	1,075	5.0
豚肉	1,269	5.2	6,070	12.2	3,149	4.7	2,575	11.4	5,467	13.8	2,557	12.0
鶏肉	2,283	9.4	2,045	4.1	3,388	5.1	732	3.2	2,185	5.5	2,006	9.4

資料 Economic Accounts for Agriculture

- (注) 1 作物、畜産物とも、生産額の大きなものを中心に取り上げた。
 2 本表における産業用作物とは、てん菜やホップ等のことである。
 3 本表における飼料とは、飼料用トウモロコシ等のことである。
 4 数値は2010~12年平均。
 5 表中の畑作物合計は、穀物、産業用作物、芋類の合計。

が最も多い点は共通しており、4か国いずれにおいても生産額のうち畑作物合計は20~30%台、牛乳は10%台を占めている。オランダとスペインに関しては、オランダの牛乳以外はこれらの国々とは様相が異なり、両国とも耕種作物で最も生産額が多いのは野菜・園芸作物だが、それでも①両国の畑作物合計は耕種作物の中ではそれに次いで生産額が多いこと、②スペインの牛乳は6.3%と少ないが畜産物の中では2番目に生産額が多いことが指摘できる。

農業経済計算はマクロ統計であり、国全体の生産額を示すのみである。これらの品目を生産する経営体の姿は、次に見るミク

ロ統計であるFADNによって示される。例えば、ドイツとポーランドの品目別生産額の構成は似ているが、FADNが示す営農類型別の経営体数の構成は両国間で異なる。

(2) FADNの営農類型区分

本稿ではFADNによる8類型区分に依拠した。各営農類型の名称(主な生産品目による)は若干分かりにくいだが、8類型区分を詳細に区分した14類型区分との対応関係を見るとその内容が理解できる(第2表)。8類型区分のうち「畑作物」は、穀物・油糧種子・たんぱく源作物、その他畑作物および耕種混合の3類型を包括した土地利用型

第2表 FADNにおいて用いられる営農類型区分

8類型	畑作物			園芸	ワイン	その他の永年作物			酪農	その他の放牧家畜		穀食家畜	混合	
14類型	穀物・油糧種子・たばく源作物	その他畑作物	耕種混合	園芸	ワイン	果樹	オリーブ	永年作物混合	酪農	羊・ヤギ	牛	養鶏・養豚	畜産混合	耕種畜産混合

資料 FADN

農業全般を示す類型であり、「その他の永年作物」は果樹、オリーブおよび永年作物混合を包括した類型であり、「その他の放牧家畜」は羊・ヤギおよび牛を包括した類型であり、「混合」は畜産混合および耕種畜産混合を包括した類型である。また、「穀食家畜」とは養鶏・養豚のことである。それ以外の「園芸」「ワイン」「酪農」は営農類型の名称が示すとおりである。

(3) 営農類型別の農業経営体数

6か国における営農類型別の農業経営体数と構成比を整理したものが第3表である。まず各国においてどの営農類型の経営体が多いのか、各国農業の特徴を念頭に置きながら確認する。

英国ではその他の放牧家畜、その次に畑作物が多く、構成比はそれぞれ43.5%と26.9%である。これは牛・羊の放牧が盛んな英国農業の特徴と合致する。酪農も14.2%存在しており、3番目に経営体数の多い営農類型である。

ドイツでは酪農が最も多く31.7%で、次に多いのは畑作物で21.0%である。

フランスで最も多いのは畑作物で26.7%、次に多いのはその他の放牧家畜で19.5%である。酪農は15.6%と3番目に多い。またワインが14.9%と多いのは固有の特徴である。なおほかにワインの経営体数が多い国としてはイタリアが挙げられる。

オランダで最も多いのは酪農で33.7%、2番目に多いのは園芸17.7%で、特に施設

第3表 EU6か国の営農類型別経営体数・構成比

(単位 経営体、%)

	英国		ドイツ		フランス		オランダ		スペイン		ポーランド	
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比
合計	93,923	100.0	190,843	100.0	295,770	100.0	51,120	100.0	553,087	100.0	730,467	100.0
畑作物	25,220	26.9	40,163	21.0	79,090	26.7	7,627	14.9	145,420	26.3	202,607	27.7
園芸	2,147	2.3	7,420	3.9	9,207	3.1	9,067	17.7	29,030	5.2	28,860	4.0
ワイン	-	-	8,333	4.4	44,143	14.9	-	-	40,237	7.3	-	-
その他の永年作物	750	0.8	3,607	1.9	7,777	2.6	1,510	3.0	199,430	36.1	36,527	5.0
酪農	13,380	14.2	60,503	31.7	46,210	15.6	17,210	33.7	21,757	3.9	106,177	14.5
その他の放牧家畜	40,880	43.5	24,313	12.7	57,747	19.5	7,220	14.1	73,063	13.2	30,137	4.1
穀食家畜	3,700	3.9	17,967	9.4	14,527	4.9	5,787	11.3	20,563	3.7	28,943	4.0
混合	7,850	8.4	28,537	15.0	37,067	12.5	2,697	5.3	23,583	4.3	297,227	40.7

資料 第2表に同じ

(注) 1 経営体数はFADNがカバーする農場数を用いた。
2 数値は2010~12年の平均値。

園芸が盛んなオランダの特徴を反映している。畑作物は14.9%と3番目に多い営農類型である。

スペインの場合、果樹やオリーブの生産が盛んなため、最も多いのはその他の永年作物の36.1%である。畑作物は26.3%と2番目に多い営農類型であり他国と類似しているが、酪農は3.9%と他国より明らかに構成比は低い。

ポーランドにおいて経営体数が最大の営農類型は混合の40.7%である。畑作物27.7%と酪農14.5%は混合に続く2番目、3番目に多い営農類型となっている。FADNにおける混合とは耕種と畜産もしくは複数の畜産種目の複合経営のことだが(第2表)、ポーランドの場合、家族経営による耕種と畜産の複合経営が伝統的な経営形態であり、その特徴が明確に表れていると言える。

以上のように国ごとに営農類型別の経営体数の分布には差異があり、最も経営体数の多い営農類型も異なる。一方で各国に共通して一定割合以上の経営体が存在している営農類型もあり、具体的には第一に畑作物が挙げられる。オランダが14.9%とやや低いが、残り5か国とも20%以上の経営体が畑作物の生産に従事している。第二に酪農が挙げられる。スペインのみわずか3.9%と低いが、他の国々においてはおおむね10~30%台の経営体が酪農に従事している。畑作物と酪農は多くの国で上位であり、主要な営農類型となっていると言える。

(注5) 今回取り上げる各国の農業の特徴に関しては、農林中金総合研究所(2016)における各国別レポートを併せて参照されたい。

(4) 各国の主要営農類型

以上まで品目別生産額と営農類型別経営体数の観点から、6か国における農業の態様を見てきた。

その結果から、FADNの8類型にならって各国の主要な営農類型を取り出すと以下のようになる。

- ・英国：その他の放牧家畜，畑作物
- ・ドイツ：酪農，畑作物
- ・フランス：畑作物，酪農，ワイン
- ・オランダ：酪農，園芸
- ・スペイン：その他の永年作物，畑作物
- ・ポーランド：混合（耕種畜産混合），畑作物

このように、各国の主要な農業の態様は多様である。畑作物と酪農に分析を限定すると、特に英国・オランダ・スペインといった国々の農業の特徴をとらえきれない面があることは否めない^(注6)。しかし、本稿では、以下の理由から畑作物と酪農を国際比較に用いることとする。

第一に、比較検討の便宜のためには、対象6か国の最大公約数となる営農類型を取り出す必要がある。畑作物と酪農はそれぞれ一定の厚みをもって各国に共通して存在しているので、比較に用いる営農類型として妥当であると考えられる。

第二に、他の営農類型はいずれも適当でないという点が指摘できる。他の営農類型については、いずれも経営体数の少ない国が多いうえ、①混合は各国に共通して存在

している営農類型だが、多様な営農類型を含んでおり比較には向いていない、②残りの園芸、ワイン、その他の永年作物、穀食家畜の各営農類型は、特定の国のみ経営体数が多くなっている、③その他の放牧家畜も混合と同様に複数の家畜種を含み国ごとの多様性が予想される、といった問題がある。

加えて、畑作物と酪農の2つの営農類型について国際比較を行うことにより、営農類型による所得構造の特徴と、国による特徴とを区別することが可能になる。

(注6) 英国に関しては、その他の放牧家畜を分析対象から除外するゆえに、英国農業の総体的特徴としての粗放性が後景に退くことになる。

3 各国の農業所得構造と その特徴

(1) 1経営体当たりとして見た各国の特徴

ここからは、畑作物と酪農という2つの営農類型について6か国を比較する。まず各国の農業経営の規模をそのまま反映する「1経営体当たり」の数値を確認する(第4表)。

第4表 1経営体当たりの所得構造

(単位 ユーロ, %, ha)

	英国		ドイツ		フランス		オランダ		スペイン		ポーランド	
	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農
総所得(SE410)	166,764	145,120	145,944	102,176	125,574	91,236	188,188	153,721	31,378	46,343	19,352	20,476
純所得(SE420)	83,946	70,594	59,950	41,412	63,381	39,441	80,459	59,504	22,365	35,518	12,352	14,678
補助金類 (SE405+SE600)	52,614	35,467	47,503	32,738	37,198	32,666	21,709	24,339	14,373	14,179	7,521	6,264
純所得中の補助金の比率	62.7	50.2	79.2	79.1	58.7	82.8	27.0	40.9	64.3	39.9	60.9	42.7
産出額(SE131)	279,618	374,283	245,466	206,207	197,411	175,254	325,262	296,209	40,220	114,602	27,560	32,144
投入額(SE270)	248,285	339,155	233,019	197,533	171,228	168,479	266,512	261,044	32,228	93,264	22,730	23,730
資産(SE436)	2,246,746	1,548,362	998,701	789,927	387,675	410,792	2,827,269	2,735,099	326,951	489,907	162,750	192,437
負債(SE485)	204,229	222,557	176,121	144,573	152,643	175,160	637,504	849,416	6,975	14,270	12,554	11,059
労働力投入量 (SE010)	1.96	2.59	2.12	1.96	1.69	1.83	1.81	1.72	1.14	1.74	1.59	1.81
無給労働力投入量 (SE015)	1.08	1.61	1.15	1.44	1.27	1.67	1.22	1.54	0.98	1.56	1.34	1.76
有給労働力投入量 (SE020)	0.87	0.98	0.97	0.52	0.41	0.16	0.59	0.18	0.16	0.19	0.26	0.05
利用農地面積 (SE025)	177.0	105.6	135.8	69.8	118.6	86.9	59.7	49.9	59.4	25.9	26.2	20.8
借地面積(SE030)	67.9	42.7	95.7	45.6	106.5	78.1	23.1	19.3	21.7	12.8	8.3	5.4
自作地面積 (利用農地面積－ 借地面積)	109.2	62.9	40.1	24.2	12.2	8.8	36.6	30.6	37.7	13.0	18.0	15.5
飼養家畜単位数 (SE080)	21.6	195.6	8.8	93.5	8.4	94.1	2.9	120.2	0.5	61.7	1.8	22.4

資料 第2表と同じ

(注) 1 数値は2010～12年の平均値。

2 項目名に付してあるコード番号は、各項目のFADN上のコード番号。

(注7)
所得額を端的に示す純所得を見ると、6か国の序列は、畑作では英国、オランダ、フランス、ドイツ、スペイン、ポーランドの順となり、酪農もほぼ同じ序列でフランスとドイツのみ入れ替わる。この序列の中でも、畑作については、8万ユーロ台の英国とオランダ、6万ユーロ前後のフランスとドイツ、1万～2万ユーロ台のスペインとポーランドといった形で差が見られる。酪農については、上位4か国においては、畑作物より1万3千～2万4千ユーロほど下回った額においてこの段階差がほぼ維持されている。一方で、スペインとポーランドは畑作物よりも酪農の方が純所得額が高く、特にスペインの酪農の純所得額はドイツやフランスと大差ない。

次に純所得以外の各項目について見ていくと、まず補助金額については畑作物・酪農いずれについても英国が最も大きく、オランダ・スペイン・ポーランドの金額が低い。取り上げた期間中の補助金額の多くはデカップル支払いであり、受給額は面積に依存する部分が大きいため、1経営体として見たときの受給額の多寡は経営面積の規模と直接関係しているものと考えられる。純所得中の補助金の比率については、ドイツでは両類型において8割程度を占めているのに対して、オランダの畑作物の数値がわずかに27.0%と低いのが目立っている。

産出額については、畑作物および酪農ともに20万弱～30万ユーロ台の英国・ドイツ・フランス・オランダと、4万ユーロ以下のスペイン・ポーランドの格差が鮮明である。

スペインは酪農の産出額のみ10万ユーロ以上と例外的にやや高い。投入額に関しても、産出額と同様に金額の大きい4か国と小さい2か国の差は大きい。

資産については、畑作物・酪農ともに150万～300万ユーロ近くの資産を有する英国とオランダの額の大きさが目を引く。この2か国に続くのはドイツであるが両営農類型ともに100万ユーロを下回っており上位国との差は大きい。フランスとスペインはさらに下がり30万～50万ユーロ弱程度の資産額となる。ポーランドはさらにその半分程度で20万ユーロ以下の資産額である。多くの国では資産において土地が占める比重が大きいものと考えられるが、①農業経営規模に明らかな差があるなかで、資産に占める土地の比重は各国においてどの程度異なるのか、②資産としての土地の地位を規定するのは経営規模か単価か自作地率か、といった点は資産額を見るだけでは分からない。これらの諸点は各国の農業の態様を規定する要素の一つとしての土地所有・利用の理解そのものに関わり、農業所得にかかる収益率にも影響するものであることから、後に検討する。

負債に関しては、オランダの額が明らかに大きく、畑作物が約64万ユーロ、酪農が約85万ユーロである。第2位となる英国はいずれの類型においても20万ユーロ程度であることから、オランダの負債額の大きさが際立つ。英国に続くのがドイツ・フランスで10万ユーロ台半ばであり、スペイン・ポーランドはわずかに1万ユーロ台ほどに

過ぎない。他の項目に比べて、金額差が大きいこと、特に最大のオランダと最小のスペイン・ポーランドの間では数十倍ほどの差があるのは負債の大きな特徴である。

(注7) FADNにおける総所得および純所得は、次の式で表される。

・総所得＝産出額＋通常の補助金・税金－中間消費（物財費）

・純所得＝産出額＋通常の補助金・税金＋投資に対する補助金・税金－投入額

＝総所得＋投資に対する補助金・税金－（減価償却費＋賃金＋地代＋支払利子）

なお、投入額＝中間消費（物財費）＋減価償却費＋賃金＋地代＋支払利子である。

(2) 各国の特徴をもたらすものは何か①

— 経営規模 —

前項(1)においては、「1経営体当たり」の数値、すなわち各国の経営体の平均値について確認した。これによって、各国の農業経営体が獲得している純所得の大小や、補助金、産出額、投入額、資産、負債といった関連項目の各国間の差異について客観的な状況を知ることができた。特に純所得に関しては、大まかには、英国・ドイツ・フランス・オランダと、スペイン・ポーランドの間の差が大きいことが要点であった。

問題は、なぜ6か国それぞれの純所得は以上のような状況になっているのかということである。その要因として真っ先に考えられるのは経営規模の差である。利用農地面積に関しては、畑作物は英国・ドイツ・フランスが100ha超、特に英国は177.0haなのに対して、オランダ・スペインは約60ha、ポーランドは26ha程度とその規模差は明白である。既に指摘したとおり、補助金は面

積に応じたデカップル支払いが中心となっているため、面積規模が多いほど受給補助金額はおのずと大きくなる（第4表）。

酪農に関しては、飼養家畜単位数も規模を見るうえでは重要な項目である。酪農の飼養家畜単位数は、英国が最大で195.6で、続くのはオランダの120.2である。ドイツ・フランスはいずれも90強で、スペインは60強、ポーランドは20強と純所得で見た場合の序列に近い状況がある。

年間労働力投入量の面から経営規模を見た場合、畑作物は、英国・ドイツは2労働^(注9)単位前後、オランダ・フランスはやや下がって1.7～1.8程度、ポーランドは約1.6、スペインは約1.1である。酪農は、英国のみ2労働力単位を超えており約2.6、他の5か国はいずれも2弱となっている。労働力の内訳に関しては、畑作物の場合、各国とも無給（家族）労働力はおおむね1強で近い水準にあり、各国差は有給（雇用）労働力による部分が大きい。例えば、英国・ドイツの有給労働力量は1弱と総体的に多いのに対して、スペイン・ポーランドはごくわずかである。酪農の場合、無給労働力量の水準は畑作物を上回るが、各国ともおおむね1.5強程度で値の差は小さく、畑作物と同様に各国差は有給労働力量による。なおオランダは、全営農類型の平均をとると約2.8と労働力投入量が多い国となるが、これは主要な営農類型の一つである園芸において突出して労働力投入量が多く、7弱もあるためである。畑作物や酪農に関しては、オランダの労働力投入量は他国並みである。

以上のように、利用農地面積の規模差および飼養家畜単位数から、各国の純所得の差、特にスペインとポーランドの、ほか4か国に比した純所得の低さを一定程度説明することができる。労働力投入量に関しては、利用農地面積ほどの規模差はないが、純所得の低いスペイン・ポーランドは、有給労働力が少ない傾向が見られる。

(注8) 飼養頭羽数を牛の頭数に換算した単位。

(注9) 農業に従事する労働力量を算出したもの。フルタイムで農業に従事する労働力を1として換算する。

(3) 各国の特徴をもたらすものは何か② —「利用農地1ha当たり」からの 検討—

利用農地面積や労働力投入量は農業生産規模の大小を表す基本的な事項であり、これらによって1経営体当たりの純所得の各国差をある程度説明できた。しかし、これらだけでは利用農地面積規模が小さいにもかかわらず純所得額が大きく、かつ補助金

比率の低いオランダの農業経営の特徴を説明することができない。また、スペイン・ポーランドの純所得の低さが経営規模によるものかどうか検討することも課題である。

そこで、オランダの際立った特徴を説明することを念頭に置きながら、続いて「利用農地1ha当たり」のデータにより、各国の農業所得構造について検討する(第5表)。前項では「1経営体当たり」、すなわち各国の農業経営体の規模差そのものを直接的に問題としたのに対して、ここでは「利用農地1ha当たり」として規模差を捨象し、土地生産性や集約度の違いに着目する。規模が捨象されているため、各国間および営農類型間で横並びの比較は可能になる。

6か国全体を見ると、純所得についてはオランダ以外の5か国の格差はさほど小さくなく、場合によってスペイン・ポーランドの方が英国・ドイツ・フランスよりも高い。やはり1経営体当たりで見たスペイン・ポーランドの純所得の低さは面積規模によ

第5表 利用農地1ha当たりの所得構造

(単位 ユーロ, %)

	英国		ドイツ		フランス		オランダ		スペイン		ポーランド	
	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農
総所得(SE410)	942	1,375	1,075	1,463	1,059	1,050	3,152	3,083	528	1,791	738	983
純所得(SE420)	474	669	441	593	534	454	1,348	1,193	376	1,372	471	704
補助金類 (SE405+SE600)	297	336	350	469	314	376	364	488	242	548	287	301
産出額(SE131)	1,579	3,546	1,807	2,954	1,664	2,017	5,449	5,940	677	4,428	1,051	1,542
投入額(SE270)	1,402	3,213	1,716	2,829	1,443	1,939	4,464	5,235	542	3,604	867	1,139
資産(SE436)	12,690	14,668	7,353	11,314	3,268	4,727	47,361	54,848	5,502	18,930	6,206	9,234
負債(SE485)	1,154	2,108	1,297	2,071	1,287	2,016	10,679	17,034	117	551	479	531
借地の割合	38.3	40.4	70.5	65.4	89.7	89.8	38.7	38.7	36.6	49.6	31.5	25.8

資料 第2表に同じ

(注) 1 数値は2010~12年の平均値。

2 項目名に付してあるコード番号は、各項目のFADN上のコード番号。

るところが大きいと考えて良いようである。

オランダは、畑作物においても酪農においても、産出額、投入額、資産、負債いずれもが他国より明らかに大きく、集約的というオランダ農業のイメージと符合する。オランダは、1経営体当たりで見ただけに面積が小さいにもかかわらずいずれも上位にあったが、1ha当たりとすることで他の国との差はさらに大きくなった。

借地の割合（1ha当たりの借地の面積）は国によって異なる。目立つのは、フランスの借地の割合が高く、90%近くあることである。次いでドイツが70%前後と高く、他の国々はオランダ、英国、スペイン、ポーランドの順となり（畑作物）、各国両類型とも借地の割合は50%以下である。

(4) 経営比率

次に、各国の経営収支構造を横並びで比較するために、科目間の比率である「経営比率」を指標とする（第6表）。これらは、①資産や産出額との関係で収益性を見るものと、②負債の相対的な大きさを見るものに分かれる。

「産出額／資産」は、資産に対する産出の効率性の程度を見る指標である。いずれの

営農類型であっても、フランスが他国の2～4倍程度高く、ドイツも若干高いが残りの国々の間にはそれほど差はない。フランスは資産としての土地、すなわち自作地の利用農地に占める比率が低いことから資産額が小さくなり、その結果として資産に対する産出の効率が良くなっている。英国とスペインにおいては、酪農の値が畑作物の2倍ほどと両営農類型間の違いが大きい一方で、その他の国々においては両営農類型間の違いは小さい。

「純所得／産出額」は、産出額のうちで純所得となる割合、つまり利益率を見る指標である。「純所得／産出額」は、いずれの営農類型でもスペイン・ポーランドが高く、それに続く英国・ドイツ・フランス・オランダは比較的近い値となっている。

次に負債に目を転じる。「負債／資産」は、資産のうち負債による部分の割合を示している。これに関して国ごとに見ていくと、スペイン・ポーランドは明らかに値が小さい。両国は資産は小さいが負債はそれ以上に小さく、所得が低くとも経営として成立している理由の一端はこの点にあると推測できる。英国の畑作物の値が次いで低いのは、土地面積が大きいため、したがって分

第6表 経営比率

	英国		ドイツ		フランス		オランダ		スペイン		ポーランド	
	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農	畑作物	酪農
産出額／資産	0.12	0.24	0.25	0.26	0.51	0.43	0.12	0.11	0.12	0.23	0.17	0.17
純所得／産出額	0.30	0.19	0.24	0.20	0.32	0.23	0.25	0.20	0.56	0.31	0.45	0.46
負債／資産	0.09	0.14	0.18	0.18	0.39	0.43	0.23	0.31	0.02	0.03	0.08	0.06
負債／純所得	2.43	3.15	2.94	3.49	2.41	4.44	7.92	14.27	0.31	0.40	1.02	0.75

資料 第2表に同じ
 (注) 数値は2010～12年の平均値。

母となる資産額が大きいことが理由であると考えられる。また、フランス・オランダは値が高いが、その理由は両国で異なっており、フランスの場合は資産が低いことが効いているのに対して、オランダの場合は資産も大きいですが負債がそれ以上に大きいためである。なお各国とも営農類型間の値の違いは小さい。

「負債／純所得」は、負債と純所得の関係からフローの返済能力を示す指標であり、1より小さければ、負債より純所得の方が大きいことになる。この指標においても各国の差が明らかである。オランダは畑作物約8、酪農約14と他国より圧倒的に高い。続くのはドイツ・英国・フランスであり、畑作物は2.4から3程度、酪農は3から4程度となっている。これら3か国の差は相対的に小さい。対してスペインとポーランドの値は非常に小さく、ポーランドの畑作物以外は1以下に過ぎない。特にスペインは、畑作物約0.3、酪農0.4である。

以上のように経営比率の面から6か国の農業所得構造を見ると、資産や産出額がどの程度効率的に経営に反映しているかあるいは負債の重さがどの程度かといった点において、国ごとに違いがあることが分かった。これらは、1経営体当たりや利用農地1ha当たりの純所得額だけを見て、単純に英国・ドイツ・フランス・オランダと、スペイン・ポーランドの間の差を見るだけでは分からなかったことである。経営比率の各指標が表すものの中で特徴的なのは、スペインとポーランドの農業経営体は負債依存

的ではないという意味においては健全であるのに対して、オランダが負債依存的な経営を行っていることである。この対比は、1経営体当たりとして見た場合の純所得額の大小とは逆の関係にある。また、「純所得／産出額」からは、スペイン・ポーランドが高い利益率により所得を獲得していることが読み取れる。

さらに、フランスは同程度の経営規模の国々に比して極端に資産額が小さいことから、資産に対する効率の良い農業経営となっていることが分かった。資産額が小さいということは、資産の取得にかかる費用が少ないということでもあり、身軽な経営であると見ることができる。

(5) 各国の特徴は共通の営農類型でも保持される

ここまで、畑作物と酪農という2つの営農類型を取り上げ、6か国の農業所得構造について縷々指摘と考察を重ねてきた。

ここまでの結果の中で農業所得構造の規定要因という観点から特に注目されるのは、同じ営農類型であっても国ごとの違いは大きく、さらにその国ごとの違いの傾向は、一部の例外（例：スペインの酪農）を除き2つの営農類型においてほぼ同様の形で見られたということである。このことが意味するのは、少なくとも2つの営農類型の農業所得構造において規定的なのは、営農類型よりも各国それぞれの固有性であるということである。オランダの特徴である集約的経営は園芸を想起させるものである。別途

確認したところ、オランダの園芸はそうした傾向がさらに顕著だった。しかしオランダにおいては土地利用型の畑作物ですらこのような特徴を共有している。営農類型によらない共通の規定要因が示唆される。さらに言えばそうした規定要因と整合性が高いため、同国では園芸の比重が大きくなったと考えることができるかもしれない。

4 各国農業の特徴を規定する土地資源

——自作地率と土地単価の比較——

(1) 資産としての土地への注目

農業所得構造を規定する各国の特徴は、以下のように3つの類型に整理できる。

- ①限られた面積において集約的で多投入多産出な農業生産を行うが、利益率は高くなく、負債依存的な農業を行うオランダ
- ②面積規模とともに、労働力量、投入量、産出量いずれも小さく、所得額も低いが、産出に対する純所得の割合が大きいく、負債依存的でないスペイン・ポーランド
- ③これら2者の中間的な位置にある英国・ドイツ・フランス

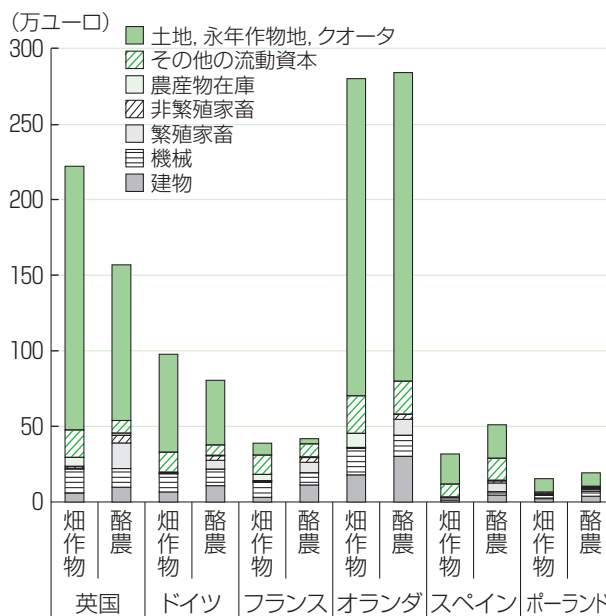
以上までFADNを利用して段階を踏んだ検討を重ねてきたが、さらにこの次に求められるのは、各国農業の特徴を規定するのは何かという論点への接近である。

以下では、各国ごとの特徴を規定する要素の一つとして、資産の多くを占める土地資産額に着目する。各国の差異を分析したところ、土地は農業経営の規模や集約性の程度、財務体質といった土地に関わる論点が多く見られたため、重点的に取り上げることとした。

(2) 資産に占める土地の地位、各国の特徴

FADNにおける資産は、不動産と動産(家畜等)から把握されている(第1図)。フランスを除く5か国においては、土地・永年作物地・クオータ^(注10)が最も大きな割合を占めており、資産額の相違の元になっている。1経営体当たりで見ると、①英国・ドイツ・フランスの3か国においては土地以外

第1図 1経営体当たりの資産額



資料 第2表に同じ
(注) 数値は2010~12年の平均値。

の総額は40万～50万ユーロ前後で、項目ごとの額も似通っていること、②フランスは土地の額が低いため資産総額も英国・ドイツと比べて非常に低い、③オランダは土地も土地以外の部分もいずれも6か国中最も額が大きく、建物の額の大きさもやや目立つ、④スペインは「その他の流動資本」が相対的にやや大きく、土地も含めてそれ以外の項目の額は小さい、⑤ポーランドは土地も含めて総額として低い、といった特徴がある。

フランスの資産額が低いのは、多くの国において資産の大宗を占める土地の資産額がフランスにおいては低いためである。その要因の一つは、先に確認したとおりフランスにおける借地率の高さである。この点に関しては、フランスの農業構造政策においては、借地中心の（自作地率の低い）経営体が志向されたことが背景にあると考えられる。^(注11)

(注10) ここでのクォータとは、主には生乳の需給調整のために導入された生産出荷枠のこと。根拠となっていた制度は15年に廃止された。生乳クォータの財産性に注目した研究として、亀岡(2012, 2014) 参照。

(注11) フランスの農業構造政策においては、①長期貸借等を内容とする農事貸借制度と、②適切な規模・年齢等の要件を備えた農業経営体の育成を目的とする「農業経営構造コントロール」を制度上の基盤とした、安定的な借地経営の創設が基本路線となってきた。特に後者は、農地の所有権移転そのものではなく、所有権移転に付随して生じる当該農地の「経営権」の移転を規制対象とする点に特色があるものである。原田(2014)を参照。

(3) 自作地率と土地単価の比較

前項(2)で確認したとおり、資産の内訳だけを見れば資産に占める土地の割合が大きいとしても、それが土地が多いからなのか土地単価が高いからなのかという違いは分からない。

そこで、便宜的に土地の資産額を自作地面積(=利用農地面積-借地面積として算出)で除すことで、自作地1ha当たりの価格を算出した(第7表)。なお、本項で用いる土地資産額や自作地率等は畑作物・酪農に限定したのではなく、各国の全営農類型の平均である。^(注12)

自作地1ha当たりの価格の序列としては、オランダが抜きん出て高く、次いでドイツと英国が同水準で続き、両国を下回るところにスペイン、フランス、ポーランドが位置している。オランダの自作地1ha当たりの価格は、最低のポーランドの12倍ほどに及ぶ。

さらに第1図と第7表を合わせて見ると、英国(畑作物)とオランダでは1経営体当たりの土地の資産総額は近い水準にあるが、自作地1ha当たりの価格はオランダの方が数倍高い。フランスに関しては、自作地1ha当たりの価格が6か国中5位であることから、自作地面積が少ないうえに、自作地1ha当たりの価格も低いということ

第7表 自作地1ha当たりの価格

	英国	ドイツ	フランス	オランダ	スペイン	ポーランド
自作地面積	91.0	26.8	11.0	20.8	24.2	13.5
1ha当たり価格	12,611	17,301	6,031	68,239	6,932	5,514

資料 第2表と同じ

(注) 1 数値は2010～12年の平均値。

2 1ha当たり価格は、土地等の資産額を、自作地面積(=利用農地面積-借地面積)で除すことで算出した。

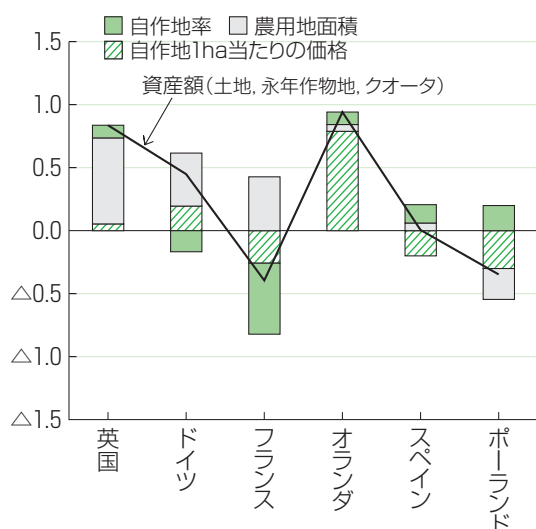
が分かる。

こうした点について、フランスだけでなく6か国全体において、自作地の資産額形成において、農用地面積（利用農地面積）、自作地率、自作地1ha当たりの価格のいずれがより各国差の要因となっているのかを分析するためにそれぞれをEU平均値で除したうえで対数に変えたのが第2図である。資産額をx、農用地面積をa、自作地率をb、自作地1ha当たりの価格をcとすると、一般的に $x = a \times b \times c$ という関係になる。EU平均を $X = A \times B \times C$ とし、各国の数値を $x_n = a_n \times b_n \times c_n$ とする。a、b、cはそれぞれ単位の異なる要素だが、各国の数値をEU平均で除した比をとって、 $(x_n/X) = (a_n/A) \times (b_n/B) \times (c_n/C)$ とすることで、要素間の比較が可能になる。各比率はいず

れも1より大きければEU平均を上回っていることを意味する。さらに、これらに対数で表すと $\log(x_n/X) = \log(a_n/A) + \log(b_n/B) + \log(c_n/C)$ という加算の形になり、積上げ棒グラフで各要素の寄与度を見ることができる。この式の各項は値が正であればEU平均を上回っており、負であればEU平均以下であることを意味する。このように計算することで、①各国において自作地の資産額の形成上、主要な要素はa、b、cのうちどれか、②各要素について、各国ごとに資産額形成における寄与の程度はどれほど異なるか、③各国間の土地資産額の差異はどの要素によっているのか、といったことが分かるようになる。

第2図からは、①土地資産額がEU平均を明確に上回っているのは6か国のうち英国、ドイツ、オランダの3か国であること、その要因として、②英国については特に農用地面積がEU平均を大きく上回って寄与していること、逆に言えば自作地率と自作地1ha当たりの価格の寄与はほとんどないこと、③ドイツにおいては農用地面積、次いで自作地1ha当たりの価格が寄与していること、④オランダにおいては自作地1ha当たりの価格が土地資産額を高めるうえで大きく寄与していること、⑤スペインにおいては自作地率と農用地面積がEU平均を上回っているが、自作地1ha当たりの価格はそれと同程度に土地資産額を引き下げていること、⑥フランスにおいては特に自作地

第2図 土地資産額の要因別寄与度(EU平均=0)



資料 第2表と同じ

- (注) 1 数値は2010~12年の平均値。
 2 縦軸は常用対数をとったもの。
 3 自作地率、農用地面積、自作地1ha当たりの価格、資産額はいずれもEU平均値に対する比率。
 4 $\log(\text{資産額}) = \log(\text{自作地率}) + \log(\text{農用地面積}) + \log(\text{自作地1ha当たりの価格})$ となる。

率がEU平均を大きく下回っており土地資産額を引き下げる主要因となるとともに、自作地1ha当たりの価格も低いこと、⑦ポーランドにおいては自作地率のみがEU平均を上回っており、農用地面積と自作地1ha当たりの価格が土地資産額を引き下げていること、といった諸点が読み取れる。

また、フランスにおいては自作地率と自作地1ha当たりの価格が低く、それが土地資産額が低い主要因となっていることが確認されたが、自作地率がEU平均を大きく下回っているのはフランスのみである。フランスとドイツは農用地面積が同程度であるにもかかわらず、フランスの土地資産額はドイツより小さい額となり、その結果資産額全体としてもフランスはドイツを下回っている。さらに農用地面積ではフランスはスペインやポーランドを上回っているものの、自作地率が低いことから資産額全体としてはこれら2か国を下回る水準にある。

(注12) 畑作物と酪農それぞれを見ても、全営農類型とおおむね同様の傾向であるため、ここでは全営農類型を取り上げた。

(4) 土地と人口密度

以上まで各国ごとの特徴を規定する要素の一つとして、土地資源に着目し各国の状況を見てきた。

資産としての土地の地位の各国差が発生する大きな理由の一つとして考えられるのは、土地資源の賦存状況である。ここでは人口密度と人口1人当たり農地面積の関連のみ指摘する。人口密度の程度は各国間で数倍の差があるが(第8表)、この差が地価を規定し、先に見たように地価の各国差をもたらす。このようにして現れる地価の差ゆえに、農業の発展方向として、オランダのように地価が高ければ多投入集約傾向に、低ければ粗放傾向におのずと向かわざるを得なくなると考えられる。^(注13)このように土地資源の賦存状況は、農業の形態を規定する大きな要因であると考えられるが、各国の地価、土地所有、賃貸借といったより具体的な分析は、FADNを利用した本稿の分析を離れた課題となる。

(注13) 英国に関しては、エンクロージャーや産業革命により農業人口の減少と経営面積規模の拡大が早期に生じており、他国とは異なる事情がある点に留意する必要がある。他国に関しても、

第8表 土地利用の内訳(2010~12年平均)

(単位 千人, 千ha, ha/人)

	総人口	面積					総人口1人当たり				
		国土	農用地	耕地	永年作物地	草地	国土	農用地	耕地	永年作物地	草地
英国	63,152	24,361	17,190	6,081	46	11,063	0.39	0.27	0.10	0.00	0.18
ドイツ	80,446	35,715	16,694	11,852	200	4,643	0.44	0.21	0.15	0.00	0.06
フランス	63,264	54,909	28,872	18,287	1,007	9,578	0.87	0.46	0.29	0.02	0.15
オランダ	16,690	4,151	1,857	1,013	36	808	0.25	0.11	0.06	0.00	0.05
スペイン	46,649	50,571	27,167	12,509	4,742	9,916	1.08	0.58	0.27	0.10	0.21
ポーランド	38,593	31,268	14,586	10,951	393	3,242	0.81	0.38	0.28	0.01	0.08

資料 FAO

経済発展と農業人口の減少の関係は論点の一つである。この点は川島(2008)参照。スペインとポーランドは経済発展の後れから地価が低く、経営面積規模も小さいと見ることができそうだが、その検証には別途の分析を要する。

5 分析の結果と残された研究課題

(1) 分析結果の要点

最後に、本稿の分析結果の要点を改めて整理する。

畑作物と酪農という2つの営農類型を取り上げ、6か国の農業所得構造を比較した。それによって明らかとなった3パターンの特徴を再掲するとそれぞれ以下のとおりである。

- ①限られた面積において集約的で多投入多産出な農業生産を行うが、利益率は高くなく、負債依存的な農業を行うオランダ
- ②面積規模とともに、労働力量、投入量、産出量いずれも小さく、所得額も低いが、産出に対する純所得の割合が大きいく、負債依存的でないスペイン・ポーランド
- ③これら2者の中間的な位置にある英国・ドイツ・フランス

その次に検討したのは、農業所得構造に関して、各国の特徴と各営農類型の特徴のどちらがより規定的かということであった。検討の結果、所得に関連する各数値や経営

比率の数値の傾向は、営農類型よりも各国間の相違の方がより目立ったことから、各国の特徴がより規定的であると考えられた。そしてそのさらに背後にある要因として、土地資源の経済的価値および賦存状況を指摘した。

以上の分析から明らかになった諸点のうち、着目すべきものとして、特に2点取り上げたい。

第1点は、オランダの農業経営の特徴である。確かにオランダの農業所得は補助金への依存を抑えつつ高い産出額と総所得を実現している。しかし同時に大きな負債を抱えており、そのうえで成立している農業経営であることも明らかとなった。また、総所得ではなく純所得として見ると、他の国々との格差は相当に縮まってしまう。これらの特徴は経営比率の各値、特に「負債／資産」や「負債／純所得」によく表れていた。

第2点は、このようなオランダ農業の特徴とは対照的な、低投入低産出型農業の存在である。特にスペインにおいてよく表れていたように、総所得はオランダの約6分の1(畑作物)だが、高い利益ゆえに純所得では4分の1以下に縮まる。さらに、1ha当たりで見れば、スペインやポーランドの純所得は他の4か国と大差なくなる。つまり、もし仮にこの構造を維持したまま面積規模の拡大が可能であるならば、他の4か国並みの所得水準を達成できることになる。この背景には、投入額とともに負債を抑えるという農業経営の特徴があった。一見総所得や産出額が低いとしても、そのような農

業経営がなぜ存在し得ているのかを精査することの重要性が示唆されているように思われる。

以上2点を併せて考えると、農業経営のあり方として、持続的な形態はどのようなものか、という論点が浮かび上がってくる。しばしばわが国の次世代型農業経営の模範として、土地資源の希少性等において類似したオランダの農業経営が取り上げられることがあるが、ここまでの分析を踏まえるなら、とり得る方向性は必ずしも一つではないと言えるのではないだろうか。ただし、スペインとポーランドに関しては、単にEU内では経済的に後進地域のため、本稿で明らかにしたような特徴を有している可能性もあろう。

(2) 今後の研究の課題

FADNに基づく分析によって手掛かりを得るまでには至ったが、別途の方法による検討を要する点として、最後に2点指摘したい。

第1に先述のとおり各国における土地資源の状況に関する分析である。地価、土地所有、賃貸借といった諸点が各国の農業所得構造に影響する非常に重要な論点であることまでは分かったが、法制度や社会経済的要素をも含む論点はFADNに基づく分析を超えたところにあるものである。この点については、単に地価額だけに注目すれば良いのではなく、商品、資産としての土地の地位は借地制度（借地保護のあり方）と一体的か否かといった点に留意した分析が求

められる。さらに、農地整備等に基づく生産資源としての農地の生産力の差、農地の質的差異の問題もある。気候条件の差も関連して踏まえないといけない。

第2に、融資制度や農業金融のあり方に関する分析である。特にオランダにおいては多大な負債が農業経営を支えていることが判明したが、このような経営のスタイルがどのような融資制度によって支えられているのかは個別の検討を要する課題であると考えられる。逆に、スペインやポーランドに関しては農業金融が不要なのか不十分なものかという疑問が浮かぶところであり、やはり個別の検討が要請される。

<参考文献>

- ・石井圭一（2009）「共通農業政策の財政と加盟国の農家経済」国際農林業協働協会『平成20年度海外農業情報調査分析事業欧州地域事業実施報告書』（77～106頁）
- ・大泉一貫（2014）『希望の日本農業論』NHK出版
- ・亀岡鉦平（2012）「生乳クオータ制度を巡る法的紛争と農業生産権の財産性」『早稲田法学会誌』63巻1号（1～56頁）
- ・亀岡鉦平（2014）「農業生産権の財産性に関する考察—生乳クオータの差押可能性を中心として—」『早稲田法学会誌』64巻2号（325～380頁）
- ・川島博之（2008）『世界の食料生産とバイオマスエネルギー—2050年の展望—』東京大学出版会
- ・農林中金総合研究所（2016）『農林水産省平成27年度海外農業・貿易事情調査分析事業（農業所得構造分析）報告書』
- ・原田純孝（1980）『近代土地賃貸借法の研究—フランス農地賃貸借法の構造と史的展開—』東京大学出版会
- ・原田純孝（2014）「フランスにおける農地の権利移動規制—『農業経営構造コントロール』の意義と機能—日本との比較の視点から」『政策科学』21巻4号（3～31頁）

（かめおか こうへい）

（ひらさわ あきひこ）

ポスト新自由主義の家族農業経営の発展方向

私は1996年からほぼ毎年、短くても10日間は、タンザニア北部・キリマンジャロ山中の1農村でホームステイし、農協、フードシステム、農業経営、フェアトレードなどの調査研究を続けてきました。そして最近、日本のものとの比較に挑んでおりますが、2015～16年に農林中金総合研究所からフランスにおける農業指導(特に農業会議所、農協、農村経済コンサル協会)の調査研究の委託を受け、フランスのものとも比較できる貴重な機会をいただきました。

日本において「農業競争力強化プログラム」によりさらに強化されている新自由主義農政ですが、フランスにおいては、ポスト新自由主義農政と言える「農業・食料・森林未来法」が2014年に施行され、規模拡大による生産性引き上げとは一線を画して、アグロエコロジー、環境保全、農地保全、農薬使用規制、獣害防止などを重視するようになっております。

そもそもフランスにおいては、これまで新自由主義農政が展開されながらも、公的助成金が大幅に削られ「農業者の自己責任」重視まで至っている日本とは違い、減ってはいるものの未だ、助成金は多いです。経常利益(中規模・大規模経営の平均)の84%がEU・政府からの助成金で、この助成金なしには52%の経営体が赤字になるようです。経営規模の大規模化に基づく家族農業経営(農業経営体の82%が家族経営)の持続という発展方向を、今後閉ざすわけではないが、いくら大規模化しても海外から安い農産物が輸入されると太刀打ちできず、切りがない。そのような理解を、政府も農業経営者も共有するようになってきているようです。

フランス東部のディジョンにおいて、約200頭の肉牛、大麦・小麦、菜種などを生産する約600ha規模家族経営を見ました。近年は、切りがない大規模化よりも、経営の複合化・多角化に基づいて、しかもEU・政府が重視する(それゆえ公的助成金を得られやすい)エコロジーの方向への複合化・多角化により、経営費を削る取組みを強化しています。まず菜種からバイオ燃料をつくり、農業機械を動かす燃料にしています。麦わらやトウモロコシなどは牛の飼料とし、牛が食べ残

した麦わらは、近所の製材所の木の切れ端とともに燃やして、隣接する企業のエアコン用の熱として販売しております。さらにその灰も、畑の肥料として利用しています。牛の糞からメタンガスを発生させ、発電・販売する電力事業も行っています。

政府が十分な予算を持たない最貧国・タンザニアの政府の場合、新自由主義農政の特徴は、農業者への公的助成金が皆無になることです。先進国の家族農業経営のように、公的助成金に依存した経営規模の大規模化はありえません。しかしアフリカ小農民が共有する特質として昔から、「政府に捕捉されない」自律性・主体性や食料自給の最優先が強調されており、収益性については芳しくないものの、政府に依存せずに持続性を確保する様々な経営努力を確認できます。

キリマンジャロ山中においては、住民の主食であるバナナの他、芋類、豆類、果樹、そして換金作物のコーヒーが、森林の中で生産されているように見えます。森林保全的な農法として名高い「アグロフォレストリー」(農林複合経営)の1つですが、キリマンジャロの場合はさらに畜産も組み合わせられて、農・林・畜の複合経営が実現しています。環境・生物多様性の保全に貢献する伝統農業として、2011年にFAO(国連食糧農業機関)の世界農業遺産として認定されたほどです。

しかしこの農林畜複合経営は、森林保全のためでなく、現金を持たない小規模(平均1ha)家族経営が生み出した、経営費を削減するための仕組みと捉えた方が正確です。畑にあるバナナの仮茎と葉、牧草などを家畜の飼料とするため、高価な飼料を外部から購入せずですんでおります。林木・バナナの木・果樹などが土壌の養分・水分の保持や浸食防止に貢献し、また家畜の糞の堆肥をバナナやコーヒーの根元に投入することで、高価な購入肥料もいりません。

フランスにおける大規模で最先端を行く家族経営と、タンザニアにおける小規模で伝統的な家族経営が、ともにエコロジーの方向への複合化・多角化により持続していることが興味深く、ポスト新自由主義の家族農業経営の発展方向を示す事例として紹介させていただきました。

(京都大学大学院農学研究科 教授 辻村英之・つじむら ひでゆき)

イタリアの青果部門における 農協間ネットワークの構造と特徴

—エミリヤ・ロマーニャ地域におけるケース・スタディ—

李 哉泓 (LEE, Jaehyeon)
〈鹿児島大学農学部 准教授〉

〔要 旨〕

本稿では、イタリアの大規模青果農協が構築するネットワーク組織の構造と特徴を捉えた。

本稿が取り上げる二つの事例は、単協間の合併や青果加工事業の導入をめぐる共同出資会社＝コンソーシアムの設立を同時に進めてきたネットワーク組織である。これらネットワーク組織は、異なる組織構造を有しているほか、マーケティング戦略においても相違がみられた。イタリアにおいては、青果物の販売をめぐる競争が、産地、品目、事業領域が錯綜する農協ネットワーク間競争の様相を帯びている実態を垣間見ることができる。

そこで、単協にとって複数農協とのネットワーキングは避けられないなか、自らが打ち出す経営戦略とりわけマーケティング戦略は、専門農協の展開なканすくネットワークの選択を方向づけるキーファクターであるほか、ネットワーク組織における議決権は、単協自らのマーケティング戦略をネットワーク組織に貫徹できる主要な手段であることを明らかにした。

目 次

はじめに

- (1) 欧州の専門農協と日本の総合農協
- (2) 研究の視点と課題
- (3) 研究の方法と事例の位置づけ

1 イタリアにおける農協の概要と特徴

- (1) 関連法制度
- (2) 統計にみる農協の概況
- (3) 青果部門にみる大規模農協と
コンソーシアム

2 事例にみる農協ネットワークの構造

- (1) 生鮮青果物の出荷をめぐる農協間合併
- (2) 青果加工事業におけるコンソーシアム

3 考察

- (1) 専門農協にみる農協間ネットワークの特徴
- (2) 日本への示唆

はじめに

(1) 欧州の専門農協と日本の総合農協

欧州農協の国際協力組織であるCOGECAは、農協を「農業生産者（farmers）が、マーケットにおける自らのポジショニングを強化するために、協同組合の基本原則に基づき自発的に組織する企業形態」（Cogeca（2014, p.25））と定義している。日本では、このような経済事業に特化した農協は、「日本型総合農協」（太田原（1989, 17頁）^(注1)）と区別して「専門農協」（若林（2012））と称される。

川村（2007, 249頁）は、日本における農協論は「海外での研究動向とは関わりが薄く、日本独自で研究が進められている」という。欧州の農協についても、一部の情報が翻訳書（ベックムほか（2000）およびベイマンほか（2015））や関連文献の引用・紹介（粟本（2007）、田中（2007））により間接的に伝わっている程度である。こうしたなか、若林（2012, 30頁）は、日本の農協改革で検討されている総合農協から信用・共済事業の分離を論じるにあたっては、海外で主流となっている専門農協の研究が必要であると指摘している。

(注1) 太田原（1989）は、日本の総合農協の特徴として、①信用事業をはじめ多目的事業の兼営、②属地主義と網羅主義（全戸加入）、③行政補完組織を挙げている。

(2) 研究の視点と課題

本研究は、このような研究ニーズに応え

るべく、欧州における専門農協の展開構造の解明を試みたものである。その際に、イタリアの大規模青果農協が構築する農協間ネットワークの構造と特徴に注目したが、その理由を以下に述べる。

目下、日本の青果部門に展開する多くの農協は、小売主導型流通システムの強まりや加工業務用需要の拡大が従来の農協系統共販体制の「有効性の低下」（増田（2015, 14頁））をもたらしているなかで、新しいビジネス環境とりわけ小売企業や食品メーカーとの直販事業に求められるサプライチェーン構築に対応した農協系統組織の新たな機能分担のあり方を模索している（小林ほか（2015））。こうした、日本の農協が抱える青果物マーケティングの今日的課題への対応も研究のモチーフをなしている。

これに対して、日本と同様の問題に直面している欧州の青果農協（李（2010）^(注2)）では、大手小売企業が求める大規模出荷ロットの確保、豊富な品揃えによる周年出荷体制の整備、小分け・包装センターを含む加工施設の設置・運営といった取引条件を満たすために、水平的統合（合併）と、垂直的統合を積極的に進めているという（European Commission（2011, p.24））。本研究においては、このような青果農協の統合のプロセスが専門農協の展開構造を規定する重要な要因であると考えている。なお、本研究では、こうした水平的・垂直的統合の動きをMenzani and Zamagni（2010）とChaddad et al（2001）にちなんで、農協間ネットワークと称している。

こうして、欧州の専門農協、農協間ネットワークという二つをキーワードにしてみると、イタリアの青果農協の動向が注目に値する。イタリアは、欧州の販売額トップ10 (Cogeca (2014, p.34)) の青果農協に、最も多くの農協 (4つ) がランクインしているなかで、大規模合併農協と青果加工事業を展開する複数農協が関わるコンソーシアムが同時にみられているからである。^(注3) ^(注4)そこで、イタリアの大規模青果農協やそのネットワークを分析対象として選んだ。

本研究では、以上のような視点に基づき、イタリアの青果農協の農協間ネットワーク構築のプロセスとともに、当該ネットワークの構造と特徴を明らかにすべく、①ネットワークの目的と機能、②ネットワークの事業領域および地理的範囲の広がり、③ネットワークの組織構造とガバナンス、④ネットワークの販売チャネルやブランド展開にみるマーケティング戦略を中心に事例分析を進めた。この分析結果は、日本型総合農協体制に照らし合わせてみた、欧州の専門農協とりわけイタリアの大規模青果農協の展開構造の特徴と示唆として、最後の考察にまとめた。

(注2) 李 (2010) は、スペイン・バレンシア地域をフィールドに、柑橘類の出荷組合が、国境を跨いで展開する大手小売企業との取引において、効率的なサプライチェーン構築をめぐるプライベート企業との競争に劣勢を強いられている実態を捉えている。

(注3) イタリア語ではコンソルシオ (consorzio) というが、英語のコンソーシアム (consortium) と同義語である。その辞典的意味は共同出資会社であることから、ここでは特定の事業展開のために、複数の協同組合が共同出資によって設立する協同組合の企業形態を持つ会社という意

味で使用する。日本語では、協同組合の連合組織と言っても差し支えないものの、本稿で取り扱う事例をみる限り、日本の農業協同組合連合会と違って、イタリアの青果農協が関与するコンソーシアムについては、生協の出資を受けていたり、構成農協の地理的範囲が複数の県や州を跨いで錯綜していることから、その特徴を強調したいという意図もあって、コンソーシアムというカタカナ表記をそのまま用いた。

(注4) このランキングにおいては、イタリアが4つの農協 (Conserve Italia, ApoConerpo, Consorzio Melinda, Agrintesa)、オランダが3つ、ドイツ、スペイン、ベルギーが各々1つの農協をランクインしている。

(3) 研究の方法と事例の位置づけ

本研究は、イタリアのエミリヤ・ロマーニャ (Emilia・Romagna) 州の4つの大規模青果農協への訪問調査 (2012~13年) を実施し、関係者の対面インタビューおよび提供資料を分析したケース・スタディである。

ここに取り上げる4つの事例は、大規模合併農協である①アグリンテサ (Agrintesa)、②アポフルーツ・イタリア (Apofruit Italia) と、青果加工事業の展開をめぐる複数農協が共同出資により設立したすなわちコンソーシアムとしての③コンセルベ・イタリア (Conserve Italia)、④フルタゲル (Fruttage) であり (後掲第4表)、いずれも青果部門ではヨーロッパ屈指の事業規模を誇る協同組合である。

1 イタリアにおける農協の概要と特徴

(1) 関連法制度

事例分析に先立ち、第1表を通じて、イタリアの協同組合関連の法制度を理解して

第1表 イタリアの協同組合関連法制度の経過

年次	法改正の経過と主要内容
1882	商法において初めて法的根拠
1886	全国協同組合連盟創設(後にLegacoop)
1895	協同組合コンソーシアム連盟(Trento)
1898	カトリック農民協同組合連盟(後にConfcoop)
1904~1911	Giovanni Giolitti政府により多くの協同組合関連法を整備 ※協同組合のコンソーシアムを法的に許容
1911	イタリア消費者協同組合コンソーシアムの創設
1913	全国信用協同組合協会
1917	全国協同組合連盟による消費者協同組合連盟(Milano), 労働者協同組合連盟(Roma), 農民協同組合連盟(Bologna)の設置
1918	カトリック協同組合運動によるイタリア協同組合総連盟の創立
1922~1944	ファシスト党による弾圧
1942	民法第6章5節2511~2544において協同組合の規定を盛り込む
1945	イタリア協同組合総連盟の再結成(1967年よりConfcooperativeへ)
	協同組合全国連合の再結成(1966年よりLegaCoopへ) ※共和国憲法(1948)への反映を目指して共同の努力
1947	Basevi(法律1577)法による協同組合の定義:加入脱退の自由, 1人1票制, 組合員の類似事業禁止, 法定利子率超過配当禁止, 内部留保金の配当禁止, 精算時の残余資産譲渡制限など
1948	共和国憲法45条:共和国は私的利益を目的としない協同組合の社会的機能を認める。法の定められる最も適切な手段により, 協同組合の成長を促進し支持するほか, 法の特別な統制により協同組合の性格と目的を保障する。
1971	組合員による組合への貸付けを認める。
1977	法律904/1977(別名Pandolfi法):分配不可能な内部留保金への免税措置
1983	協同組合による株式会社および有限会社の設立もしくはその持ち分の取得を認める(別名Visentini法)
1991	社会的協同組合のための特別法制定
1992	協同基金と組合員投資者, 協同組合参与株(ある種の優先株)の導入により, 協同組合の資金調達力を強化(法律59)
2003	法律366/2001(別名2003年会社法改革と呼ばれる):憲法上の協同組合(相互扶助の貫徹, 議決権配分の制限)とその他の協同組合に区分。免税対象となりうる利益限度を定める。

資料 Fici(2010), Petriccione(2013), MPAAF(2013), Zamagni and Zamagni(2011)より作成

(注5) おきたい。なお、古い歴史と幾度にわたる法改正に関する説明は第1表に委ね、論旨に関係する部分を中心に特徴を述べるにとどめる。

第一に、イタリアの協同組合法は、個別法により法的根拠を与える日本と違って、^(注6)事業分野を問わず協同組合を包括する法律を一元的に適用している。このような協同組合の法体系は協同組合のコンソーシアムに異業種の組合が結合しやすい環境として

働いている。

第二に、協同組合が出資するコンソーシアムに対しては、一定の制約の下で、出資額シェアもしくは利用高に応じた議決権の傾斜配分が認められている。^(注7)また、原料調達において組合員外のカバー率を50%未満にとどめておけば、協同組合として減税措置が受けられるために、協同組合本来の相互扶助の精神を逸脱し、員外取引を積極的^(注8)に進める農協も少なくない。

第三には、業種を問わない個々の協同組合が特定の連盟組織^(注9)の中で、互いが連携もしくは提携する機運が古くから助長されてきたということがある。とりわけ、イタリアでは、1900年代初頭において、すでに複数の組合が出資するコンソーシアムに法的根拠が与えられ、現在においても、多くのコンソーシアムが協同組合の成長を牽引している (Menzani and Zamagni (2010))。

(注5) イタリアの協同組合に関する法制度については、参考文献のFici (2010), Petriccione (2013), MPAAF (2013), Zamagni and Zamagni (2011) を参照されたい。なお、第1表は、これらの文献に基づいて作成したものである。

(注6) 日本では、農業協同組合法、森林組合法、中小企業協同組合法、消費生活協同組合法などの事業分野ごとに個別法が設けられており、協同組合は各々の根拠法によって規定を受けることになる。

(注7) 出資メンバーの出資額シェアに応じた議決権の配分は、1出資メンバーは5票以下、議決権の10%以内に限って認められている (Fici (2010, pp.13-15))。

(注8) イタリアでは、協同組合に対しては、組合員への利益配当を制限し、内部資金として留保される利益には課税しない。それが故に、この節税効果を狙ったプライベート企業に相当する多くの企業が協同組合として登録している実態があった。そこで、03年の会社法の改正にあたって、協同組合としての認可基準を相互扶助 (mutualism) とし、組合員以外からの集荷もしくは仕入れが販売額または販売数量の50%以上であれば、協同組合の資格を解消する措置を断行した。これについては、組合員外取引の許容範囲が緩すぎるという批判も散見される。

(注9) イタリアでは、ほとんどの協同組合が、主要な5つの連盟組織 (Agci-Agrital, Fedagri - Confcoop, Legacoop, Unci, Unicoop) に加盟している。

(2) 統計にみる農協の概況

イタリアの農林政策省 (以下「MPAAF」) によれば、現在 (11年)、農業および食品関連事業に取り組む協同組合 (以下

「農協」という) は10,439組合ある。これらの農協は、協同組合合計 (81,293組合) の12.8%を占めている (第2表のA)。農産物の生産に事業を特化している組合は73.3%として最も多く、次に食品加工業を営む組合 (14.9%)、農産物および食品卸売業の組合 (11.8%) の順となっている。なお、第2表のAからは、農協の多くは、南部・島嶼部^{とうしょ}に集中していることが分かる。これには、イタリア固有の南北間の経済力格差により相対的に産業化に遅れた南部・島嶼地域では農業への依存度が高いということが関係している (MPAAF (2013, p.9)) と同時に、北部および中部地域においては、農協間の合併が進むことにより大規模農協が数多く出現しているという事情が働いている (MPAAF (2013, p.10))。

品目別の農協数をみると、農業資材の供給に特化した農協 (31.0%) を除けば、果実・野菜を取り扱う農協数 (21.6%) が最も多く、次に酪農 (15.5%)、ワイン (10.0%)、酪農を除く畜産 (8.3%)、オリーブ (6.7%) の順となっている (第2表のB)^(注10)。畜産部門および青果部門の農協においては、その他の農協に比べて相対的に1組合当たりの組合員数が少なく、組合員1人当たりの販売額が相対的に大きいほか、1組合当たりの従業員数が多い。

第3表によれば、販売金額シェアについては、農協数の67%を占める2百万€未満の農協の販売額シェアは6%であることに対して、農協数シェアは2%である4千万€以上の農協が有する販売金額シェアは58%

第2表 イタリアにおける農協の概況

A 事業領域別・エリア別の農協数

(単位 農協)

	北部		中部		南部・島嶼部		合計	
		%		%		%		%
農業(生産) A	1,671	61.6	874	72.1	4,976	78.8	7,655	73.3
食品加工業 B	669	24.7	203	16.7	644	10.2	1,557	14.9
食品卸売業 C	373	13.7	135	11.1	694	11.0	1,227	11.8
農業・食品関連 組合合計 A+B+C	2,713	100.0	1,212	100.0	6,314	100.0	10,439	100.0
協同組合数合計 ^(注)	29,389	9.2	14,274	8.5	37,612	16.8	81,293	12.8

(注) 右の%は、協同組合数合計に占める農協のシェアである。

B 品目別の農協にみる組合数・販売額・従業員数・出資者数

(単位 組合、百万€、人)

	組合数 A		取扱高 B		従業員数 C		組合員数 D	
		%		%		%		%
畜産(酪農を除く)	489	8.3	9,345	26.7	20,485	21.7	22,820	2.3
果実・野菜	1,273	21.6	7,757	22.1	28,658	30.4	97,510	9.8
酪農	912	15.5	6,903	19.7	12,366	13.1	32,968	3.3
農業資材の供給	1,827	31.0	5,982	17.1	16,008	17.0	246,497	24.8
ワイン	589	10.0	3,861	11.0	9,356	9.9	185,669	18.7
オリーブ	398	6.7	285	0.8	1,859	2.0	370,098	37.3
その他	412	7.0	919	2.6	5,478	5.8	37,832	3.8
合計	5,900	100.0	35,052	100.0	94,210	100.0	993,394	100.0

資料 MPAAF(2013)より作成

第3表 販売金額規模別の組合数および金額シェア

(単位 %)

販売額規模	2百万€未満		2~7百万€		7百万~4千万€		4千万€以上	
	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	組合数 ^(注)	金額
シェア								
品目別								
オリーブ	93	39	5	19	2	22	0	20
ワイン	49	4	31	18	19	38	2	39
サービス	73	12	22	26	5	19	1	43
酪農	46	4	38	21	14	25	3	51
果実・野菜	70	8	15	9	13	30	3	53
畜産	70	2	11	2	14	9	5	87
その他	85	15	11	18	4	29	0	37
平均	67	6	21	14	10	22	2	58

資料 第2表に同じ

(注) 組合数シェアが0であるケースは、0.5%未満のシェアを示しているものの、元の表に整数部のみが表示されているために、確認することができなかった。

と極めて高い。とりわけ、畜産部門と青果部門の農協においては販売金額シェアがごく少数の大規模農協によって占められている傾向が顕著である。

(注10) 第2表のBは、(注9)に示した連盟組織に加盟している農協のうち、共通のデータベース(AIDA)に取扱品目、組合員数、従業員数、販

売額などの情報を登録している組合(5,900組合)のみを対象にカウントしている。

(3) 青果部門にみる大規模農協と コンソーシアム

第4表は、イタリアの販売額上位30(11年)にランクインしている農協の中から、

第4表 青果部門における大規模農協

(単位 百万€)

順位 I	順位 II ^(注1)	組合名	販売額 (2011年)	事業 部門	主な製品	所在地(州)	備考
1	3	コンセルベ・イタリア* (Conserve Italia)	940.6	青果加工 組合	果実ジュース・ ヨーグルト	エミリヤ・ロマーニヤ (Emilia Romagna)	コンソーシウム
2	8	コンソーシオ・ボーグ (Consorzio Vog)	428.8	青果出荷 組合 (生鮮)	りんご	トレンティノ (Trentino Alto Adige)	コンソーシウム
3	20	コンソーシオ・メリンダ (Consorzio Melinda)	238.0	青果出荷 組合 (生鮮)	りんご	トレンティノ	コンソーシウム
4	23	ヴィアイピ・コープ (VIP Coop)	223.6	青果出荷 組合 (生鮮)	りんご	トレンティノ	コンソーシウム
5	24	アグリンテサ* (Agrintesa)	222.2	青果出荷 組合 (生鮮)	果実・野菜	エミリヤ・ロマーニヤ	大規模合併農協
6	26	コンソーシオ・カサラスコ・ デル・ポモドロ (Consorzio Casalasco Del Pomodoro)	220.5	青果加工 組合	トマト	ロンバルディア (Lombardia)	コンソーシウム
7	30	アポフルーツ・イタリア* (Apofruit Italia)	207.1	青果出荷 組合 (生鮮)	果実・野菜	エミリヤ・ロマーニヤ	大規模合併農協
9 ^(注2)	41	フルタゲル* (Fruttage)	122.1	青果加工 組合	冷凍野菜 果実ジュース トマト調製品	エミリヤ・ロマーニヤ	コンソーシウム

資料 第2表に同じ

(注) 1 順位IIは、農協の販売額上位30位のリストにおけるランキングである。

2 フルタゲルは、2011年の販売額ランキング30位には含まれていないために、2008年の順位を示している。

3 本研究が事例として取り扱っている農協については※印をつけている。

青果部門を事業とする農協を8つピックアップしたものである。これらのうち、大規模合併農協であるアグリンテサとアポフルーツを除く、6つの農協はコンソーシウムである。これら青果部門の大規模コンソーシウムは、すべてが北部の諸州に集中しており、①果実飲料や青果調製品の加工事業を行っている農協か、あるいは②集出荷施設を有する生鮮青果物のマーケティング組織のいずれかに大別できる。

2 事例にみる農協ネットワークの構造

(1) 生鮮青果物の出荷をめぐる農協間合併

a 2つの大規模青果物出荷組合

アグリンテサとアポフルーツは、いずれもエミリヤ・ロマーニヤ州において、あなず、桃などの核果類の果実 (stone fruit) を販売する専門農協としてスタートし、長年にわたる農協間合併を繰り返した結果、現在に至っては、数十万トンに及ぶ出荷数量により2億€を上回る販売額を誇る、イタ

リア最大の青果物出荷組合である（第5表）。

このように、同じ産地において類似した事業を展開しつつも、互いが異なる組合として存在しているということは、2つの農協が青果物の集荷・販売をめぐって競争関係に置かれていることを意味する。^(注11)

(注11) インタビューにおいては、いずれの農協からも互いがライバル関係にあることを認めたという経緯がある。

b 異なるネットワークの展開

(a) 集荷範囲や製品ライン

ア アグリンテサ

アグリンテサは、青果物の生産・販売におけるスケールメリットやバーゲニングパワーを図った、多くの青果農協の合併により誕生した大規模青果農協である。アグリンテサは、その合併によりエミリヤ・ロマ

第5表 アグリンテサとアポフルーツの概要

	Agrintesa	Apofruit Italia
設立年次	2007年の複数組合の合併により現在の名称	1960年代 ^(注)
合併の経過	Intensa, Arifrut, emiliafutta(2007年) CEPAL(2012年)	1990年代に、エミリヤ・ローマ・ニャ州以外の3つの州の4つの農協を合併
系列	Confcoop	Legacoop
主たる事業	果実・野菜の出荷 選別・小分け・包装・販売(1次加工)	果実・野菜の出荷 選別・小分け・包装・販売(1次加工)
組合員数	約5,000人	約3,400人
主要なルール	・出資 50€/1人 ・1人1票制 ・委託販売, 共同計算, 販売後の精算	・出資 100€/1人 ・1人1票制 ・委託販売, 共同計算, 販売後の精算
売上(2012年度)	2億7,400万€(うち、ワイン用葡萄シェア:約30%)	2億490万€
※当期利益	約78万€	約45万€
年間出荷数量	約45万トン	約20万トン
加工施設	5つの集出荷施設 6つのワイン醸造施設	イタリア全域に12の集出荷施設
集荷の地理的範囲(州名)	①エミリヤ・ローマ・ニャ(90%)②ヴェネト(Veneto) ③プーリア(Puglia)④ラツィオ(Lazio)	①エミリヤ・ローマ・ニャ②ラツィオ③バジリカータ(Basilicata)④シチリア(Sicilia)
スタンダードおよび認証	トレーサビリティシステム Global GAP/BRC/PGI	トレーサビリティシステム Global GAP/ BRC/ IFS/PGI/Organic
マーケティング組織(生鮮青果)	・Alegra(共同出資)	・Canova(子会社) ※有機製品に特化 ・Mediterraneo Group(共同出資)
加工原料の出荷先(出資組合)	・Conserve Italia(共同出資) ・Caviro(ワイン, 子会社)	・Conserve Italia(共同出資) ・Fruttage(共同出資)
主要な品目(トン)	ネクタリン(85,000), キウイ(52,000), 梨(42,000), プラム(20,000), 桃(18,000), りんご(14,000), 柿(6,000), あんず(4,000), チェリー(1,000), いちご(600), その他果実(14,600), 加工原料(45,000), ワイン用葡萄(150,000)	ネクタリン(43,200), キウイ(33,200), 梨(21,400), 桃(19,200), 馬鈴薯(13,000), プラム(9,300), 玉ねぎ(8,000), あんず(7,000), クレメンティン(3,500), メロン(2,500), チェリー(2,500), 柿(1,800), (種無し)すいか(470), その他果実・野菜(11,930)
備考	・州内に17の直営店舗を展開し、90名の雇用, 販売額1,200万€/年の実績 ・周年集荷のために、ChiliとNZの出荷組織と提携している	・有機栽培への取り組みを強化 ・有機認証面積(1,800ha), 有機生産者(約500人), 有機製品販売額(約5,500万€, 売上シェア約25%) ・Almaverdeという有機製品のための共同ブランドを開発・管理

資料 聞き取り調査および提供資料より作成

(注) アポフルーツについては設立年次が得られなかった。ここには、50年以上の歴史を持つという説明に基づき1960年代と記した。

ーニャ州のほかに、ヴェネト、プーリア、ラツィオの3つの州に組合員を擁しているものの、出荷量の90%を州内でカバーしていることから、ほぼエミリヤ・ロマーニャ州に集荷の地理的範囲が完結しているといっている。

イ アポフルーツ・イタリア

アポフルーツも、アグリンテサと同様に、多くの青果農協が合併により統合された大規模青果農協であるが、組合員の地理的分布はアグリンテサといささか異なっている。アポフルーツの組合員は、エミリヤ・ロマーニャ州のほかに、ラツィオ、プーリア、バジリカータ、シチリア州に広がっているが、エミリヤ・ロマーニャ州が主力品目とする核果類の果実に、南部諸州の多様な野菜やシチリア島の柑橘の確保を目的に、遠隔農協の合併に積極的に取り組んできた結果である。

このような、アグリンテサとアポフルーツの組合員の地理的分布すなわち集荷範囲の違いは、後にみる互いに異なるマーケティング戦略に起因するものである。

(b) コンソーシアムへの出資

ア アグリンテサ

アグリンテサは、アレグラ (Alegra) という青果物販売組織とともに、果実加工企業のコンセルベ・イタリアに出資している。そのほかにも、ワイン醸造会社であるカビロ (Caviro) を子会社として傘下に抱えている。

アレグラは、80年代に卸売業者への出荷を取り止め、アグリンテサが自らの販売を手掛けるために設立したという。なお、アレグラとの取引は委託販売・販売後精算という方式をとっており、アグリンテサは、アレグラの取扱数量の約70%を供給していることから半ば子会社に近い企業であると考えられる。

コンセルベについては、後に詳述するが、加工原料果実の安定的な販売先の確保のための戦略的手段として出資を決めたが、設立メンバーとして最大の持分を有している。

イ アポフルーツ・イタリア

アポフルーツは、3つの組合が共同で出資する生鮮果実のマーケティング組織 (メディテラネオ・グループ: Mediterraneo Group) と青果加工を行うコンソーシアム (フルタゲル) に出資しているほか、有機農産物のみを取り扱うカノバ (Canova)^(注12) という子会社を傘下に抱えている。ちなみに、メディテラネオ・グループへの出資は、自社販売と違って、ほかの出荷組合と連携し高級品を揃え、高付加価値販売を図ることが目的である。なお、フルタゲルについては後に詳述する。

(注12) アポフルーツの有機製品の生産・販売に関する詳細は、李・岩元・豊 (2013) を参照されたい。

c マーケティング戦略

アグリンテサにせよ、アポフルーツにせよ、大手小売企業との取引に課される基本的条件としてのトレーサビリティシステム

やプライベートスタンダード（Global GAP, BRCなど）を備えていることは共通している（第5表）。

しかしながら、アポフルーツは出荷額ベースの約80%が大手小売企業とのダイレクト販売であることに対して、アグリンテサのそれは、50%前後と大手小売企業との直販シェアが相対的に少ない。このような違いには、2つの組合の異なるマーケティング戦略が関係している。

(a) アグリンテサ ープロダクトアウト型

アグリンテサは、農協間合併による出荷ロットの拡大に加え、アレグラの設立目的に触れたように、卸売機能の内部化によるバーゲニングパワーの確保がマーケティング戦略の根幹をなしている。アレグラは、当初より、プロダクトアウト体制を堅持し、青果を求める卸・小売業者との間でマッチングを図ってきた。今日においても、アグリンテサの集荷機能とアレグラのマッチング機能が結びついた販売が行われている。したがって、契約取引を基本とする大手小売企業のプライベートブランド（以下「PB」という）への対応は容易ではないという。

(b) アポフルーツ・イタリア

ーマーケットイン型

アポフルーツの出荷額の80%以上はヨーロッパ全域に展開する大手小売企業を販売チャネルとしているなかで、多くの製品をそれら小売企業のPBとして納品している。総じて、マーケットインを基本に小売企業

とのサプライチェーン構築に積極的であり、リテールサービスの強化に力を入れている。ちなみに、アポフルーツはEurep GAPの創設当初、認証基準を協議する委員会のメンバー（Konefal et al (2005, p.298)）として関わったことは特記すべきであろう。

さらにアポフルーツは、近年のイタリア国内のオーガニックマーケットの成長にビジネスチャンスを求め、有機農産物の出荷に積極的に取り組んでいるが、アグリンテサとは対照的な差別化戦略として位置づけられる（李・岩元・豊（2013, 17～19頁））。

(2) 青果加工事業におけるコンソーシアム

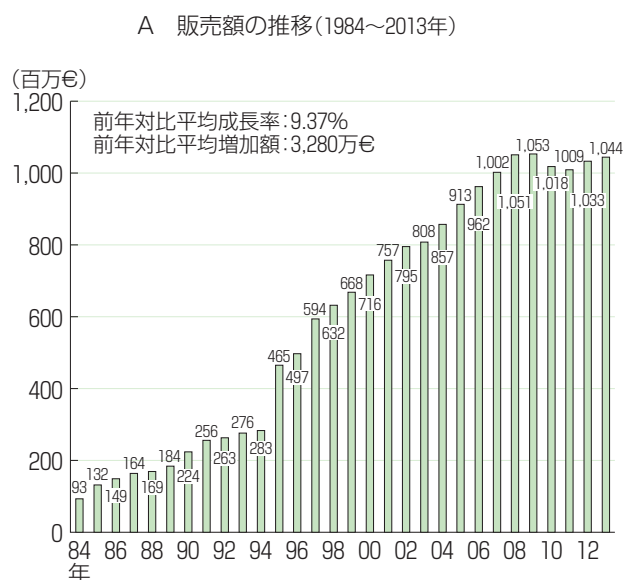
a 事例の概要

(a) コンセルベ・イタリア

コンセルベは、76年に、複数の青果農協が青果加工事業への進出をめぐって共同出資により設立した、青果加工を事業とするコンソーシアムである。現在、果実および野菜加工品の販売により10億€（13年）を売り上げているが、協同組合の形態をとる青果加工事業者の中では欧州最大規模である。果実飲料とトマトを含む缶詰野菜を主力製品とし、販売額の約60%がイタリア国内販売、約40%が海外輸出によって得られている（第1図）。現在の事業規模を得るまでは、イタリア国内をはじめEU諸国（イギリス、フランス、ドイツ、スペイン、ポーランド）の果汁加工企業の買収・合併または分社化が続いた（第1図および第6表）。

コンセルベは、生鮮青果物の出荷組合が

第1図 コンセルベ・イタリアの販売額の推移



資料 提供資料より作成

B 販売額の内訳(2013年)

区分	内訳	シェア(%)
系列別	Conserve Italia	67.1
	Juver Alimentacion	16.1
	Conserve France	16.3
	Tera Seeds	0.5
販売先国別	イタリア	59.7
	フランス	13.8
	スペイン	15.8
	ドイツ	2.3
	イギリス	2.9
	その他EU	3.8
	EU外	1.7
製品別	果汁関連	42.2
	缶詰トマト	19.8
	缶詰野菜	17.8
	シロップ	10.9
	ジャム/コンポート	3.4
	その他	5.9

第6表 コンセルベ・イタリアの沿革

No.	年次	設立/買収/出資企業	拠点国	種類	備考
1	1976	Conserve Italia(15の青果出荷組合およびトマト加工組合の共同出資)	イタリア	設立	青果加工
2	1979	Covalpa-Mon Jardinコンソーシアム設立	イタリア	買収	缶詰製造
3	1983	Mediterranean Growers Ltd.	イギリス	設立	貿易商社
4	1984	Salfa S.p.A.	イタリア	設立	果汁加工
5	1990	Otra S.A. とBarbier Dauphin S.A.	フランス	買収	トマト加工
6	1991	Warburger GmbH	ドイツ	買収	貿易商社 缶詰工場
7	1993	Massalombarda-Colombani S.p.A.	イタリア	買収	果汁工場
8	1996	Lomco S.A.	フランス	買収	果汁
9	1997	Konserwa Polska Sp.zo.o.	ポーランド	設立	果汁
10		Verjame S.A.	フランス	買収	果汁
11	2003	Juver Alimentación S.A.	スペイン	買収	果汁
12	2004	Salfa S.p.A.	イタリア	合併	果汁
13		Cirio and De Rica S.p.A.	イタリア	出資	果汁
14	2006	Konserwa Polska Sp.zo.o.	ポーランド	閉鎖	果汁
15	2007	Cirio and De Rica S.p.A.	イタリア	買収	果汁
16		Tera Seeds S.r.	イタリア	設立	種子
17	2009	Mediterranean Growers Ltd.	イギリス	分社	取引企業へ
18	2010	Conserve Italia Deutschland GmbH	ドイツ	No.6 分社	取引企業へ

資料 第1図と同じ

出資するコンソーシアムとして、7つの州の51の農協から55万トンもの加工原料の供給を受けている（後掲第10表）。これら膨大な原料からなる加工製品の製造・販売のためには、国内のみならず海外への輸出とともに、加工施設の拡充が必要であった。そこで、加工施設を含む海外の関連企業の買収・合併に取り組んできたという経緯がある。

(b) フルタゲル

フルタゲルは、94年に設立した冷凍野菜、トマト加工品、果実飲料の加工・販売を行う、青果農協のみならず生協組織をも出資するコンソーシアムである。その販売金額（約1億3千万€）や原料仕入数量（約12万トン）は、協同組合形態の中ではイタリアで2番目に大きい（第7表および後掲第11表）。

フルタゲルは、もともとプロモサガリ（PROMOSAGARI）という青果出荷組合が所有する青果加工施設の債務不履行による閉鎖を機に、それを再建することを目的に、エミリヤ・ロマーニャ州のラベンナ（Ravenna）地域の10の青果出荷組合の出資を受けて誕生した。

フルタゲルには、設立当初、エミリヤ・ロマーニャ州のラベンナに果実ネクター、果実ジュース、その他茶飲料、トマト加工品、冷凍野菜の加工ラインを整備したが、09年には、モリーゼ州のラニーノの冷凍野菜工場を買収・合併す

第7表 フルタゲルの販売額および製品別シェア

		2009年	2010	2011	2012
販売額(百万€)		117	115	122	129
製品別 シェア (%)	果実飲料、茶類	42.4	42.3	43.2	42.6
	冷凍野菜	39.2	41.5	42.1	41.6
	トマト加工品	14.9	13.6	12.6	13.5
	その他	3.5	2.6	2.2	2.4

資料 Fruttageil BILANCIO SOCIALE

ることによりもう1つの加工施設を設けた。冷凍野菜マーケットの成長が見込まれるなかで、新たな投資が行われたということである。

b 各々のコンソーシアムの組織構造

(a) ステークホルダーの構成

ア コンセルベ・イタリア

第8表によれば、出資者は4つのグループに区分されている。オーディナリー・メンバー（ordinary）は、出資者であると同時に、原料用果実や野菜を供給する40の青果出荷組合であり、これらの青果農協の持分割合は43.7%である。議決権の配分においては、理事会の議決総数の3分の2がオーディナリー・メンバーに与えられている。

第8表 コンセルベ・イタリアの出資者構成

		金額 (千€)	シェア (%)	備考	
資本金	出資	オーディナリー・メンバー A	34,207	43.7	40の農協
		サブ・メンバー	14,067	18.0	11の農協
		出資のみ	30,000	38.3	I.S.A.S.p.a
		スペシャルメンバー	21	0.03	APOCONERPO
	出資額合計 B	78,294	100.0	—	
	内部留保金 C	136,004	63.5	C/D	
	資本金合計 D	214,299	100.0	—	
備考	Agrintesaの出資額 E	9,288	E/A:27.2, E/B:11.9		

資料 Bono and Iliopoulos(2012, p.15)第3表およびAgrintesa Bilancio dell'esercizio 2012-2013 より作成

サブ・メンバー (subsiding) は、シーズンや品目において限定的な原料の提供にとどまっている11の青果出荷組合で、持分シェアは18.0%である。なお、出資者には、出資のみを行っている組織 (注13) と原料供給を伴わないスペシャルメンバー (APOCONERPO) (注14) が含まれている。

ちなみに、出資額におけるアグリンテサの持分は、その合計に対するシェアは11.9%であるが、40のオーディナリー・メンバーの出資額に占める持分シェアは27.2%である。このように、アグリンテサは、コンセルベの最大の持分シェアと原料供給量を有し、コンセルベの意思決定に大きな影響力を行使しているという (注15)。

(注13) MPAAFが加工ビジネスの活性化のために設けた投融资機関である。

(注14) Apoconerpolは、欧州連合 (EU) が認可す

る44の生産者組織 (PO) の連絡協議体であり、これ自体は青果物の生産・販売機能を持たない。
(注15) コンセルベでは、メンバー組合ごとの議決権の配分に関する詳細な情報が入手できなかったが、アグリンテサのインタビューでは、最大の持分を行使し、コンセルベの意思決定において大きな影響力を与えているという回答が得られた。

イ フルタゲル

フルタゲルの出資者 (第9表) には、青果物の出荷組合 (No.1~10) や自治体 (No.19) (注16) および連盟組織 (Confcoop, No.20) といった設立 (94年) メンバーのほか、96年に新たな出資により加わった、Coop CONARD が傘下におく4つの子会社 (No.14~17) が含まれている。生協は、製品の生産から売場をつなぐサプライチェーンの構築のために、自らが出資を申し出たという。その後においては、98年にISAの投資を受けたが、

第9表 フルタゲルの出資者の構成

区分	出資年次	(No) 出資農協/企業など	州名	県名	持分 (%)	議決権 (票)	出資額 (€)	コンセルベ
青果物出荷組合	1994	1 PROMOSAGARI	エミリヤ・ロマーニャ	Ravenna	9.37	5	1,285,000	○
	1994	2 TERREMERSE		Ravenna	4.73	1	649,500	
	1994	3 AGRISFERA		Ravenna	0.84	1	115,700	
	1994	4 CO. RRO. AGRI.		Ravenna	3.64	1	500,000	
	1994	5 PEMPACORER		Ravenna	2.86	1	392,000	
	1994	6 SORGEVA		Ferrara	2.2	1	302,600	
	1994	7 SALVI VIVAI		Ferrara	0.83	1	113,500	
	1994	8 APOFRUIT ITALIA		Forli-Cesena	2.62	1	360,000	
	1994	9 APOIDUSTRIA		Forli-Cesena	0.73	1	100,000	
	1994	10 AS.I.P.O.		Parma	1.83	1	251,900	
	2012	11 C.A.S.A Mesola		Ferrara	0.73	1	100,000	
	2011	12 APOCONERPO		Bologna	1.05	1	144,600	
		2004		13 A.O.M	モリーゼ (Molise)	-	0.73	
非農協	1996	14 CO. IND	エミリヤ・ロマーニャ	Bologna	5.24	5	719,900	
	1996	15 SIREA		Bologna	5.24	5	719,900	
	1996	16 CO. IND. TRADING		Bologna	5.24	5	719,800	
	1996	17 ATTIBASSI		Bologna	5.24	5	719,300	
出資のみ	1998	18 ISA	ローマ (Roma)	Roma	31.22	5	4,284,000	○
	1994	19 FCPR	エミリヤ・ロマーニャ	Ravenna	4.73	1	650,000	
	1994	20 COOPFOND	エミリヤ・ロマーニャ	Bologna	10.93	1	1,500,000	
		合計 (20)	2つの州	5つの県	100.0	44	13,727,700	6

資料 第7表に同じ

(注) 「コンセルベ」の○は、コンセルベ・イタリアにも出資している農協を印している。

冷凍野菜加工ラインの拡充が契機であった。

フルタゲルの理事会や役員会における議決権配分（第2図）の現況からすれば、非農協（生協の子会社4社）が有する議決権は、役員会において、農協の行使できる議決権を上回っている。ただし、理事会においては、これら4社の議決権が過半に達しないよう制限が掛かっているなかで、重要な意思決定においては、青果農協の配慮されて

いるガバナンス構造であることを垣間見ることができる。

（注16）Confcoopは、カトリック系列の連盟組織である。Confcoopと社会主義系列のLegacoop連盟は、異なる理念に基づきイタリアの協同組合運動を主導してきた経緯がある（第1表および〔注10〕参照）。これら連盟組織は、自らが展開する協同組合運動に資すべく、投資基金を設けたうえで、所属する単協への投資を行っている（Fici（2010, p.46-61））。

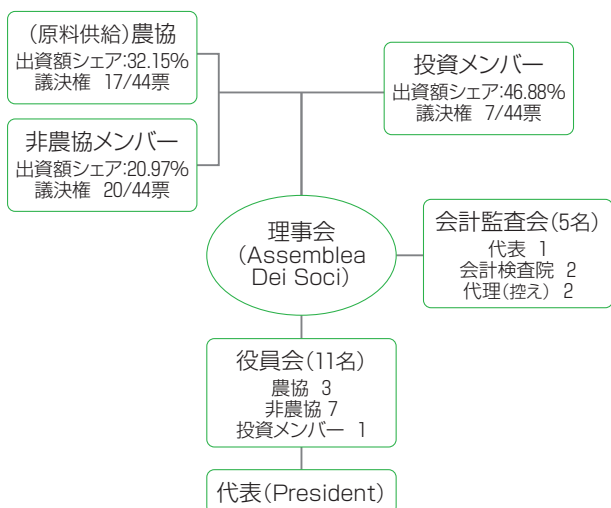
（b）原料調達にみるメンバーカバー率

ア コンセルベ・イタリア

第10表によれば、コンセルベは、7つの州の51の出荷組合から果実や野菜を集荷している。これらの加工原料の生産面積および集荷数量は、約2万ha、55万トンに及んでいる^{（注17）}。また、10年の加工原料の仕入額や仕入数量は、各々4,700万€、38万トンであり、重量ベースの出資組合のカバー率は88%である。この仕入額や集荷量は年々の変動はあるものの、出資組合によるカバー率は、90%弱を常に保ってきている。

（注17）加工製品の場合、製品在庫を反映した原料仕入の管理が行われるために、コンセルベの

第2図 フルタゲルの議決権配分



資料 第7表と同じ

第10表 コンセルベ・イタリアの原料調達

A 調達先組合の概要(2013年)

拠点地域(州)	組合数
エミリア・ロマーニャ	26
トスカーナ(Toscana)	10
ラツィオ	6
ヴェネト	3
ロンバルディア	2
ピエモンテ(Piemonte)	1
プーリア	3
合計(7つの州)	51

B 原料別の面積・数(2013年)

区分		面積(ha)	数量(トン)
果実	梨, りんご, 桃, あんず, プラム等	4,712	124,492
トマト	トマト	4,329	320,371
野菜	インゲンマメ, エンドウマメ, グリーンピース, スイートコーン, ヒヨコマメ等	11,054	105,254
合計		20,095	550,117

C 原料仕入における出資組合のポジション^(注)

年度	重量(千トン)	シェア(%)	金額(百万€)
2006	357	88	36
2007	402	80	46
2008	408	87	58
2009	476	88	56
2010	387	88	47

資料 提供資料およびBono and Iliopoulos(2012)より作成

（注）出荷組合のポジションについては、Bonoが示した語をそのまま使用しているが、出資組合に完結する原料仕入れの度合いを指している。

仕入数量の変動が販売額に反映されていないことに注意が必要である。

イ フルタゲル

フルタゲル（12年）の加工原料の仕入量および仕入額は、11万6,000トン、6,747万€^(注18)である。このうち、出資組合からの原料カバー率は、重量ベースにおいて72%である。ただし、12年の同割合は相対的に高く、09年には60%を下回っていた。

フルタゲルがメンバー組合以外からの原料仕入を行っている理由は、モリーゼの第2工場の加工ラインに見合った安定的な原料の確保とともに、メンバー組合だけでは足りない有機認証を有する生産者の十分な

確保のためであった。とりわけ、第11表によれば、この有機製品の加工原料の出資組合カバー率（12年）は、トマトが約21.8%、野菜が8.3%、果実が12.7%と極めて低く、80～90%が組合員以外の個別生産者からの仕入れであることが分かる。フルタゲルについては、差別化製品としての有機加工品の積極的な販売のためには、員外取引を辞さない一面を垣間見ることができる。

(注18) コンセルベ（123€/トン）とフルタゲル（581€/トン）において、1トン当たりの仕入額には大きな開きがある。前者の（缶詰）野菜製品の売上シェア（17.8%）に比べて、後者の（冷凍）野菜の同シェア（41.6%）が相対的に高いほか、後者にはメンバー外からの有機野菜の高値仕入（第11表）が少なくないからである。

第11表 フルタゲルの原料調達

区 分		2009年	2010	2011	2012	
合計	重量(トン)					
	メンバー農協より	69,949	67,912	78,997	83,883	
	メンバー外からの購入	48,105	42,883	43,720	32,576	
	合計	118,054	110,794	122,717	116,459	
金額	メンバーカバー率(%)	59.3	61.3	64.6	72.0	
	シェア(%)					
	野菜	23.8	50.2	32.9	30.0	
	果実	11.8	27.0	35.8	33.7	
トマト	64.4	22.7	31.3	36.3		
合計(万€)	4,351	4,895	6,786	6,747		
有機	有機シェア(%) (重量ベース)	13.5	13.4	13.9	15.1	
	野菜	重量				
		メンバーカバー率	7.4	10.8	9.5	9.5
	金額	メンバーカバー率	4.1	5.4	6.1	8.3
		メンバーカバー率	10.3	15.8	13.8	13.8
	果実	重量				
		メンバーカバー率	6.2	11.1	14.5	15.1
	金額	メンバーカバー率	4.9	7.5	9.2	12.7
		メンバーカバー率	13.2	19	24.7	24.95
	トマト	重量				
		メンバーカバー率	22.8	17.6	19.7	21.8
	金額	メンバーカバー率	18.7	15.8	17.9	21.8
メンバーカバー率		28.9	21.2	24.1	26.5	
受託事業	運搬作業(%)	46.3	44.4	44.6	46.6	
	収穫作業(%)	53.7	55.6	55.4	53.4	
受託料金合計(千€)		2,149	2,251	2,560	2,424	

資料 第7表に同じ

c 販売チャンネルとブランド展開

(a) コンセルベ・イタリア

コンセルベの製品ブランド別の販売額シェアをみれば、自社ブランド（65.7%）、大手小売企業のPB（17.7%）、企業（Horeca）ブランドへのOEM提供（13.9%）、ノンブランド（2.7%）の順に高い（第12表）。自社ブランドが占めるシェアが相対的に高く、PBの同シェアは比較的低い（第12表）。

(b) フルタゲル

第13表をみる限り、フルタゲルの製品販売チャンネルは、小売への直販とともに、業務用の食品問屋の2つに大別できる。各々のチャンネルが持つ販売額シェアは、前者が約55%、後者が約45%である。さらに、小売へ

第12表 コンセルベ・イタリアの販売チャネル

販売先/ブランド		販売額 シェア (%)	備考 (自社ブランド)
小売への直接販売	食品	27.8	Valfrutta, Yoga, Cirio, Derby Blue, Jolly Colombani, Mon Jardin, Valfrutta Granchef, Apé
	飲料	22.8	
子会社経由		1.9	
海外市場		13.2	
自社ブランド		65.7	
プライベートブランド(PB)		17.7	
Horeca Food		5.2	
	Horeca Beverage	8.7	
OEM生産		13.9	
バルク販売		0.7	
生鮮のまま		1.6	
その他		0.4	
合計		100.0	

資料 第1図に同じ

の直販に占める、PBの販売額シェアは約90%であり、自社ブランドの存在が希薄である。さらに、業務用への供給においても、そのほとんど(95%)が取引先企業のブランドとして納品されている。ちなみに、設立当初はCoop CONARDへの販売が小売直販額に占めるシェアは70%以上であった。現在は、当時より販売数量が拡大し、Coop CONARD以外の販売先が増えるにつれ、同割合は約30%程度へと減少している。

一方、フルタゲルとアポフルーツはアル

第13表 フルタゲルの販売チャネル

区分		販売額 シェア (%)	備考
販小 売売 への	小売への直販 ※Coop Conardへの納品	約55 約30	うち、すべての製品がPB
	小売直販に占めるPBの 販売額シェア	約90	
業務用(外食または学校給食)		約45	PBもしくはOEM対応:約95%

資料 聞き取り調査より作成

マベルデ(Armaverde)という有機製品の共同ブランドを展開している(李・岩元・豊(2013, 18頁))。有機製品の専用棚割りが可能な品揃えを図り、11のメーカーがコンソーシアムを形成し共同ブランドとして管理している。これも、有機製品のPBを持たない、中小の小売企業に対するサービスの一環である。

3 考察

(1) 専門農協にみる農協間ネットワークの特徴

以上のように、アグリンテサ、コンセルベの組合せからなるネットワークと、アポフルーツとフルタゲルが組み合わさったネットワークは、互いが異なる構成メンバーやマーケティング戦略を有している。

前者においては、エミリヤ・ロマーニャ州にほぼ完結する大規模合併農協＝アグリンテサによって核果類果実の産地統合が図られ、農協の果実販売事業におけるスケールメリットや青果加工事業の展開を目指し、アレグラとコンセルベなどの青果農協に完結するコンソーシアムに参加している。そ

して、アグリンテサは、自らが打ち出した、川中・川下に対抗しうるバーゲニングパワーの確保というマーケティング戦略を、アレグラやコンセルベの理事会の最大の議決権をもって貫徹させている。その結果、協同組合のコンソー

シラム組織の販売事業においても、プロダクトアウトや自社ブランドを重視した売り手優位のマーケティング戦略を堅持している。

後者のアポフルーツは、アグリンテサと異なり、取扱品目の拡大による周年出荷および品揃えの確保に合意する、エミリヤ・ロマーニャ州の一軍の果実農協が主体となって、野菜農協や柑橘農協との提携のために、複数の産地（州）を跨いで農協を統合した大規模合併農協である。また、アポフルーツが出資し、共同ブランド（アルマベルデ）のパートナーとして関係しているフルタゲルは、コンセルベに類似した事業を有しているものの、生協組織が大きな持分を持って意思決定に大きな影響を及ぼしていた。なお、このアポフルーツとフルタゲルには、マーケットインに基づいたリテールサービスを充実させ、大規模小売企業との取引において順応的なマーケティング戦略を実行しているという共通点がみられた。

このような二つの農協間ネットワークの違いを吟味すれば、専門農協の展開構造に関わる農協間ネットワークの特徴を読み取ることができる。その特徴を以下の五つに整理した。

一つ目は、特定品目の販売事業を目的とするローカルレベルの生産者組織からスタートした青果農協は、スケールメリットを図った農協間合併と、加工原料用青果物の安定的出荷や付加価値拡大に欠かせない加工・販売事業の導入のために協同組合のコンソーシアムづくりを同時に進めてきたと

いうことである。個々の専門農協は、単独ではなし得ないスケールメリットの発現や大きな投資を伴う川中への進出を複数農協が関わるネットワーキングを通じて達成してきたことを意味する。

二つ目は、農協間ネットワーキングの目的は共通しているものの、各々のネットワークの広がる地理的範囲は、特定の品目や産地の範囲を超え、複数の品目また産地へと広がっており、その広がりパターンは一樣ではないということである。

三つ目は、専門農協の販売事業を取り巻く競争環境は、産地間競争もしくは農協間競争もさることながら、産地、品目、事業領域が錯綜するネットワーク間の競争の様子を帯びているということである。

四つ目は、青果農協が構築する農協間ネットワークが有するマーケティング戦略は、大規模小売企業のバイイングパワーに対抗できるバーゲニングパワー構築のための戦略と、大規模小売企業との取引を積極的に進めるべく、リテールサービスの強化や効率的なサプライチェーン構築を図った戦略に大別できるということである。

最後に、個々の農協が自ら打ち出す経営戦略とりわけマーケティング戦略は、専門農協の展開を方向づけるキーフaktorであるほか、協同組合のコンソーシアム組織における議決権の確保は、自らのマーケティング戦略をネットワーク組織に貫徹できる主要な手段でもあるということである。

(2) 日本への示唆

以下には、日本の農協が取り組んでいる青果物マーケティングや日本の農協改革をめぐる議論^(注19)のあり方に関連づけられる、いくつかの示唆を整理した。

一点目は、青果物の販売事業に関しては、小売主導型流通システムの強まりに直面し、大規模小売企業との取引が増えるなか、その取引関係に対する農協自らのポジションを明確に打ち出す必要があるものの、その選択すなわちバーゲニングパワーによる対抗関係の維持か、あるいはバイイングパワーへの順応かを決定づけるネットワーク構築の地理的範囲が制限されているということである。日本の農協は、戦前から引き継いだ整然とした系統組織（千葉（1997, 41頁）の下で、地理的近接性＝連坦性（千葉（1997, 38頁））を基本に、行政区域とりわけ県に完結する農協の合併や事業の統合に大きく傾斜した選択がなされ、産地間協力より産地間競争を強く意識した産地マーケティングを展開しているからである。

そこで、二点目は、農協の青果物マーケティングにおける品揃えの充実や差別化製品の確保を可能にするためには、多様な地域の農協を農協間ネットワークに包摂する必要があるほか、ある程度の組合員外取引の許容が求められるものの、その結果次第では地域農協としての面貌や協同組合本来の相互扶助の理念が蔑ろになる可能性も排除できないということである。

三点目は、日本の農協改革論議に度々言及される経済事業に特化し自立した農協の

イメージを、本稿の事例分析結果に照らし合わせれば、自らの経営理念に基づきマーケティング戦略を打ち出し、これを前提にネットワーク組織を選び、かつそれをネットワーク組織にも貫徹させる「アグリンテサ」や「アポフルーツ」のような農協が浮かび上がってくるということである。

四点目は、株式会社としてのコンソーシアムを想定すれば、川中もしくは川下における営利企業を株主として迎え、出資額シェアに応じた議決権の傾斜配分を無制限に認めるガバナンスは、農業生産者にメンバーが完結する協同組合組織という農協のアイデンティティを危うくする大きな危険を潜めているということである。例えば、フルタゲルは、小売業態が最大の議決権を持ち、コンソーシアムをコントロールしているものの、それが生協という協同組合であるほか、イタリアの協同組合法による議決権^(前掲〔注7〕)の制限が理事会における農協の意思決定権を保護している。この点を鑑みれば、全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化をめぐる論議には、株主の選択可能性や農協のアイデンティティを守りうる議決権の配分方式が考慮されて然るべきであろう。

これらの示唆は、日本の農協改革論議に対して、既存のJAグループの枠組みを取り払い、農協が必要に応じて選択しうる多様な農協間ネットワークを想定した検討の必要性を訴えている。そして、その検討の際には、農協間のネットワークの広がりによって、失われるかもしれないコミュニティをベースとした地域農協の存立基盤、産地、

品目、事業領域が錯綜したネットワーク間の競争の行方、農協としてのアイデンティティを守りうる農協・非農協間の資本提携のあり方をも考慮に入れて然るべきであろう。

(注19) 規制改革会議が打ち出した「農業改革に関する意見」(平成26年5月14日)によれば、単協の専門農協化と連合会組織としての全農の株式会社化が農協改革論議の重要な柱として取り上げられている。

<参考文献>

- 李哉泓 (2010) 「EUの果実・野菜部門共通農業市場改革における生産者組織の可能性」『農業市場研究』第19巻第2号, 1~12頁
- 李哉泓・岩元泉・豊智行 (2013) 「小売主導により進むイタリアの有機農産物マーケットの特徴」『農業市場研究』第22巻第2号, 11~21頁
- 太田原高昭 (1989) 「農協の位置と役割」大内力・梶井功編『農協四十年—期待と現実— (日本農業年報36)』御茶の水書房
- 川村保 (2007) 「日本の農協論の現状と課題」生源寺真一編『これからの農協』農林統計協会
- 栗本昭 (2007) 「諸外国と協同組合運動の特徴」生源寺真一編『これからの農協』農林統計協会
- 小林国之ほか (2015) 「系統農協組織の改革と経済連機能の現段階的意義に関する研究」『協同組合奨励研究報告 第40輯』家の光出版総合サービス, 195~222頁
- 田中久義 (2007) 「強まる市場主義のなかでの協同組合モデル」生源寺真一編『これからの農協』農林統計協会
- 千葉修 (1997) 「農協合併の歴史と現段階」両角和夫編著『農協問題の経済分析』農業総合研究所, 研究叢書120号
- ベックム, オンノ・フランク・ファンほか著/農林中金総合研究所海外農協研究会訳 (2000) 『EUの農協—21世紀への展望』家の光協会
- ベイマン, ヨスほか著/農林中金総合研究所海外協同組合研究会訳 (2015) 『EUの農協—役割と支援』農林統計出版
- 増田佳昭 (2015) 「農協共販をめぐる問題状況と課題」『日本農業市場学会2015年度大会報告資料集 (大会シンポジウム第1報告)』, 10~21頁
- 若林剛志 (2012) 「専門農協論序説—専門農協の定義と論点について—」『農林金融』2月号
- Bono, P. and C. Iliopoulos (2012), *Support for Farmers' Cooperatives ; Case Study Report: Internationalisation of second-tier Cooperatives: The case of Conserve Italia, Italy*. Wageningen: Wageningen UR.
- Chaddad, Fabio R. and Michael L. Cook, (2001), "Integrating Supply Chain and Network Analyses: The Study of Netchains," *Journal on Chain and Network Science*, pp.7-22.
- Cogeca (2014), *Development of Agricultural Cooperatives in the EU*.
- European Commission (2011), *The EU Fruit and Vegetables Sector: Overview and Post 2013 CAP perspective*.
- Fici, A. (2010), *Italian Co-operative Law Reform and Co-operative Principles*, Euricse (European Research Institute on Cooperative and Social Enterprises) Working Papers, No.002.
- Konefal, J., Mascarenhas, M. and Hatanaka, M. (2005), "Governance in the global agro-food system: Backlighting the role of transnational supermarket chains," *Agriculture and Human Value*, Vol.22, pp.291-302.
- Menzani, T. and Zamagni, V. (2010), "Co-operative networks in the Italian Economy," *Enterprise & Society*, 11-1, pp.98-127.
- MPAAF (MINISTERO DELLE POLITICHE AGRICOLE ALIMENTARI E FORESTALI) (2013), *Osservatorio della cooperazione agricola italiana- La dimensione economica della cooperazione agroalimentare in Italia nel 2011*, pp.1-45.
- Petriccione, Gaetana (2013), "Imprese Agricole E Relazioni di Filiera: Gli Strumenti di Organizzazione Economica a Sostegno della Competitivita," *RAPPORTO SULLO STATO DELL' AGRICOLTURA, INEA*.
- Zamagni, S. and Zamagni, V. (2011), *Cooperative Enterprise-Facing the Challenge of Globalization*, Edward Elgar Pub.

(イ ジェンヒョン)

〈講演録〉 アジアにおける食料安全保障 の決定要因

—制度の重要性—

講演者 周 章躍 (ZHOU, Zhang-yue)

〈豪州ジェームス・クック大学 教授〉

編集・解題 平澤明彦 〈主席研究員〉

〔解題〕

2017年3月23日、農林中金総合研究所では豪州から来日した周章躍 (ZHOU, Zhang-yue) 教授による講演会を開催した。これはその記録である。本来の演題は「アジアにおける食料安全保障の不足—制度は重要か—」(Food Insecurity in Asia: Do Institutions Matter?) であるが、本誌への掲載にあたりわかりやすくするため若干改めた。

周教授は30年間以上にわたり豪州で研究を続けており、ジェームス・クック大学の教授を務めている。出身は中国の農村地域であり、中国における食生活の変化や食料安全保障、豪州農業などに関する著書がある。

2014年から15年にかけて、周教授はアジア数か国の研究者を集めて第二次大戦終結以後の食料安全保障政策に関する共同研究を行い、この夏には報告書の刊行を予定している。この講演は、その研究成果のうち、国別の研究結果を踏まえた周教授の国際比較分析によって行われる。講演時間の制約から、各国の事例については説明が大幅に省略されている。

本講演の主な主張は、各国の食料安全保障には、(1人当たりの所得水準だけでなく) 腐敗や民主主義といった制度面の要因が大きな影響を及ぼす、ということである。また、周教授の専門分野を反映して中国に関する言及が多く、中国の国際的な位置づけを探求している感もある。日本の各種施策については成功例としておおむね好意的に評価している。

その一方、土地資源や人口による影響があまりないという分析結果は、読者にとって意外かもしれない。これは分析のアプローチによるところが大きいと考えられる。本講演の国際比較は各国における食料安全保障の実績に基づいており、特に後段の統計分析は現在の供給実績を対象としている。そのため、食料安全保障に対する潜在的な脅威やリスクについてはあまり注意が払われておらず、日本国内で通常なされる食料安全保障の議論とは視点が異なっている。しかし、周教授が実績を高く評価するイスラエルや日本の制度は、潜在的な脅威への対処や過去における食料不足の経験からつくられたものである点には注意を要する。資源など各種の制約があっても、それを政策により補い、あるいは克服して高水準の食料安全保障を実現した国と、していない国がある場合、そうした制約を統計分析で規定要因として検出するには別途の配慮が必要であろう。

なお、筆者はこの共同研究に日本担当として参加した。

目次

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 食料安全保障の国際比較 | (3) 輸入と食料援助 |
| 2 食料安全保障の定義 | (4) 補助金の使用 |
| 3 各国の推移 | (5) 不測時への備え |
| 4 各国政府による食料供給への関与 | (6) 流通と分配 |
| (1) 農業経営の形態 | 5 食料安全保障の決定要因 |
| (2) 供出制度 | 6 考察 |

1 食料安全保障の国際比較

世界各国における食料安全保障の状態は様々です。それらを比較して評価するための枠組みがいくつか開発されています。例えば、世界食料安全保障指数（GFSL: Global Food Security Index）という指標を世界100か国以上について並べてみると、その中でアジアのいくつかの国の位置を把握することができます。

シンガポール、イスラエル、日本、韓国の4か国は非常に高いところにあります。マレーシア、中国、タイ、インドネシアの順位は中程度です。水準の低い国々もアジアにはあります。インド、パキスタン、バングラデシュなどです。

なぜこうした水準の違いが出てくるのか。アジアの国々の中で食料安全保障の状況がなぜここまで異なっているのかを知りたい。それを決定する諸要因の中でも一番大事な因子を見つけないといけないのがこの研究の目的でした。水準の低い国は、水準の高い他のアジアの国から何を学ぶことができるか、勧告や提案ができるようになりたいという動機もありました。

2 食料安全保障の定義

本日の話の構成ですが、まず最初に、食料とは何か、その安全保障とは何か。また、その水準をどのように測定するのかを紹介します。それから、各国がどのように異なる

る食料安全保障の確保の対策をとってきたか。次に、これらに基づいて、どのような要因が食料安全保障に影響を及ぼすのかをまとめます。そして最後に、安全保障のレベルが低い国は高い国から何を学ぶことができるのかについて述べます。

食料とは何か。WHOとFAOの定義によりますと、それは何らかの栄養がある素材であって、人間が摂取が可能なものであって、カロリー、タンパク質、脂肪、そのほか必須の微量栄養素などが摂取ができるものです。

しばしば食料安全保障という言葉を目にします。FAOの定義（1996年）によりますと、食料安全保障は、全ての人がいかなるときにも活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養のある食料を物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成されます。

こうした食料安全保障の達成には、いくつか重要な側面（dimension）があります。まず、利用の可能な食料が存在すること（availability）。これが一番大事な側面です。そもそも利用可能でないのであれば、ほかの側面について検討する意味がありません。

第二に、供給の持続可能性です。つまり、今、今日、食べる食べ物があるということはたしかに重要ではあるけれども、継続して将来も食べることができるということも重要です。

第三に、食品あるいは食料の品質と安全性です。食べる物があるということは大事

ではあるけれども、それが安全であることも必要です。

また、第四に、文化的に合った食べ物です。特定の集団にとっては、食べられないものや合わないものもあります。例えばイスラム教徒は豚肉を食べないとか、そういったことです。

そして第五に、食料にアクセスができるか。経済的にも物理的にもです。どういうことかと言いますと、まずは市場、売っているところでお金を払って入手、購入しなければいけません。また、比較的、利便性のある形で購入ができなければいけません。フードデザートということが話題になっていると思います。物理的に本当に手が届き、取得できるかどうかということで、どこかに食べ物が存在していたとしても、自分が物理的に取得ができないのであれば意味がないのです。

このような各種の側面を理解することが極めて重要です。時々、食料安全保障のことを単に利用可能な食料が存在することだと思っている人がいますが、それでは完全な理解ではありません。

先ほどの定義に基づいて、ある国の食料安全保障の水準が高いか低いか、測定する方法はいくつかあります。主要なものとしては、Oshangらによるもの(94年)や、米国国際開発庁(USAID)によるもの(99年)、それにエコノミスト誌による世界食料安全保障指数(上述)があります。

例えばOshangらの方法では、食料供給の十分性と、食料供給・アクセスの安定性

が基本的な構成要素です。前者の食料の十分性については、栄養面の十分性や、食品の安全性と品質、そして文化的に受容できるものかどうかによって測ります。一方、安定性については環境上の安定性と、社会的な安定性の両面から評価します。

これらは、先ほど定義の次に説明した各種側面をうまく反映しています。まずは利用可能な食料があり、かつ十分な量である。また、それだけではなくて、合理的な安全基準と品質を満たしたものであって、文化的にも問題がなく、安定的な供給と生産をサポートするような環境であること。そして最終的に人々が食料にアクセスができるということです。

次に、米国の国際開発庁が使っている測定の枠組みでは、まず食料の利用、アクセス、食料があるのかどうか、などに基づいて計測しています。環境のことも考慮して、あとは緩衝在庫なども含まれています。先ほど見た枠組みと非常に似ています。

FAOの枠組みでは、4つの重要な側面に着目しています。①利用可能な食料はあるか、②アクセス、③安定性、④利用の4つです。こうした主要な側面の計測には、それぞれ複数の補助的指標を用いています。

エコノミスト誌は、前出の測定枠組みである世界食料安全保障指数をつくっています。これは主に、手ごろな価格であるかどうか、入手可能か、それに品質・安全性の3つの側面から評価しています。

今、駆け足で4つの枠組みを紹介しましたが、類似しているところも違う点もある

ことがわかったと思います。まず、全てに入っているのが利用可能な食料の存在とアクセスです。明らかに利用可能な食料の存在が、どの枠組みの中でも一番重要です。

3 各国の推移

今日は、最初に紹介した5つの側面に基づいてお話しします。

まず国ごとの利用可能な供給量です。1961年から2009年ないし2010年までの期間について熱量・脂肪・タンパク質の1人当たり供給量を見ます。中国では有意に改善しており、熱量供給の所要量を超えています。日本の場合は非常に優良な状況で、60年代からカロリー的にもきちんと要求量を超えています。韓国も良好です。インドについては長らく所要量を下回っていましたが、ようやく最近、全国平均レベルで言えばおおむね所要量に達したかどうかというところですが、インドネシアは80年代になって必要量を達成しました。90年代後半は金融危機のときには若干下がったという苦勞の時期がありました。北朝鮮については食事の熱量供給がまだ不足しています。マレーシアはいい状態です。タイも最近はよくなりました。イスラエルは非常に十分な量があります。

この中で人口の多い中国とインドについてももう少し詳しく見ましょう。中国は熱量摂取の面では80年代には所要量に達しました。少し後になってから脂肪の所要量を達成しました。90年代の早い時期にタンパク

質についても達成した。今は利用可能性という意味では豊富になりました。それに対して、インドの状況はよくなっているけれども、それほど大きな改善ではありません。熱量についても所要量にようやく到達した程度のところですが。脂肪もぎりぎりです。タンパク質はまだ所要量をかなり下回っています。

4 各国政府による食料供給への関与

今紹介した国々は、それぞれ食料安全保障をよくするために何をしてきたでしょうか。食料安全保障の一番重要な側面は利用可能な食料の存在だと言いました。十分な供給があった場合、それによって需要を満たすことができます。それは食料安全保障にとって非常によい基礎となります。各国ではどのように需給を管理してきたでしょうか。

(1) 農業経営の形態

ほとんどの国では家族農業を行っています。家族農業があるところでは、食料安全保障の改善はうまくいっています。農業協同組合的なやり方でうまくいっている国も一部にあります。典型的なのがイスラエルです。イスラエルは本質的にはこういった協同組合的な性質を持っています。ただし加入は任意です。その結果、イスラエルの農業生産は非常に大きくなりました。

中国でも1950年代の半ばにはこのような

協同組合的なアプローチをとって、それによって食料安全保障が改善しました。しかし、間もなく政府は集団農場に切り換えていきました。任意ではない義務的な形で集団農場を導入した国では、おおむね農業生産は減りました。

北朝鮮の場合には組合というような言葉で呼んではいけるけれども、実態は集団農場です。中国は集団農場を諦めて、その結果もあって、今、中国では利用可能な食料の供給量や安全保障はいずれもよくなっています。北朝鮮ではまだ集団農場が続いています。食料安全保障レベルもまだ極めて低い状態です。

(2) 供出制度

どの国でも政府への供出が強制されるとうまくいきません。日本でも戦後に、政府がそのようなことを行ったけれども、あまりうまくいかなかったということが記憶にあるかもしれません。韓国も似たような方法をとったけれども、やはりうまくいきませんでした。ただし、日本も韓国も間もなくそのような供出はやめて、その結果、前進を行うことができました。

中国と北朝鮮は随分長くこのアプローチを継続して、80年代の後半になって中国ではようやくやめて、北朝鮮ではまだ政府への供出は続いています。

(3) 輸入と食料援助

供給を増やすために輸入している国はたくさんあります。そうは言っても輸入の仕

方は国ごとに違います。日本と韓国は両方とも戦後食料が不足していたときには必要に応じて輸入しました。

一方で、食料が不足しているのに輸入しない国もあります。例えば中国は1958年から62年の間、大飢饉があったにもかかわらず、国民に食べさせるどころか、輸入せず逆に輸出を続けていました。北朝鮮も不足しているにもかかわらず必要な輸入をしていません。武器を買うお金はあっても食料は輸入しません。

インドにはたくさん食料があるとされていて、実際に輸出が輸入より多いけれども、しかしそれと同時に飢えている人がいる。これは平等にアクセスできるかどうかという貧困問題と関連しています。

日本も韓国も戦後、国民が飢えて食べられなかった時期には食料援助を受け入れました。ほかの国も食料援助を受け入れています。しかし、それを拒絶する国があります。例えば中国は、資本主義の国から輸入して食料援助をもらうなんて、それはメンツが潰れるということで飢饉の間も輸入せず、援助も受け入れなかったのです。北朝鮮でも、90年代の半ばに飢饉があったときは、援助を政府が受け入れませんでした。なぜかと言うと、北朝鮮の一般の人たちが自分たちは食べる物が無いのにほかの国には豊富にあるということを見つけてはいけなかったからです。

(4) 補助金の使用

食料生産をサポートするための補助金は、

ほとんどの国が使っています。例えば日本や韓国のように補助金を使っている体制、パラダイムもあります。ただ、非常に費用が高つくということがわかっています。中国も豊かになって、補助ができる状況ではあるのですが、他国の教訓を学ばない形で補助を続けている。特に最近、中国の補助金は大幅に増えています。それによって国内市場が歪曲されています。時には、中国国内で生産された穀物価格が国際市場よりも高い値段であったりします。中国のこのような状態が持続可能であるかどうか、わかりません。

(5) 不測時への備え

不測時対応についても見ましょう。食料安全保障水準のレベルが高い国では緊急事態へのきちんとした備えがあります。例えば皆さんよくご存じのように日本はしっかり備えがあります。私どもの研究では、日本の経験がほかの国にとっても役立つことが確認されました。日本の緊急体制においては、異なる緊急度の区分に応じて必要なときにリソースを展開・動員できるようになっています。

イスラエルも非常に整った体制を有しています。イスラエルと言えば周辺にはあまり友好的ではない国もたくさんあるわけですから。それを反映して、イスラエルの制度では食料供給に関連するどのようなリソースでも、必要なときには国が管理・統制・動員できるようになっています。

将来の食料危機の可能性については、中

国も非常に懸念しています。にもかかわらず、しっかり考え抜いた計画があるわけではありません。中国には備蓄は随分あるけれども、緊急度に応じた対応の区分まではしていません。それでは万が一危機が発生した際に効果的な対応が難しくなるかもしれないし、そもそも費用が非常に高つくります。

不測時に食料の供給を維持するためにも、国内で生産したり輸入するだけではなく、緩衝在庫も積んでおくものです。最初に申し上げたように持続可能な供給というのは食料安全保障の非常に重要な側面です。日本の皆さんはいつでも安全な食品があって非常に幸運です。一方でアジアの一部の国々では安全な食べ物を探すのに苦労しているところもあります。食品の安全問題が多い国と言っても、中国ばかりではありません。ベトナムやタイもそうできて、汚染や公害のために安全な食品づくりがだんだん難しくなっています。

(6) 流通と分配

需要側を見ていきますと、分配や流通の統制や管理をしたことのある国はかなり多いです。日本と韓国では戦中・戦後の短い期間に行われました。一方で中国と北朝鮮ではもっと長く続けられました。中国は93年に公式に廃止しましたが、北朝鮮はまだ続けています。北朝鮮では「成分」と言われる階級制度があって、9ないし10段階に分かれており、それによってアクセスのレベルが変わってきます。

インドの場合には、食料が不足していた時期に短期間やってみただけでも、うまくいかなかった経験があります。今ではほとんどの国が市場アプローチを使っています。食料の生産、流通、消費については市場の調整に任せたほうが効果的で効率的だということが確認されています。

ほとんどの国で栄養教育にも注目をし始めています。それに、食料を無駄にしている、廃棄していることもかなりの国で深刻な状態です。無駄をなくすこと、無駄に廃棄しないことは注目すべき重要な課題です。無駄な廃棄を減らせば、本来不要な需要を減らすか、あるいは供給を増やすことができます。

平等なアクセスの可否は重要な問題です。アクセスの問題が非常に深刻なのはインド、バングラデシュ、パキスタンです。日本と韓国は、他の国に比べるとかなり良い状況です。しかし、近年になって様々な改革等があり、アクセスの問題を抱える人たちもいるようです。

5 食料安全保障の決定要因

ここまで、各国が需給をそれぞれどのように管理してきたのかを紹介してきました。それでは、どのような要因によって食料安全保障の水準が決まるのでしょうか。各国の経験を比較した結果、まず政府が責任を果たすことが重要です。公務員の説明責任、効率的な運営、透明な政策プロセスが大切です。経済的な成長と発展、そして所得の

平等な分配と再分配を提供する諸制度も極めて重要です。

腐敗を減らす、あるいは防止することは非常に重要です。マーケットがきちんと機能するためには法律や規制も重要です。農業投資も極めて重要です。

一方で、国家の安全保障を抑止、阻害する要因は何か。強制的な集団農場。強制的な政府への供出。市場が存在しない、もしくは存在していたとしても厳しく統制された市場。あるいは貧困率が高くて所得の不平等が深刻な場合です。国が十分な貿易を行わない場合もあります。国際貿易を阻害するような不整合、不調和な制度がある場合もそうです。

次に挙げる4つの要因については一般的に皆さん、これが食料安全保障に重大な影響を及ぼすと思われがちですけれども、我々の研究によるとこれらは決定的な要因ではありません。人口。例えばインドと中国はとも人口が多い。しかし両国の推移は異なっています。また、特に中国の経験は説得力があります。中国の人口は30年前よりもはるかに増えた。にもかかわらず、食料安全保障は30年前に比べて今のほうがはるかに向上しています。人口の問題ではないということです。

食料生産するための資源があるかどうか。もしこれが本当に重要であれば、シンガポール国民は全員が飢餓で亡くなっているはずですが。日本も韓国もイスラエルも資源には限りがあります。にもかかわらず、今申し上げた国々はいずれも非常に食料安全保

障の水準が上がっています。インドネシア、パキスタンのほうがもともとのこういった資源は豊富であるにもかかわらず、食料安全保障の水準は必ずしも高くはありません。

これも中国を見ると非常に説得力がありまして、中国には人口1人当たりで見れば30年前のほうが今よりこういった食料に関する資源はあったにもかかわらず、1人当たり資源が減少した今のほうが食料安全保障の水準は高くなっています。

文化と伝統は一定程度、食料生産と食料安全保障には影響があるけれども、確定的なものではありません。それをよく説明できるのが韓国と北朝鮮であって、第二次大戦後に南北が分離してから60年以上が経過しましたが、韓国では状況がよくなっているけれども、北朝鮮ではよくなっていない。また、気象とか気候も決定的な要因ではありません。多くの国で異常気象や厳しい天候があっても、必ずしも食料安全保障の水準が悪化するわけではありません。

いろいろな要因が影響を及ぼすなかで、我々としては制度、機構や枠組みが一番大

事だと思っています。では制度とはどういうものかと言うと、ホジソンの定義（06年）によれば、それは確立されて埋め込まれた社会的なルールの体系で、社会的な相互作用の構造を定めるものです。社会学的な観点から見て、どのような集団にも主に5種類の制度があるとされています。政府、経済、教育、家族、宗教にかかわる制度、枠組み、機構です。

この5つの中で全てが食料安全保障に一定程度影響があるものの、最も重要なのは政府・政治・経済の制度です。事例研究を行ったいくつかのアジアの国について、先ほど説明した世界食料安全保障指数と、他のいくつかの指標を比較してみましょう。腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）、民主主義指数（Democracy Index）、それに所得水準や人口、土地資源です（第1表）。世界食料安全保障指数は、腐敗認識指数と正の相関にあることが見て取れます。ただし、この腐敗認識指数は清潔さの度合いであり、値が大きいほど腐敗が少ないことを示しているので気をつけてください。つま

第1表 アジア諸国の食料安全保障に関連する指標

	世界食料安全保障指数 (%)	腐敗認識指数 (%)	民主主義指数 (%)	一人当たりGDP(購買力平価) (米国ドル)	総人口 (千人)	陸地面積 (千km ²)	耕地面積 (千km ²)	人口密度 (人/km ²)	一人当たり耕地面積 (ha/人)
バングラデシュ	36.5	25.0	57.8	2,991	158,513	130	77	1,217.7	0.048
中国	62.2	36.0	30.0	12,609	1,364,270	9,388	1,059	145.3	0.078
北朝鮮	—	8.0	10.8	1,800	25,027	120	24	207.8	0.094
インド	48.6	38.0	79.2	5,565	1,267,402	2,973	1,562	426.3	0.123
インドネシア	46.6	34.0	69.5	10,099	252,812	1,812	235	139.6	0.093
イスラエル	81.0	60.0	76.3	31,180	8,215	22	3	379.6	0.036
日本	78.0	76.0	80.8	35,635	127,132	365	42	348.7	0.033
パキスタン	44.0	29.0	46.4	4,619	185,133	771	212	240.2	0.114
シンガポール	84.8	84.0	60.3	78,958	5,470	0.7	0	7,813.9	0.000
韓国	73.5	55.0	80.6	33,629	50,424	97	15	518.0	0.030

出典 講演資料「アジアにおける食料安全保障の不足—制度は重要か—」

り、世界食料安全保障指数は、腐敗と負の相関関係にあることがわかります。

例えば、シンガポールは腐敗の度合いが低く、食料安全保障の水準は高いです。この腐敗に影響を及ぼすのが先ほどの政治もしくは政府に関する制度です。また、民主化の度合いも影響があります。ただインドの場合を見ると民主化しているからと言って必ずしも食料安全保障が高いということでもないです。一方でシンガポールを見てみると、民主化の度合いが低いからと言って、食料安全保障が低いということでもないです。ということで、民主化の度合いよりは腐敗のほうが影響が大きそうです。

人口や土地資源に関する指標については明らかにこういう影響があるという方向性は見いだせません。こういった相関関係を見て、これを統計的に検証ができれば、腐敗と民主化の度合いが食料安全保障にどういった影響を及ぼすのかを見定めることが可能です。

アジアを含む世界の109の国々に関してこういう数字を集めて、2011、12、13の3年間分、あと2005年で入手可能なものを使って、世界食料安全保障指数を説明する回帰分析をした結果が第2表です。所得水準を表す1人当たりのGDPは最も大きな影響があります。それに加えて、腐敗認識指数や、民主主義指数も大きな影響があります。腐敗が少なく民主的であるほど食料安全保障の水準が高いという相関関係です。標準化偏回帰係数を見ると、腐敗のほうが民主化の度合いよりも影響が大きいです。

第2表 世界食料安全保障指数の回帰分析結果

説明変数	偏回帰係数	標準化偏回帰係数	有意確率
定数	0.8280	4.7100	0.000
腐敗認識指数	0.0950	2.9600	0.003
民主主義指数	0.0886	2.6300	0.009
一人当たりGDP	0.2437	24.6400	0.000
一人当たり耕地面積	0.0013	0.1500	0.878
人口	0.0120	1.6600	0.097

出典 第1表と同じ
 (注) 109か国のデータによる。説明変数はいずれも自然対数変換したもの。

それに対して、人口や土地資源は決定的な要因ではありません。人口については標準化偏回帰係数が既に見た3つの説明変数より小さく、統計的有意水準が低い。1人当たりの耕地面積については標準化偏回帰係数がとても小さいうえ、統計的な有意性もありません。

6 考察

ここまでお話ししたことから何が導き出せるでしょうか。まず、きちんと制度をつくることが重要です。どういう意味でかと言うと、政府が国民に対して説明責任を果たすということです。また、政府自身が自国民の食料安全保障を確保することは自分の責任であると認識することです。政府の業務についても透明性があって効率的である必要がある。そして、腐敗の抑止が実効性のある形で必要です。

経済を成長させる必要があることは言うまでもないけれども、経済成長で得られたものについては平等な分配が必要です。また、市場が自由に機能できなければいけま

せん。農業従事者の金銭的な報酬も、ほかの部門で働いている人と対等な水準でなければいけない。日本はこの点うまくやっています。日本が頑張っているのに対して、他の食料安全保障が低い国のほとんどでは、そうした試みが十分なされていません。

ほかにも重要な含意があって、農業への投資、食料安全保障を管轄するきちんとした政府部門を指定することが有効です。最初に申し上げた、特に優秀な4か国にはそうした役割を担当する政府部門が存在します。一方で他のほとんどの国々にはそうした組織がありません。あるいは食料安全保障を管轄する部門があったとしても、複数の機関に分散をしていたり、その複数の機関の間で相互の調整ができていない状態です。

緊急時に備えた体制についても、その深刻さの度合いに応じた対応が重要です。あとは食料安全保障に関する政策がダイナミックに、常に変わり得るものであることが重要です。なぜかと言うと国内あるいは世界全体における食料の需給状況というのは常に変動しているからです。食料安全保障については民間に重要な役割を持たせることも重要です。

その能力がある国家であれば、海外で食料を生産して輸出することも考えるべきで、そこにお金を使うべきです。と言ってもこれは、よその国における食料生産を支援するという意味です。つまり外国で、わざわざ海外で土地を取得してまで自分で農業生産するという意味ではありません。外国で

土地を取得すると、地元との間で紛争になることが多いのです。

今では多くの国が安全保障の確立のために貿易に依存しています。であるからこそ、平和を維持してグローバルな貿易制度の調和を支えることも各国にとって重要です。

あとは無駄や廃棄を減らすこと、また、安全性と品質を守ることです。

安全保障のレベルが低いアジアの国は他国から何を教訓として学ぶべきか。そういった国が考えなければいけないのは、経済的に貧しいからとか、資源がないからということや文句を言ったり嘆いたりするのではなくて、ガバナンス、統治を見直すべきです。多くの国々では資源がないとか貧しいとは言うけれども、なかなかガバナンスを見直すことはありません。

ガバナンスの問題ではないのですかと、途上国に対して直言することについては、まだ多くの国際機関が怖くて言えない状態です。

願わくば、どの国家においても法律上に、国民1人1人の食料摂取を確保すべきであるという趣旨のことを明記してほしいところです。

その次に各国は何をするべきか。制度を改革する。政府あるいは経済に絡む制度について改善をする。経済的な枠組みだけを変えたとしても、政府機構がそのままであれば、その場合には利用可能な食料は増大するかもしれないけれども、(個々人の)食料安全保障は必ずしも向上しません。

典型的なのが中国です。中国の場合は経

済制度を改革したところ、利用可能な食料が顕著に増大しました。そうは言っても食料安全保障の水準を同じだけ高く引き上げることはできていません。中国について、先に述べた食料安全保障の5つの側面を考えると、利用可能な食料と、文化的に受容できる食料の供給というところはいいのですが、それ以外の3つの側面（持続可能性、安全性・品質、アクセシビリティ）はあまりよい水準ではありません。こうした点で、

将来の食料安全保障がどうなっていくかについては不安があります。

どの国でも市場がきちんと機能するようにさせる必要があります。緊急時ではない平時においては需給を市場に任せるべきです。緊急時においては食料市場に政府が介入することはあってもいいかもしれません。

（ツォウ ツァンギユエ）

（ひらさわ あきひこ）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(77)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(77)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(77)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(78)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(78)
6. 農業協同組合 主要勘定	(78)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(80)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(80)
9. 金融機関別預貯金残高	(81)
10. 金融機関別貸出金残高	(82)

〈特別掲載 (2017年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(83)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(84)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(85)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(86)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7755
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2012. 5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
2013. 5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
2014. 5	49,987,138	3,968,643	24,585,188	7,281,816	49,732,035	16,450,589	5,076,529	78,540,969
2015. 5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
2016. 5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241
2016. 12	63,158,916	2,601,504	43,463,382	24,734,173	62,111,397	11,188,920	11,189,312	109,223,802
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259
2	60,786,698	2,483,301	41,620,596	23,008,085	61,060,660	10,775,017	10,046,833	104,890,595
3	61,592,384	2,423,827	39,887,691	22,307,657	62,067,325	10,947,791	8,581,129	103,903,902
4	62,099,076	2,369,043	37,732,627	25,392,842	56,287,463	10,408,484	10,111,957	102,200,746
5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,784,243	-	2,641,748	86	5,365	-	55,431,442
水産団体	1,792,208	150	138,078	2	64	-	1,930,502
森林団体	1,680	-	3,594	-	205	-	5,479
その他会員	2,323	-	12,216	-	-	-	14,539
会員計	54,580,454	150	2,795,637	87	5,633	-	57,381,962
会員以外の者計	429,634	35,350	370,628	87,203	4,333,303	28,981	5,285,099
合計	55,010,088	35,500	3,166,265	87,290	4,338,936	28,981	62,667,060

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 245,485百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	691,159	106,729	51,179	-	849,067
	開拓団体	20	10	-	-	30
	水産団体	18,447	3,317	6,425	20	28,208
	森林団体	2,400	3,253	1,314	21	6,989
	その他会員	1,012	600	20	-	1,632
	会員小計	713,037	113,909	58,938	41	885,926
	その他系統団体等小計	90,381	10,136	39,122	-	139,638
計	803,418	124,045	98,060	41	1,025,564	
関連産業	3,130,930	36,845	760,527	2,107	3,930,410	
その他	5,071,101	2,456	120,068	1	5,193,625	
合計	9,005,449	163,346	978,655	2,149	10,149,599	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2016. 12	8,889,717	54,269,199	63,158,916	10,000	2,601,504
2017. 1	7,181,012	54,331,011	61,512,023	-	2,542,440
2	6,347,525	54,439,173	60,786,698	14,220	2,483,301
3	7,147,856	54,444,528	61,592,384	14,220	2,423,827
4	7,478,086	54,620,990	62,099,076	-	2,369,043
5	7,632,607	55,034,453	62,667,060	-	2,314,936
2016. 5	7,005,155	52,881,546	59,886,701	-	3,014,061

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2016. 12	61,066	24,673,107	62,111,397	13,023,521	2,508	-	161,426
2017. 1	90,853	23,348,895	62,102,940	13,023,521	2,488	-	170,784
2	65,398	22,942,686	61,060,660	13,023,521	1,490	-	170,639
3	95,371	22,212,286	62,067,325	13,166,759	3,913	-	161,215
4	63,141	25,329,701	56,287,463	13,217,670	1,003	-	159,771
5	62,565	25,502,186	57,055,532	13,008,157	1,002	-	163,345
2016. 5	59,854	17,130,320	56,074,942	14,440,766	15,447	-	156,059

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2016. 12	62,659,795	61,279,741	1,334,948	1,159,311	1,933,991
2017. 1	62,366,706	61,191,019	1,336,787	1,159,311	1,933,991
2	62,450,146	61,167,259	1,303,490	1,159,311	1,933,991
3	62,228,814	61,020,425	1,221,510	1,248,981	1,949,099
4	62,769,299	61,581,022	1,261,214	1,245,142	1,951,019
5	62,745,222	61,687,668	1,303,755	1,245,142	1,951,019
2016. 5	60,374,474	59,169,724	1,294,655	876,779	1,869,089

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2016. 11	31,867,962	66,376,763	98,244,725	501,067	335,377
12	32,489,958	66,943,574	99,433,532	501,969	340,801
2017. 1	32,005,251	66,911,107	98,916,358	516,329	356,835
2	32,589,066	66,476,832	99,065,898	511,302	351,991
3	* 32,682,884	* 65,741,474	* 98,424,358	* 533,460	* 365,172
4	33,076,722	65,968,701	99,045,423	541,302	378,039
2016. 4	31,517,224	64,850,686	96,367,910	476,398	307,666

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,487,886	3,480,488	37,485,008	109,223,802
-	1,956,588	3,480,488	38,381,720	107,873,259
-	1,645,752	3,480,488	36,480,136	104,890,595
-	1,257,432	3,480,488	35,135,551	103,903,902
-	2,088,913	3,480,488	32,163,226	102,200,746
-	1,594,147	3,480,488	32,597,258	102,653,889
1,596	1,612,054	3,480,488	24,868,341	92,863,241

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,932,452	1,092,166	2,875	11,188,920	343,308	10,843,496	109,223,802
9,795,840	1,080,502	2,503	11,049,629	670,602	10,607,852	107,873,259
9,528,697	1,073,199	2,481	10,775,017	302,771	9,742,573	104,890,595
9,684,868	1,099,295	2,411	10,947,791	50,000	8,527,216	103,903,902
9,259,252	986,721	2,738	10,408,484	400,000	9,710,954	102,200,746
9,005,449	978,654	2,148	10,149,598	500,000	9,383,006	102,653,889
13,613,532	1,043,460	2,297	14,815,349	19,634	4,747,695	92,863,241

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
85,318	41,793,488	41,743,399	20,000	721,318	17,505,345	6,880,275	1,692,887
66,839	41,376,531	41,326,697	20,000	731,262	17,668,544	6,902,034	1,685,332
56,787	41,481,672	41,428,578	20,000	737,310	17,618,834	6,911,477	1,694,366
64,516	41,259,631	41,203,261	30,000	721,980	18,629,914	7,001,246	1,736,636
66,324	42,460,238	42,403,566	20,000	732,935	16,938,075	6,908,043	1,729,022
58,207	42,286,287	42,227,905	15,000	741,267	17,164,763	6,893,533	1,725,594
58,783	40,593,441	40,537,031	5,000	599,587	16,275,732	6,590,920	1,613,086

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
430,103	73,039,309	72,829,766	4,035,743	1,664,095	21,774,449	168,612	657	
479,519	74,162,677	73,945,383	4,051,305	1,686,206	21,684,303	168,546	657	
431,369	73,636,366	73,420,972	4,093,087	1,728,617	21,657,227	165,141	656	
402,694	73,920,018	73,705,420	4,090,110	1,733,442	21,670,284	164,596	656	
* 414,291	* 73,628,409	* 73,409,682	* 4,080,155	* 1,731,665	* 21,683,626	* 167,802	655	
420,454	74,302,822	74,082,870	3,952,539	1,651,325	21,652,243	168,317	654	
426,238	71,173,603	70,930,882	4,058,291	1,641,692	22,037,622	176,248	662	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2017. 2	2,420,723	1,711,061	19,371	54,945	15,874	1,910,087	1,890,062	81,803	466,690	
3	2,391,158	1,649,403	20,570	55,065	16,434	1,883,734	1,860,891	82,740	461,864	
4	2,377,702	1,669,033	21,070	55,099	16,043	1,868,573	1,848,483	80,179	465,583	
5	2,398,647	1,689,779	21,070	55,099	16,759	1,886,925	1,866,927	79,790	471,005	
2016. 5	2,344,623	1,646,673	14,972	54,039	16,638	1,818,301	1,797,119	84,638	478,917	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2016. 12	801,882	434,073	82,531	60,675	107,403	5,574	802,872	791,107	400	147,927	7,838	80
2017. 1	793,536	431,545	81,693	59,865	107,390	6,248	796,583	787,852	400	146,751	7,792	80
2	787,189	428,599	81,390	59,881	107,365	6,243	788,392	778,335	400	147,052	7,743	80
3	793,649	429,295	82,731	62,126	107,467	5,304	801,341	793,142	400	148,072	7,692	80
2016. 3	785,276	424,169	85,693	63,750	107,715	5,539	788,893	780,712	400	154,384	8,720	82

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	高	2016. 5	961,952	603,745	3,289,342	2,487,350	642,154	1,358,855	196,306
		6	974,332	616,724	3,247,987	2,495,612	648,712	1,371,890	198,759
		7	976,316	613,422	3,227,988	2,486,818	645,594	1,370,332	198,254
		8	980,024	616,613	3,247,046	2,481,037	645,164	1,374,288	198,843
		9	976,522	614,018	3,275,716	2,474,640	649,865	1,376,917	199,429
		10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049
		11	982,447	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492
		12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514
2017. 1		989,163	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456	
2		990,659	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843	
3		984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
4		990,454	627,693	3,466,198	2,552,021	661,170	1,393,984	200,515	
5 P	989,214	627,452	3,502,267	2,550,395	659,393	1,390,545	...		
前 年 同 月 比 増 減 率	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2016. 5	2.3	3.4	7.1	2.0	1.4	2.1	1.9	
	6	2.1	3.7	6.4	1.9	1.3	2.0	2.0	
	7	2.5	3.0	6.3	2.7	1.8	2.4	2.0	
	8	2.4	2.9	7.2	2.2	1.7	2.2	2.1	
	9	2.5	3.0	7.2	2.1	1.7	2.2	2.1	
	10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1	
	11	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1	
	12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1	
2017. 1	2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1		
2	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9		
3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9		
4	2.8	4.0	6.6	2.4	2.6	2.3	1.8		
5 P	2.8	3.9	6.5	2.5	2.7	2.3	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	

	2016. 5	205,953	49,778	1,816,351	1,844,351	481,966	669,311	102,382	
	6	205,924	49,611	1,829,770	1,848,121	485,370	671,924	102,534	
	7	206,116	49,756	1,816,742	1,859,532	486,625	675,311	103,079	
	8	205,865	50,188	1,816,087	1,862,743	486,135	674,517	103,278	
	9	204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,341	
	10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240	
	11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554	
	12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481	
	2017. 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076	
	2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290	
	3 *	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995		
5 P	204,432	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	...		

前年	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	

同月比増減率	2016. 5	△2.0	△2.9	0.4	3.6	3.1	2.1	2.7	
	6	△1.9	△2.8	0.3	3.6	3.1	2.4	2.8	
	7	△1.8	△2.4	△0.7	3.9	3.4	2.7	3.0	
	8	△1.9	△2.0	△0.7	3.9	3.4	2.5	3.0	
	9	△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1	
	10	△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1	
	11	△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4	
	12	△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2	
	2017. 1	△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2	
	2	△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3	
	3 *	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
	4	△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5	
5 P	△0.7	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	...		

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2017年3月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,850,153	96,273	1,950,446	1,941,790	640,373	553,203
北岩	787,291	19,464	580,774	580,630	132,792	164,016
茨城	1,424,305	25,549	1,000,799	997,658	353,910	164,292
埼玉	3,084,429	139,445	2,328,025	2,326,355	657,500	226,689
東京都	2,642,463	77,107	1,676,685	1,676,659	854,950	249,476
神奈川県	4,358,148	189,589	2,842,599	2,842,156	1,466,858	389,791
山梨	502,092	15,673	368,752	368,296	92,156	62,386
長野	2,570,450	51,422	1,262,211	1,261,812	1,073,670	393,291
新潟	1,621,494	56,296	985,378	985,305	503,004	235,160
石川	931,590	17,468	642,653	642,635	184,155	138,479
福井	708,960	23,372	504,043	504,024	187,438	68,397
岐阜	2,444,136	70,118	1,836,434	1,836,348	550,159	206,295
静岡県	3,714,017	111,303	2,596,194	2,596,022	972,520	338,345
愛知	7,112,279	187,402	4,027,609	4,027,609	2,849,346	576,839
三重	1,843,174	39,124	1,207,920	1,207,180	524,256	200,829
滋賀	1,260,876	34,697	937,379	907,180	350,758	110,574
京都	1,134,957	32,681	861,677	861,500	238,806	81,174
大阪	4,222,203	137,808	3,073,536	3,073,510	1,380,008	710,927
兵衛	4,813,000	154,288	2,935,775	2,935,342	1,636,872	932,001
和歌山	1,312,367	50,738	944,155	944,143	277,981	141,099
鳥取	383,744	8,229	269,055	268,321	104,649	24,964
広島	2,106,351	80,200	1,429,194	1,428,957	703,610	75,091
山口	935,606	35,542	752,813	752,776	160,211	76,339
徳島	737,859	32,546	554,555	554,420	191,763	29,386
香川	1,562,405	26,419	766,283	766,080	788,665	42,890
愛媛	1,505,970	43,011	986,465	982,054	508,758	88,607
高知	810,794	19,871	523,944	523,935	178,423	84,442
福岡	1,966,346	32,382	1,439,181	1,438,816	471,781	203,255
佐賀	701,495	28,131	471,016	470,758	140,952	116,836
大分	472,935	15,600	292,050	291,807	149,965	58,152
宮崎	623,319	19,168	394,151	394,078	153,512	106,030
鹿児島	1,083,606	39,662	817,880	815,105	150,113	151,991
合計	62,228,814	1,910,578	41,259,631	41,203,261	18,629,914	7,001,246
一連合会当たり平均	1,944,650	59,706	1,289,363	1,287,602	582,185	218,789

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2017年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,364,901)	(143,912)	(2,678,368)	(2,663,436)	(18,195)	(805,177)	(109)
青森	555,685	4,462	384,794	383,964	14,682	127,441	10
岩手	1,048,563	13,955	753,766	747,728	55,873	224,791	7
宮城	1,271,847	18,342	866,963	864,816	62,463	334,404	14
秋田	810,801	13,449	507,284	504,456	43,470	200,308	15
山形	986,401	5,971	621,775	618,793	48,785	269,710	17
福島	1,824,610	19,024	1,398,888	1,397,091	43,601	372,005	5
(東北計)	(6,497,907)	(75,203)	(4,533,470)	(4,516,848)	(268,874)	(1,528,659)	(68)
茨城	1,717,335	17,343	1,376,427	1,368,942	65,314	289,060	20
栃木	1,674,851	11,982	1,271,138	1,267,829	100,588	303,295	10
群馬	1,551,253	3,373	1,250,156	1,247,804	34,483	258,425	15
(北関東計)	(4,943,439)	(32,698)	(3,897,721)	(3,884,575)	(200,385)	(850,780)	(45)
埼玉	4,170,198	3,876	2,980,380	2,968,243	157,469	1,084,258	16
千葉	2,592,666	7,516	1,812,966	1,811,122	118,442	685,775	20
東京	3,723,349	21,636	2,606,377	2,595,376	147,007	1,158,567	14
神奈川	6,373,826	12,752	4,276,521	4,249,365	378,463	1,894,421	13
(南関東計)	(16,860,039)	(45,780)	(11,676,244)	(11,624,106)	(801,381)	(4,823,021)	(63)
山梨	665,915	1,611	463,157	461,952	45,167	151,103	11
長野	3,048,429	9,935	2,336,684	2,330,126	51,597	694,866	16
(東山計)	(3,714,344)	(11,546)	(2,799,841)	(2,792,078)	(96,764)	(845,969)	(27)
新潟	2,182,148	16,613	1,563,639	1,561,549	111,933	515,378	24
富山	1,367,121	1,007	1,114,388	1,114,269	45,405	196,902	15
石川	1,205,453	2,288	872,657	870,423	56,683	330,562	17
福井	889,531	1,060	692,244	687,898	21,250	176,254	12
(北陸計)	(5,644,253)	(20,968)	(4,242,928)	(4,234,139)	(235,271)	(1,219,096)	(68)
岐阜	3,104,474	1,680	2,386,673	2,386,355	175,172	607,325	7
静岡	5,185,780	11,948	3,690,672	3,664,485	326,207	1,304,970	18
愛知	8,464,559	33,994	6,862,301	6,861,760	359,226	1,602,705	20
三重	2,410,759	3,237	1,818,733	1,804,789	209,948	412,667	12
(東海計)	(19,165,572)	(50,859)	(14,758,379)	(14,717,389)	(1,070,553)	(3,927,667)	(57)
滋賀	1,591,977	3,540	1,236,437	1,235,310	133,946	240,827	16
京都	1,344,050	8,676	1,097,637	1,094,795	53,488	224,925	5
大阪	4,805,783	12,718	3,995,576	3,980,056	157,957	654,515	14
兵庫	5,671,140	6,600	4,501,012	4,500,693	87,795	1,128,866	14
奈良	1,422,193	2,125	1,028,506	1,019,395	108,938	293,763	1
和歌山	1,592,163	1,780	1,265,375	1,265,001	57,495	229,571	8
(近畿計)	(16,427,306)	(35,439)	(13,124,543)	(13,095,250)	(599,619)	(2,772,467)	(58)
鳥取	508,240	6,555	374,564	373,913	13,204	97,212	3
島根	994,008	3,619	498,547	498,002	162,254	308,453	1
(山陰計)	(1,502,248)	(10,174)	(873,111)	(871,915)	(175,458)	(405,665)	(4)
岡山	1,776,893	10,615	1,294,496	1,290,144	42,377	431,327	9
広島	2,692,837	2,298	2,078,481	2,078,339	50,709	554,596	13
山口	1,224,434	1,167	906,121	901,931	58,123	257,834	12
(山陽計)	(5,694,164)	(14,080)	(4,279,098)	(4,270,414)	(151,209)	(1,243,757)	(34)
徳島	867,701	2,905	725,067	720,795	20,885	110,361	15
香川	1,706,077	3,464	1,551,795	1,551,468	-	174,583	1
愛媛	1,883,584	2,594	1,476,365	1,476,182	96,689	292,862	12
高知	915,727	2,156	743,110	742,744	41,566	139,582	15
(四国計)	(5,373,089)	(11,119)	(4,496,337)	(4,491,189)	(159,140)	(717,388)	(43)
福岡	2,805,827	6,115	1,948,572	1,942,712	79,643	840,545	20
佐賀	934,868	11,334	628,729	627,783	44,312	230,680	4
長崎	691,248	1,942	471,125	469,849	15,483	170,426	7
熊本	1,156,511	26,768	792,034	785,141	45,644	299,881	14
大分	661,058	8,738	440,901	440,728	22,428	190,452	5
(北九州計)	(6,249,512)	(54,897)	(4,281,361)	(4,266,213)	(207,510)	(1,731,984)	(50)
宮崎	812,791	16,309	549,950	548,300	43,640	210,597	13
鹿児島	1,321,577	6,740	943,209	940,396	7,407	311,907	15
(南九州計)	(2,134,368)	(23,049)	(1,493,159)	(1,488,696)	(51,047)	(522,504)	(28)
(沖縄)	(853,216)	(3,736)	(493,849)	(493,434)	(44,749)	(289,492)	(1)
合計	98,424,358	533,460	73,628,409	73,409,682	4,080,155	21,683,626	655
一組合当たり平均 (単位 千円)	150,266,195	814,443	112,409,785	112,075,850	6,229,244	33,104,773	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2017年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	652,292	9,447	523,095	522,610	111,986
		森	64,719	1,766	49,353	47,662	7,746
		手	173,739	3,029	151,544	150,623	24,934
		島	22,574	876	21,191	20,952	1,634
		城	25,710	693	20,696	20,446	4,885
千葉県	東京	葉	64,310	2,314	50,339	48,072	7,161
		京	9,726	143	9,002	8,979	742
		湊	26,201	874	20,837	20,551	2,763
		山	34,203	567	30,683	30,425	2,831
		川	48,632	1,239	38,868	38,406	6,954
静岡県	愛知	井	38,494	997	28,836	27,949	8,629
		岡	118,401	6,826	94,810	90,456	27,951
		知	78,770	2,134	60,422	58,385	13,152
		重	92,206	3,331	66,622	66,233	26,048
		都	43,882	666	35,374	35,021	7,268
兵庫県	徳島	庫	79,010	1,736	57,927	56,209	19,145
		山	43,119	1,032	35,905	35,483	4,393
		取	27,083	806	22,713	22,446	4,264
		島	100,220	1,054	70,185	69,934	21,890
		島	30,539	500	28,906	28,617	2,019
香川県	高松	川	57,483	3,112	53,405	53,373	4,928
		媛	82,921	1,538	56,739	55,428	27,406
		知	36,336	1,896	25,137	24,786	11,051
		岡	58,866	659	52,316	51,758	6,218
		賀	112,601	1,282	80,877	80,831	30,479
長崎県	鹿児島	崎	122,021	1,903	94,772	94,142	23,475
		崎	38,774	991	27,584	27,322	12,504
		島	66,474	3,157	41,547	40,226	29,917
		縄	41,852	497	34,049	33,566	9,491
合	計	2,391,158	55,065	1,883,734	1,860,891	461,864	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2017年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	信用貸出金	報告 組合数
北海道	532,621	79,628	84,145	581,558	578,968	103,739	69
青森	10,685	-	504	10,654	10,554	563	1
宮城	92,263	490	10,578	82,846	81,540	15,285	1
山形	5,176	-	660	4,360	4,196	653	1
福島	9,544	21	987	11,201	10,397	9	2
愛知	4,900	376	410	4,567	4,456	296	1
島根	42,352	323	3,091	37,096	36,538	4,979	1
山口	59,260	307	4,551	41,255	40,385	14,797	1
愛媛	1,880	1,061	171	2,371	2,313	277	1
熊本	10,319	518	684	9,367	8,214	1,408	1
大分	24,649	7	1,686	16,066	15,581	6,066	1
合計	793,649	82,731	107,467	801,341	793,142	148,072	80

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2017年7月20日現在、掲載情報タイトル4,251件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ'. Below this, there is a navigation menu with tabs for 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 ～東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)～' and a brief introduction. Below the banner are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取り組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a footer with social media links and contact information.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年8月号第70巻第8号〈通巻858号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社